

# 玉城町立田丸小学校講堂

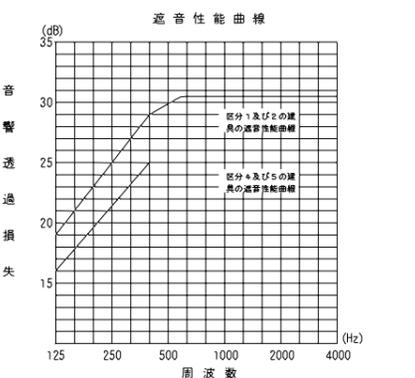
## 空調設備改修工事

区分	図面番号	図面名称	縮尺	区分	図面番号	図面名称	縮尺	区分	図面番号	図面名称	縮尺
建築		表紙・図面リスト		電気				機械			
	A-01	工事特記仕様書(改修) 1	N/S		E-01	電気設備工事特記仕様書(1)	N/S		M-01	機械設備特記仕様書(1)	N/S
	A-02	工事特記仕様書(改修) 2	N/S		E-02	電気設備工事特記仕様書(2)	N/S		M-02	機械設備特記仕様書(2)	N/S
	A-03	工事特記仕様書(改修) 3	N/S		E-03	盤図(1)	N/S		M-03	配置図	1/200
	A-04	防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書 1	N/S		E-04	盤図(2)	N/S		M-04	空調機器表	N/S
	A-05	防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書 2	N/S		E-05	動力設備2階平面図(改修後)	1/100		M-05	空調設備1階平面図(改修後)	1/100
	A-06	配置図・附近見取図・仮設計画図	1/600 1/2500		E-06	動力設備R階平面図(改修後)	1/100		M-06	空調設備2階平面図(改修後)	1/100
	A-07	求精図・求精表	1/200		E-07	動力設備2階平面図(撤去)	1/100		M-07	空調設備屋階平面図(改修後)	1/100
	A-08	1階平面図・仮設計画図	1/100	E-08	動力設備R階平面図(撤去)	1/100	M-08		機械室詳細図(改修後)	1/50	
	A-09	2階平面図・仮設計画図	1/100				M-09		空調設備2階平面図(改修前)	1/100	
	A-10	R階平面図	1/100				M-10		空調設備屋階平面図(改修前)	1/100	
	A-11	断面詳細図	1/50				M-11		機械室詳細図(改修前)	1/50	
	A-12	展開図 A通り, 9通り	1/100				M-12	空調設備ダクト現況図	1/100		
	A-13	展開図 G通り, 2通り	1/100								
	A-14	展開図 ステージ・ミーティング室2	1/100								
	A-15	1階天井伏図	1/100								
	A-16	2階天井伏図(撤去)	1/100								
A-17	2階天井伏図(改修後)	1/100									

<p>工事特記仕様書（改修）</p> <p>I. 工事名称 <u>玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事</u></p> <p>II. 工事概要</p> <p>1 工事場所 <u>三重県度会郡玉城町佐田1247</u></p> <p>2 敷地面積 <u>24,474.93㎡</u></p> <p>3 工事内容</p> <p>棟名称 <u>田丸小学校（講堂）</u></p> <p>構造 <u>鉄骨鉄筋コンクリート造（2階建）</u></p> <p>建築面積 <u>-</u></p> <p>延べ面積 <u>田丸小学校：1,317.70㎡</u></p> <p>工事項目 <u>本工事は空調設備工事及び付随する建築、電気設備工事を行うものとし、防衛省 4級防音工事とする。</u></p> <p>III. 建築改修工事仕様</p> <p>1 共通仕様</p> <p>図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書 令和2年8月制定版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。</p> <p>2 特記仕様</p> <p>(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修標準仕様書の該当項目等を示す。</p>		<p>1.2 建築材料等</p> <p>1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」（最新版）（以下「評価名簿」という。）と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。</p> <p>2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。</p> <p>3) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。</p> <p>4) 本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機材が認証する「あかね材」の優先利用に努めること。</p> <p>5) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。</p> <p>6) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。</p> <p>(認定製品の品名： )</p> <p>7) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。</p> <p>認定製品の品名： ・ 間伐材製工事用パレケード ・ 間伐材工事用看板 ・ 間伐材標示板 ・ ( )</p> <p>測定対象化学物質（●で示したものとする。）</p> <table border="1"> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パラジクロロベンゼン</th> </tr> <tr> <td></td> <td>学校、教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </table> <p>測定対象室及び測定箇所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ ( )</p> <p>測定方法（ ・ パッシブ法 ・ アクティブ法）</p> <p>測定時期 ・ ( )</p> <p>報告書提出部数 2部</p> <p>1.3 化学物質の濃度測定 (1.6.9)</p> <p>1.4 特別な材料の工法</p> <p>改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>1.5 騒音・振動の防止</p> <p>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。</p> <p>1.6 工事写真 (1.2.4)</p> <p>営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成31年版））に従い撮影すること。</p> <p>なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付国営第211号）」による。</p> <p>作成する（○）完成図 ・ 保全に関する資料 ・ ( )</p> <p>完成図作図範囲（配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等）</p> <p>完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。</p> <p>1.7 完成図等 (1.8.2)</p> <p>デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。（A4版用紙に1ページあたり3枚）1部</p> <p>箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。</p> <p>○ アルバム（大きさ335mm×290mm程度、カラー） 3部</p> <p>1.8 完成写真</p> <p>工事写真は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体も提出すること。（提出部数 ○ 3部 ・ 2部）</p> <p>工事完成図書は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき電子媒体も提出すること。（提出部数 ○ 3部 ・ 2部）</p> <p>1.9 電子納品</p> <p>施工範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強</li> <li>図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強</li> <li>自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強</li> <li>駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ</li> </ul> <p>施工図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。</li> </ul> <p>2.1 既存部分等への処置 (1.3.13)</p> <p>工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。</p> <p>2.2 事故の発生時</p> <p>工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。</p> <p>また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p> <p>2.3 下請次數制限及び県内(管内)企業優先使用 (表2.2.1)</p> <p>本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。</p> <p>2.4 総合評価方式</p> <p>本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。</p> <p>2.5 不当介入を受けた場合の措置 (表2.3.1)</p> <p>暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について</p> <p>1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>2) 1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>2.6 消防関係の手続き</p> <p>1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事</li> </ul> <p>2) 防火対象物使用開始届出書書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p> <p>2.7 主任技術者又は監理技術者</p> <p>1) 技術者要件</p> <p>工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。</p> <p>(2) 専任を要しない期間</p> <p>① 現場施工に着手するまでの期間</p> <p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。</p> <p>(2) 検査終了後の期間</p> <p>検査完成後、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が</p>		適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン		学校、教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●	●		その他	●	●	●	●	●	●	<p>2.8 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>1 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防音パネル 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）</li> <li>防音シート 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）</li> </ul> <p>2 足場 (2.2.1)</p> <p>足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>外部足場 ○ 設置する（設置範囲 ○ 工事に必要な範囲 ・ ） ・ 設置しない</p> <p>防護シート ○ 設置する（設置範囲 ○ 工事に必要な範囲 ・ ） ・ 設置しない</p> <p>内部足場 ○ 設置する（ ・ ） ・ 設置しない</p> <p>3 既存部分の養生 (表2.2.1)</p> <p>養生方法（ ） 保管場所 ・ 構内既存施設内 ・ ( )</p> <p>固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>4 仮設間仕切り (表2.3.1)</p> <p>屋内の仮設間仕切り ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>合板 厚さ ・ 9mm ・ ( )</p> <p>せつこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ ( )</p> <p>合板又はせつこうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>仮設扉 設置箇所 ・ 図示（図面番号： ）</p> <p>仕様 ・ 合板張り木製扉 ・ ( )</p> <p>5 監督員事務所 (2.4.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構内建物内の一部を使用する。</li> <li>○ 設置する（場所、備品等は打合せによる）</li> </ul> <p>監督員事務所の規模(単位:m)</p> <table border="1"> <tr> <th>適用</th> <th>○</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> <tr> <td>規模</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>監督員事務所の仕上げ</p> <table border="1"> <tr> <th>部 位 等</th> <th>仕 上 げ</th> </tr> <tr> <td>床</td> <td>合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td>合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り</td> </tr> </table> <p>6 監督員事務所の設備、備品等 (2.4.1)(2)(7)</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>機・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話 FAX</th> <th>冷暖房機器</th> <th>インターネット</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </table>		適用	○	20程度	35程度	65程度	100程度	規模						部 位 等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り	屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り	種類	機・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台	<p>2.9 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>1 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>2 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>3 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>4 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>5 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>6 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>7 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>8 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>9 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>10 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>11 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>12 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>13 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>14 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>15 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>16 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>17 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>18 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>19 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>20 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>21 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>22 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>23 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>24 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>25 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>26 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>27 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>28 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>29 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>30 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>31 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>32 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>33 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>34 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>35 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>36 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>37 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>38 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>39 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>40 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>41 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>42 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>43 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>44 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>45 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>46 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>47 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>48 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>49 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>50 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>51 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>52 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>53 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>54 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>55 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>56 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>57 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>58 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>59 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>60 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>61 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>62 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>63 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>64 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>65 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>66 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>67 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>68 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>69 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>70 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>71 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>72 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>73 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>74 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>75 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>76 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>77 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>78 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>79 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>80 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>81 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>82 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>83 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>84 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>85 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>86 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>87 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>88 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>89 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>90 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>91 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>92 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>93 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>94 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>95 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>96 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>97 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>98 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>99 仮設工事 (表2.2.1)</p> <p>100 仮設工事 (表2.2.1)</p>	
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン																																																																																								
	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●																																																																																								
	住宅	●	●	●	●	●	●																																																																																								
	その他	●	●	●	●	●	●																																																																																								
適用	○	20程度	35程度	65程度	100程度																																																																																										
規模																																																																																															
部 位 等	仕 上 げ																																																																																														
床	合板張り又はビニール床シート張り																																																																																														
内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り																																																																																														
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り																																																																																														
種類	機・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																																																																										
数量	組	台	個	個	個																																																																																										
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																																																																										
数量	足	着	個	個	台																																																																																										
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																																																																										
数量	個	個	台	台	台																																																																																										
<p>1 適用基準等</p> <p>1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）</p> <p>国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）</p> <p>2) 建築工事標準詳細図</p> <p>国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）</p> <p>3) 防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書「最新版」</p> <p>2 施工条件 (1.3.5)</p> <p>○ 監督員と協議し決定する。</p> <p>施工可能日 指定なし ・ 指定有り（打合せ）</p> <p>一部に土、日曜日、祝祭日施工あり</p> <p>施工可能時間帯 ○ 指定なし ・ 時 ～ 時 ・ 指定有り（打合せ）</p> <p>概成工期 ・ 指定なし ・ 年 月 日 ○ 適用しない</p> <p>3 部分引渡し、部分使用</p> <p>・ 部分引き渡しあり ・ 部分使用あり</p> <p>指定部分（ ）</p> <p>時 期（平成 年 月 日～ ）</p> <p>4 埋蔵文化財調査</p> <p>埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発掘調査等の実施あり</li> <li>発見された場合、発掘調査等の実施あり</li> </ul> <p>5 発生材の処理等 (1.3.12)</p> <p>・ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>分別解体等の方法</p> <table border="1"> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> <tr> <td>造成等</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td>・ 有 ・ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き渡しを要するもの ・ 有（ ）</li> <li>特別管理産業廃棄物 ・ 有（ ） 処理方法（ ）</li> <li>水銀使用製品産業廃棄物 ・ 有（ ・ 蛍光ランプ ・ HIDランプ ・ ( ) ）</li> <li>現場において再利用を図るもの（ ）</li> <li>再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材</li> </ul> <p>成形板等の解体・撤去にあたっては、事前に石綿含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。</p> <p>6 建設副産物情報交換システムの利用</p> <p>再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。</p> <p>7 三重県産業廃棄物税</p> <p>本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。</p> <p>なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p> <p>8 電気保安技術者 (1.3.3)</p> <p>配置する</p> <p>9 技能士 (1.6.2)</p> <p>職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。</p> <p>10 施工数量調査 (1.5.2)</p> <p>調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による</p> <p>11 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)</p> <p>補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ ( )</p>		工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	<p>設計年月日</p> <p>承認</p> <p>検図</p> <p>P &amp; D</p> <p>工事名称：玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事</p> <p>図面名称：工事特記仕様書（改修） 1 SCALE N/S</p> <p>A-01</p>																																																																								
工程	作業の有無	分別解体等の方法																																																																																													
造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																																																																																													
基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																																																																																													
上部構造部分・外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																																																																																													
屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																																																																																													
建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																																																																																													
その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																																																																																													

<b>仮設工事</b> ⑦ 仮設便所 ⑧ 工事用水 ⑨ 工事用電力 ⑩ 交通誘導警備員	構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない 構内既存の施設 ○ 利用できる ( ○ 有償 ・ 無償 ) ・ 利用できない 構内既存の施設 ・ 利用できる ( ・ 有償 ・ 無償 ) ○ 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。 配置 ・ 図示 (図面番号: )	5 既存防水層表面の仕上塗装の除去 (3.2.6)(3)(4) (3.2.6)(3)(b) ⑥ シーリング (3.7.2) (表3.7.1) (3.7.4~7) (3.7.8) 7 とい (3.8.2) (表3.8.1) (表3.8.2) 8 アルミニウム製笠木 (3.9.2)(3) (表3.9.1) (3.9.3)(2) 8 7x7x18シingle葺き	(M4AS, M4AS1, M4C, M4D1) ・ 行う ・ 行わない (L4X) ・ 行う ・ 行わない 材料 <table border="1"> <tr><th>種類</th><th>材種</th><th>施工箇所</th></tr> <tr><td>・ SR-1</td><td>シリコーン系</td><td></td></tr> <tr><td>○ MS-2</td><td>変成シリコーン系</td><td>金属取合い部</td></tr> <tr><td>・ PS-2</td><td>ポリサルファイド系</td><td></td></tr> <tr><td>・ PU-2</td><td>ポリウレタン系</td><td></td></tr> </table> 工法 ・ シーリング充填工法 ・ シーリング再充填工法 ・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ フリッジ工法 シーリング材の試験 ・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ・ 行わない 材種 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (カラー) ・ 配管用鋼管 (白管) ・ (硬質塩化ビニル雨どい) とい受金物及び足金物 <table border="1"> <tr><th>といの材種</th><th>形状</th><th>取付け間隔</th></tr> <tr><td>軒どい</td><td>120角</td><td>1.0m以下</td></tr> <tr><td>壁どい</td><td>φ65</td><td>1.2m以下</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 工法 ・ 図示 (図面番号: ) 部材の種類 ・ 押し出し200形 (既設 一時撤去再取付け) ・ 押し出し300形 ・ 押し出し350形 ・ 板材折曲げ形 (本体幅 ( ) mm、板厚 ・ 2.0mm ・ ( ) ) 固定金具の間隔 ( mm ) 固定方法 ・ ( ) 各メーカー仕様による ・ 図面 No 参照	種類	材種	施工箇所	・ SR-1	シリコーン系		○ MS-2	変成シリコーン系	金属取合い部	・ PS-2	ポリサルファイド系		・ PU-2	ポリウレタン系		といの材種	形状	取付け間隔	軒どい	120角	1.0m以下	壁どい	φ65	1.2m以下							(6.5.2)(3)(7) 造作用集成材 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 <table border="1"> <tr><th>部位</th><th>品名・樹種</th><th>見付け材面の寸法・品質・数</th><th>厚さ</th></tr> <tr><td>造作用集成材</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td></td></tr> <tr><td>化粧張り造作用集成材</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td>・ ( )</td></tr> <tr><td>化粧張り構造用造作用集成材</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td>・ ( )</td></tr> </table> (6.5.2)(3)(4) 「集成材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 (図面番号: ) 含水率 ・ 15%以下 ・ ( ) (6.5.2)(4)(7) 造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 <table border="1"> <tr><th>部位</th><th>品名・寸法</th><th>表面の品質</th><th>防虫処理</th></tr> <tr><td>造作用単板積層材</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> </table> (6.5.2)(4)(4) 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質、防虫処理 ・ 図示 (図面番号: ) 含水率 ・ 14%以下 ・ ( ) (6.5.2)(5) 「直文集成材の日本農林規格」による直文集成材 品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法 ・ 図示 (図面番号: ) (6.5.2)(6) <table border="1"> <tr><th>品名 (品目)</th><th>樹種名</th><th>接着の程度</th><th>等級</th><th>板面の品質</th><th>防虫処理等</th><th>厚さ</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> (6.5.3)(1) 接合具等 造作用化粧面の釘打ち ・ 隠し釘打ち ・ ( ) (6.5.3)(2) 諸金物 形状、寸法及び材質 ・ 図示 (図面番号: ) (6.5.5)(1) ・ 防蟻、防蟻処理 適用部位 図示 (図面番号: ) 保存処理性能区分 ( ) 薬剤の塗布等の処理方法 ( ) 附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤 ・ 適用する ( ・ 薬剤の種類 ( ) ・ 適用部材 ( ) ) ボード原料接着剤への防蟻・防蟻処理 ( ) (6.5.5)(2) ・ 防虫処理 ・ 図示 (図面番号: )	部位	品名・樹種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ	造作用集成材	・ 図示 (図面番号: )	・ 図示 (図面番号: )		化粧張り造作用集成材	・ 図示 (図面番号: )	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	化粧張り構造用造作用集成材	・ 図示 (図面番号: )	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理	造作用単板積層材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	品名 (品目)	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ																																															
	種類		材種	施工箇所																																																																																																												
・ SR-1	シリコーン系																																																																																																															
○ MS-2	変成シリコーン系	金属取合い部																																																																																																														
・ PS-2	ポリサルファイド系																																																																																																															
・ PU-2	ポリウレタン系																																																																																																															
といの材種	形状	取付け間隔																																																																																																														
軒どい	120角	1.0m以下																																																																																																														
壁どい	φ65	1.2m以下																																																																																																														
部位	品名・樹種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ																																																																																																													
造作用集成材	・ 図示 (図面番号: )	・ 図示 (図面番号: )																																																																																																														
化粧張り造作用集成材	・ 図示 (図面番号: )	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )																																																																																																													
化粧張り構造用造作用集成材	・ 図示 (図面番号: )	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )																																																																																																													
部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理																																																																																																													
造作用単板積層材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )																																																																																																													
品名 (品目)	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ																																																																																																										
<b>防水改修工事</b> ① アスファルト防水 (3.3.3) (表3.3.3)~ (表3.3.10) (3.3.2) (3.3.3)(2)(イ) (3.3.3)(3) (3.3.5) (表8.1.5) 2 改質アスファルトシート防水 (3.4.2) (3.4.3) (表3.4.1)~ (表3.4.3) 3 合成高分子系ルーフィングシート防水 (3.5.2) (3.5.3) (表3.5.1)~ (表3.5.3) (3.5.3) (3.5.4) 4 塗膜防水 (3.6.3) (表3.6.1) (3.6.3)(1) (3.6.3)(2)	改質アスファルトルーフィングシート 種類 ・ 改修標準仕様書 (表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書 (表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( ) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類 ・ 改修標準仕様書 (表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書 (表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( ) 断熱工法の断熱材 (PIB1, P2A1, T1B1, POD1, M3D1, M4D1) 材質 ・ ( ) ・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種 b A (スキンあり) ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材2種 1号 ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材2種 2号 厚さ ・ ( ) ルーフドレン回り及び立上がり部周辺断熱材の張りじまい位置 ・ 図示 (図面番号: ) 脱気装置 (M3D, POD, POD1, M3D1, M4D1) ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号: )、材質 ( ) ) ・ 設けない ・ 仕上塗料 種類 ( ) 使用量 ( ) 保護コンクリートの厚さ くて仕上げ ・ 水下90mm以上 ・ ( ) 床タイル張り ・ 水下60mm以上 ・ ( ) くて仕上げの場合のコンクリートの平たんさ ・ a種 ・ b種 ・ c種 保護層 ・ 設ける ・ 設けない 屋上排水溝の適用 ・ 適用する 立上り保護 ・ 乾式保護材 ( ) ・ コンクリート押え ・ れんが (材種 ・ JIS R1250) ・ モルタル押え 改質アスファルトシート 種類 ・ 改修標準仕様書 (表3.4.1)~(表3.4.3)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書 (表3.4.1)~(表3.4.3)による ・ ( ) 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート 種類 ・ 改修標準仕様書 (表3.4.1)~(表3.4.3)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書 (表3.4.1)~(表3.4.3)による ・ ( ) 断熱工法の断熱材 (M3AS1, M4AS1, POAS1) 材質、厚さ ( ) 図示 ・ ( ) <table border="1"> <tr><th>工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th><th>仕上塗料</th></tr> <tr><td>・ M4AS</td><td>・ AS-T1 ・ AS-T2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>・ AS-J2</td><td></td><td></td></tr> </table> 脱気装置 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号: )、材質 ( ) ) ・ 設けない ルーフィングシート 種類 ・ 改修標準仕様書 (表3.5.1)~(表3.5.3)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書 (表3.5.1)~(表3.5.3)による ・ ( ) 絶縁用シート ・ 発泡ポリエチレンシート 固定金具の材質及び寸法形状 図示 ( ) 断熱工法の断熱材 (POS1, SAS1, S3S1, MAS1) 材質、厚さ ( ) 図示 ( ) <table border="1"> <tr><th>工法</th><th>種別</th><th>種別</th><th>仕上塗料</th></tr> <tr><td>・ S3S</td><td>・ S-F1 (S1-F1)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ S3S1</td><td>・ S-F2 (S1-F2)</td><td></td><td></td></tr> </table> 脱気装置 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号: )、材質 ( ) ) ・ 設けない 既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合 目地処理 ・ 図示 (図面番号: ) 増張り ・ 図示 (図面番号: ) 保護層の施工 図示 (図面番号: ) <table border="1"> <tr><th>工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th><th>仕上塗料</th></tr> <tr><td>・ POX</td><td>・ X-1 ・ X-2</td><td>・ 2階陸屋根</td><td>・ 軽歩行仕上</td></tr> <tr><td>・ L4X</td><td></td><td>・ 2階庇、2階機械室屋根</td><td>・ 軽歩行仕上</td></tr> </table> 脱気装置 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号: )、材質 ( ステンレス製 ) ) ・ 設けない <table border="1"> <tr><th>工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th></tr> <tr><td>・ P1Y</td><td>・ Y-2</td><td></td></tr> <tr><td>・ P2Y</td><td></td><td></td></tr> </table> 保護層 ・ 図示 (図面番号: )	工法	種別	施工箇所	仕上塗料	・ M4AS	・ AS-T1 ・ AS-T2				・ AS-J2			工法	種別	種別	仕上塗料	・ S3S	・ S-F1 (S1-F1)			・ S3S1	・ S-F2 (S1-F2)			工法	種別	施工箇所	仕上塗料	・ POX	・ X-1 ・ X-2	・ 2階陸屋根	・ 軽歩行仕上	・ L4X		・ 2階庇、2階機械室屋根	・ 軽歩行仕上	工法	種別	施工箇所	・ P1Y	・ Y-2		・ P2Y			① 一般事項 (6.1.3)(2) (6.1.3)(3) (6.1.3)(5) 2 既存床撤去、下地補修 (6.2.2)(1)(7) (6.2.2)(1)(4) (6.2.2)(3) 3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2) 4 木下地等 (6.5.1)(3) (表6.5.1) (表6.5.2) (6.5.2)(1)(4) (表6.5.3) (6.5.2)(2)(7) (6.5.2)(2)(4) (6.5.2)(2)(7) (表6.5.4)	既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲 <table border="1"> <tr><th>改修部分</th><th>改修範囲</th></tr> <tr><td>○ 天井</td><td>○ 図示 (図面番号: )</td></tr> <tr><td>・ 壁</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td></tr> <tr><td>・ 床</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td></tr> </table> (6.1.3)(3) 天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) (6.1.3)(5) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) 2 既存床撤去、下地補修 既存床仕上げ材の除去等 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ・ 行う ・ 行わない (6.2.2)(1)(4) 合成樹脂塗床材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法 (6.2.2)(3) 改修後の床の清掃範囲 ・ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲 ・ ( ) 3 既存壁撤去、下地補修 既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法 ・ 図示 (図面番号: ) 4 木下地等 表面仕上げ 機械加工 ・ A種 ・ B種 ・ C種 手加工 ・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種 木材の含水率 (工事現場搬入時、質量比) <table border="1"> <tr><th>部材名称</th><th>種別</th></tr> <tr><td>下地材</td><td>・ A種 ・ B種</td></tr> <tr><td>造作材</td><td>・ A種 ・ B種</td></tr> </table> 製材 「製材の日本農林規格」による製材 <table border="1"> <tr><th>部位</th><th>樹種・寸法・形状</th><th>等級</th><th>含水率</th><th>保存処理</th><th>材面の品質</th></tr> <tr><td>下地用</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> <tr><td>針葉樹製材</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> <tr><td>造作用</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> <tr><td>針葉樹製材</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> <tr><td>広葉樹製材</td><td>・ 図示 (図面番号: )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> </table> ・ 「三重県産ヒノキ」と表示されている製材は「三重の木」認証材を使用する事。 「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率 ・ 図示 (図面番号: ) 造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ( ) 樹種 <table border="1"> <tr><th>部位</th><th>樹種</th><th>県産材</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	改修部分	改修範囲	○ 天井	○ 図示 (図面番号: )	・ 壁	・ 図示 (図面番号: )	・ 床	・ 図示 (図面番号: )	部材名称	種別	下地材	・ A種 ・ B種	造作材	・ A種 ・ B種	部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質	下地用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	針葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	造作用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	針葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	広葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	部位	樹種	県産材										(6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3) (6.6.4) 6 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3) 7 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り (6.8.2) (6.8.2)(1) (6.8.2)(2) (6.8.2)(3)(7)(4) (6.8.2)(3)(7) (6.8.2)(3)(7) (6.8.2)(3)(4)	⑤ 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3) (6.6.4) 6 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3) 7 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り (6.8.2) (6.8.2)(1) (6.8.2)(2) (6.8.2)(3)(7)(4) (6.8.2)(3)(7) (6.8.2)(3)(7) (6.8.2)(3)(4)
工法	種別	施工箇所	仕上塗料																																																																																																													
・ M4AS	・ AS-T1 ・ AS-T2																																																																																																															
	・ AS-J2																																																																																																															
工法	種別	種別	仕上塗料																																																																																																													
・ S3S	・ S-F1 (S1-F1)																																																																																																															
・ S3S1	・ S-F2 (S1-F2)																																																																																																															
工法	種別	施工箇所	仕上塗料																																																																																																													
・ POX	・ X-1 ・ X-2	・ 2階陸屋根	・ 軽歩行仕上																																																																																																													
・ L4X		・ 2階庇、2階機械室屋根	・ 軽歩行仕上																																																																																																													
工法	種別	施工箇所																																																																																																														
・ P1Y	・ Y-2																																																																																																															
・ P2Y																																																																																																																
改修部分	改修範囲																																																																																																															
○ 天井	○ 図示 (図面番号: )																																																																																																															
・ 壁	・ 図示 (図面番号: )																																																																																																															
・ 床	・ 図示 (図面番号: )																																																																																																															
部材名称	種別																																																																																																															
下地材	・ A種 ・ B種																																																																																																															
造作材	・ A種 ・ B種																																																																																																															
部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質																																																																																																											
下地用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )																																																																																																											
針葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )																																																																																																											
造作用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )																																																																																																											
針葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )																																																																																																											
広葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )	・ ( )	・ ( )																																																																																																											
部位	樹種	県産材																																																																																																														

<p>(6.8.2)(3)(a) 防滑性床シート又は床タイル</p> <table border="1"> <tr><th>種類</th><th>寸法</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr> <tr><td>超防汚性ビニル床シート</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(6.8.2)(5) ゴム床タイル</p> <table border="1"> <tr><th>種類</th><th>色柄</th><th>寸法</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(6.8.3)(1) 工法</p> <p>下地 ・ モルタル塗り ・ セルフレベリング材塗り ・ 木下地 ・ その他 ( )</p> <p>(6.8.3)(2)(a) ビニル床シート張り</p> <p>熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない</p> <p>織じゅうたん</p> <table border="1"> <tr><th>種別</th><th>糸の種類</th><th>パイルの形状</th><th>帯電性</th><th>品質の程度</th><th>色柄</th></tr> <tr><td>・ A種</td><td>・ 羊毛</td><td>・ カットパイル</td><td>・ 人体帯電電圧 3KV以下</td><td>・ ( )</td><td>・ 無地</td></tr> <tr><td>・ B種</td><td>・ 紡糸</td><td>・ ループパイル</td><td></td><td></td><td>・ 柄物</td></tr> <tr><td>・ C種</td><td>・ ( )</td><td>・ カット、ループ併用</td><td>・ ( )</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)</p> <p>(6.9.2)(2) タフテッドカーペット</p> <table border="1"> <tr><th>パイルの形状</th><th>パイル長(mm)</th><th>帯電性</th><th>工法</th><th>品質の程度</th></tr> <tr><td>・ カットパイル</td><td></td><td>・ 人体帯電電圧 3KV以下</td><td>・ 全面接着工法</td><td>・ ( )</td></tr> <tr><td>・ ループパイル</td><td></td><td></td><td>・ グリッパー工法</td><td></td></tr> <tr><td>・ カット、ループ併用</td><td></td><td>・ ( )</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(6.9.2)(3) ニードルパンチカーペット</p> <table border="1"> <tr><th>厚さ(mm)</th><th>帯電性</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td>・ 人体帯電電圧 3KV以下</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>・ ( )</td><td></td></tr> </table> <p>(6.9.2)(4) タイルカーペット</p> <table border="1"> <tr><th>種類</th><th>パイルの形状</th><th>寸法(mm)</th><th>総厚さ(mm)</th><th>品質の程度</th></tr> <tr><td></td><td>・ カットパイル</td><td>・ 500×500</td><td>・ 6.5</td><td>・ ( )</td></tr> <tr><td></td><td>・ ループパイル</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> </table> <p>(6.9.2)(5) 下敷き材</p> <p>第2種第2号、厚さ8mm ・ ( )</p> <p>(6.9.2)(6) 見切り、押え金物</p> <p>適用する(材質、種類及び形状 ・ 図示(図面番号: ) )</p> <p>(6.9.3)(3) 織じゅうたんの接合方法</p> <p>・ ヒートボンド工法 ・ ( )</p> <p>(6.9.3)(5) タイルカーペットの敷き方</p> <table border="1"> <tr><th>平場</th><td>・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( )</td></tr> <tr><th>階段部分</th><td>・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( )</td></tr> </table> <p>9 合成樹脂塗床</p> <p>(6.10.3)(2)(a) 弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程</p> <p>・ 平滑仕上げ ・ 防汚仕上げ ・ つや消し仕上げ</p> <p>(6.10.3)(2)(b) エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類</p> <p>・ 薄膜流しのべ仕上げ( ・ 平滑 ・ 防汚) ・ 厚膜流しのべ仕上げ( ・ 平滑 ・ 防汚)</p> <p>・ 樹脂モルタル仕上げ( ・ 平滑 ・ 防汚) ・ 薄膜型塗床仕上げ( ・ 平滑)</p> <p>10 フローリング張り</p> <table border="1"> <tr><th>材料</th><th>種別</th><th>樹種</th></tr> <tr><td>・ フローリングボード(根太張用)</td><td></td><td>・ なら</td></tr> <tr><td>・ 複合フローリング(根太張用)</td><td>・ A種</td><td>・ ( )</td></tr> <tr><td></td><td>・ B種</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>・ C種</td><td></td></tr> </table> <p>防湿処理 ・ 図示(図面番号: )</p> <p>(6.11.5) 接着工法</p> <table border="1"> <tr><th>材種</th><th>樹種</th><th>厚さ</th><th>大きさ</th></tr> <tr><td>・ フローリングボード(直張用)</td><td>・ なら</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ フローリングブロック(直張用)</td><td>・ ( )</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ 複合フローリング(直張用)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ A種</td><td>・ B種</td><td>・ C種</td><td></td></tr> </table> <p>緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示(図面番号: )</p> <p>(6.11.6)(3) 塗装</p> <p>・ ウレタン樹脂ワニス塗り(1液形、B種)</p> <p>・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り</p> <p>・ 生地そのままワックス塗り</p> <p>( )</p> <p>11 畳敷き</p> <table border="1"> <tr><th>種別</th><td>・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種</td></tr> <tr><td>・ D種の畳床 K T - ( ・ I ・ II ・ III ・ K ・ N )</td><td></td></tr> </table> <p>①2 せっこうボード、その他ボード及び合板張り</p> <table border="1"> <tr><th>材種</th><th>種別</th><th>厚さ(mm)</th></tr> <tr><td rowspan="2">○ せっこうボード</td><td rowspan="2"></td><td>・ 9.5(準不燃)</td></tr> <tr><td>・ 12.5(不燃)</td></tr> <tr><td rowspan="2">・ 化粧せっこうボード</td><td rowspan="2">・ トラバーチン模様</td><td>・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)</td></tr> <tr><td>・ 木目模様</td><td>・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)</td></tr> <tr><td rowspan="2">○ ロックウール化粧吸音板</td><td rowspan="2">○ 立体模様</td><td>・ 9( ) ・ ( )</td></tr> <tr><td>・ 9( ) ○ 12(不燃)</td></tr> <tr><td>・ けい酸カルシウム板</td><td>・ タイプII 0.8FK</td><td></td></tr> </table>	種類	寸法	厚さ	備考	超防汚性ビニル床シート				種類	色柄	寸法	厚さ	備考						種別	糸の種類	パイルの形状	帯電性	品質の程度	色柄	・ A種	・ 羊毛	・ カットパイル	・ 人体帯電電圧 3KV以下	・ ( )	・ 無地	・ B種	・ 紡糸	・ ループパイル			・ 柄物	・ C種	・ ( )	・ カット、ループ併用	・ ( )			パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工法	品質の程度	・ カットパイル		・ 人体帯電電圧 3KV以下	・ 全面接着工法	・ ( )	・ ループパイル			・ グリッパー工法		・ カット、ループ併用		・ ( )			厚さ(mm)	帯電性	備考		・ 人体帯電電圧 3KV以下			・ ( )		種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度		・ カットパイル	・ 500×500	・ 6.5	・ ( )		・ ループパイル	・ ( )	・ ( )	・ ( )	平場	・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( )	階段部分	・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( )	材料	種別	樹種	・ フローリングボード(根太張用)		・ なら	・ 複合フローリング(根太張用)	・ A種	・ ( )		・ B種			・ C種		材種	樹種	厚さ	大きさ	・ フローリングボード(直張用)	・ なら			・ フローリングブロック(直張用)	・ ( )			・ 複合フローリング(直張用)				・ A種	・ B種	・ C種		種別	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種	・ D種の畳床 K T - ( ・ I ・ II ・ III ・ K ・ N )		材種	種別	厚さ(mm)	○ せっこうボード		・ 9.5(準不燃)	・ 12.5(不燃)	・ 化粧せっこうボード	・ トラバーチン模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)	・ 木目模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)	○ ロックウール化粧吸音板	○ 立体模様	・ 9( ) ・ ( )	・ 9( ) ○ 12(不燃)	・ けい酸カルシウム板	・ タイプII 0.8FK		<p>(6.13.2)(8) 遮音シール材</p> <p>・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド</p> <p>(6.13.3)(5)(a) 合板類の張付け</p> <p>・ A種 ・ B種</p> <p>(6.13.3)(7)(7) せっこうボードの目地工法</p> <p>・ 継目処理 ○ 突付け ・ 目透し</p> <p>13 壁紙張り</p> <table border="1"> <tr><th>施工箇所</th><th>種別</th><th>防火性能</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>・ 不燃 ・ 準不燃</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>・ 不燃 ・ 準不燃</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>・ 不燃 ・ 準不燃</td></tr> </table> <p>14 モルタル塗り</p> <p>モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料</p> <p>既製目地材 ・ 使用する(形状: )</p> <p>床の目地 ・ 図示(図面番号: )</p> <p>下地処理 ・ 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超 図示(図面番号: )</p>	施工箇所	種別	防火性能			・ 不燃 ・ 準不燃			・ 不燃 ・ 準不燃			・ 不燃 ・ 準不燃	<p>⑦ 塗装改修工事</p> <p>① 材料</p> <p>・ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。</p> <p>・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所: )</p> <p>② 下地調整</p> <p>既存塗膜の除去範囲(塗り替えてRB種の場合)</p> <p>・ 図示(図面番号: )</p> <table border="1"> <tr><th>種別</th><th>下地</th><th>種別</th><th>ひび割れ部の補修</th></tr> <tr><td>・ 木部</td><td></td><td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td><td></td></tr> <tr><td>・ 鉄鋼面</td><td></td><td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td><td></td></tr> <tr><td>○ 垂れめつき鋼面</td><td></td><td>・ RA種 ○ RB種 ・ RC種</td><td></td></tr> <tr><td>・ モルタル、プラスター面</td><td></td><td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td><td>・ 行う</td></tr> <tr><td>・ コンクリート、ALCパネル面</td><td></td><td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td><td>・ 行う</td></tr> <tr><td>・ コンクリート、押出成形セメント板面</td><td></td><td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td><td>・ 行う</td></tr> <tr><td>・ せっこうボード、その他ボード面</td><td></td><td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td><td></td></tr> </table> <p>3 錆止め塗料塗り</p> <p>鉄鋼面 ・ A種 ・ B種</p> <p>垂れめつき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>錆止め塗料塗り種別</p> <p>鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>垂れめつき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>塗料種別 ・ 1種 ・ ( )</p> <table border="1"> <tr><th>種別</th><th>下地</th><th>種別</th></tr> <tr><td>・ 木部</td><td></td><td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td></tr> <tr><td>・ 鉄鋼面</td><td></td><td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td></tr> <tr><td>○ 垂れめつき鋼面</td><td></td><td>・ A種 ○ B種 ・ C種</td></tr> </table> <p>5 クリヤラッカー塗り(CL)</p> <p>種別</p> <p>木部 ・ A種 ・ B種</p> <p>6 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD)</p> <p>種別</p> <p>・ A種 ・ B種</p> <p>上塗り等級</p> <p>・ 1級(フッ素系) ・ 2級(シリコン系) ・ 3級(ポリウレタン系)</p> <table border="1"> <tr><th>下地</th><th>種別</th></tr> <tr><td>鉄鋼面</td><td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td></tr> <tr><td>垂れめつき鋼面</td><td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td></tr> <tr><td>コンクリート面及び</td><td>・ A-1種 ・ A-2種</td></tr> <tr><td>押出成形セメント板面</td><td>・ B-1種 ・ B-2種</td></tr> <tr><td></td><td>・ C-1種 ・ C-2種</td></tr> </table> <p>7 耐候性塗料塗り(DP)</p> <table border="1"> <tr><th>下地</th><th>種別</th></tr> <tr><td>コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面</td><td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td></tr> <tr><td>木部(屋内)</td><td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td></tr> <tr><td>鉄鋼面(屋内)</td><td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td></tr> <tr><td>垂れめつき鋼面(屋内)</td><td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td></tr> </table> <p>8 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)</p> <p>種別</p> <p>下地</p> <p>コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面</p> <p>・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>しみ止め( )</p> <p>木部(屋内)</p> <p>・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>鉄鋼面(屋内)</p> <p>・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>垂れめつき鋼面(屋内)</p> <p>・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>9 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)</p> <p>種別</p> <p>・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>しみ止め( )</p> <p>10 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T)</p> <p>種別</p> <p>・ A種 ・ B種 ・ C種</p>	種別	下地	種別	ひび割れ部の補修	・ 木部		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種		・ 鉄鋼面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種		○ 垂れめつき鋼面		・ RA種 ○ RB種 ・ RC種		・ モルタル、プラスター面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う	・ コンクリート、ALCパネル面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う	・ コンクリート、押出成形セメント板面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う	・ せっこうボード、その他ボード面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種		種別	下地	種別	・ 木部		・ A種 ・ B種 ・ C種	・ 鉄鋼面		・ A種 ・ B種 ・ C種	○ 垂れめつき鋼面		・ A種 ○ B種 ・ C種	下地	種別	鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種	垂れめつき鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種	コンクリート面及び	・ A-1種 ・ A-2種	押出成形セメント板面	・ B-1種 ・ B-2種		・ C-1種 ・ C-2種	下地	種別	コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面	・ A種 ・ B種 ・ C種	木部(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種	鉄鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種	垂れめつき鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種	<p>⑨ 環境配慮改修工事</p> <p>① アスベスト含有建材の除去工事</p> <p>施工調査</p> <p>○ アスベスト含有建材の事前調査</p> <p>工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。</p> <p>調査範囲 ・ 図示(図面番号: ) ○ ( ロックウール吸音板、グラスウール保温筒 )</p> <p>貸与資料 ( )</p> <p>分析によるアスベスト含有建材の調査</p> <p>分析対象</p> <p>・ アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロソライト、トレモライト</p> <p>分析方法</p> <p>・ JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)による</p> <p>・ JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)による</p> <p>・ JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)による</p> <table border="1"> <tr><th>材料名</th><th>定性分析</th><th>定量分析</th></tr> <tr><td></td><td>・ 箇所数( )</td><td>・ 箇所数( )</td></tr> </table> <p>サンプル数 1箇所あたり3サンプル</p> <p>採取箇所 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定</p> <p>測定時期、場所及び測定点</p> <table border="1"> <tr><th>適用</th><th>測定名称</th><th>測定時期</th><th>測定場所</th><th>測定点(各施工箇所ごと)</th></tr> <tr><td>・</td><td>測定1</td><td>処理作業前</td><td>処理作業室内</td><td>計点</td></tr> <tr><td>・</td><td>測定2</td><td></td><td>調査対象外部の付近</td><td>計点</td></tr> <tr><td>・</td><td>測定3</td><td>処理作業中</td><td>処理作業室内</td><td>計点</td></tr> <tr><td>・</td><td>測定4</td><td></td><td>負圧・除じん装置の排気出し口</td><td>出口吹出し風速1m/s以下の位置</td></tr> <tr><td>・</td><td>測定5</td><td></td><td>処理作業室外(敷地境界)</td><td>計点</td></tr> <tr><td>・</td><td>測定6</td><td>処理作業後(シート養生中)</td><td>処理作業室内</td><td>計点</td></tr> <tr><td>・</td><td>測定7</td><td>処理作業後シート撤去後1週間以降</td><td>処理作業室内</td><td>計点</td></tr> <tr><td>・</td><td>測定8</td><td></td><td>調査対象外部の付近</td><td>計点</td></tr> </table> <p>測定方法</p> <table border="1"> <tr><th>測定3</th><th>測定1,2,4,6,7,8</th><th>測定5</th></tr> <tr><td>メンブレンフィルタ直径(mm)</td><td>25</td><td>47</td></tr> <tr><td>試料の吸引流量(L/min)</td><td>・ 1 ・ ( )</td><td>・ 5 ・ ( )</td></tr> <tr><td>試料の吸引時間(min)</td><td>・ 5 ・ ( )</td><td>・ 120 ・ ( )</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>・ 240 ・ ( )</td></tr> </table> <p>(9.1.3) ・ アスベスト含有吹き付け材の除去</p> <p>除去対象範囲 ・ 図示(図面番号: )</p> <p>除去工法 ・ 改修標準仕様書9.1.3(b)(1)による</p> <p>除去したアスベスト含有吹き付け材等の飛散防止</p> <p>・ 湿潤化 ・ 固形化</p> <p>除去したアスベスト含有吹き付け材等の処分</p> <p>・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)</p> <p>(9.1.4) ○ アスベスト含有保温材等の除去</p> <p>除去対象範囲 ・ 図示(図面番号: )</p> <p>除去したアスベスト含有保温材等の処分</p> <p>○ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)</p> <p>◎ 但し 分析結果による</p> <p>(9.1.5) ○ アスベスト含有成形板の除去</p> <p>除去対象範囲 ・ 図示(図面番号: )</p> <p>・ アスベスト含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板</p> <p>○ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による) ・ 安定型最終処分場</p> <p>◎ 但し 分析結果による</p> <p>・ アスベスト含有仕上塗材の除去</p> <p>除去対象範囲 ・ 図示(図面番号: )</p> <p>除去したアスベスト含有仕上塗材等の処分</p> <p>・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)</p> <p>※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日付け 環水大発第1705301号)及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」(平成28年4月28日 国立研究開発法人 建築研究所)に基づき適切に処理すること。</p>	材料名	定性分析	定量分析		・ 箇所数( )	・ 箇所数( )		・ 箇所数( )	・ 箇所数( )		・ 箇所数( )	・ 箇所数( )		・ 箇所数( )	・ 箇所数( )	適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計点	・	測定2		調査対象外部の付近	計点	・	測定3	処理作業中	処理作業室内	計点	・	測定4		負圧・除じん装置の排気出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置	・	測定5		処理作業室外(敷地境界)	計点	・	測定6	処理作業後(シート養生中)	処理作業室内	計点	・	測定7	処理作業後シート撤去後1週間以降	処理作業室内	計点	・	測定8		調査対象外部の付近	計点	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5	メンブレンフィルタ直径(mm)	25	47	試料の吸引流量(L/min)	・ 1 ・ ( )	・ 5 ・ ( )	試料の吸引時間(min)	・ 5 ・ ( )	・ 120 ・ ( )			・ 240 ・ ( )
種類	寸法	厚さ	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
超防汚性ビニル床シート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
種類	色柄	寸法	厚さ	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
種別	糸の種類	パイルの形状	帯電性	品質の程度	色柄																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ A種	・ 羊毛	・ カットパイル	・ 人体帯電電圧 3KV以下	・ ( )	・ 無地																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ B種	・ 紡糸	・ ループパイル			・ 柄物																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ C種	・ ( )	・ カット、ループ併用	・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工法	品質の程度																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・ カットパイル		・ 人体帯電電圧 3KV以下	・ 全面接着工法	・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・ ループパイル			・ グリッパー工法																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
・ カット、ループ併用		・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
厚さ(mm)	帯電性	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	・ 人体帯電電圧 3KV以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	・ カットパイル	・ 500×500	・ 6.5	・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	・ ループパイル	・ ( )	・ ( )	・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
平場	・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
階段部分	・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
材料	種別	樹種																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
・ フローリングボード(根太張用)		・ なら																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
・ 複合フローリング(根太張用)	・ A種	・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	・ B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	・ C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
材種	樹種	厚さ	大きさ																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
・ フローリングボード(直張用)	・ なら																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
・ フローリングブロック(直張用)	・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
・ 複合フローリング(直張用)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
・ A種	・ B種	・ C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種別	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
・ D種の畳床 K T - ( ・ I ・ II ・ III ・ K ・ N )																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
材種	種別	厚さ(mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
○ せっこうボード		・ 9.5(準不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		・ 12.5(不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
・ 化粧せっこうボード	・ トラバーチン模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		・ 木目模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
○ ロックウール化粧吸音板	○ 立体模様	・ 9( ) ・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		・ 9( ) ○ 12(不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
・ けい酸カルシウム板	・ タイプII 0.8FK																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
施工箇所	種別	防火性能																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		・ 不燃 ・ 準不燃																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		・ 不燃 ・ 準不燃																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		・ 不燃 ・ 準不燃																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種別	下地	種別	ひび割れ部の補修																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
・ 木部		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
・ 鉄鋼面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 垂れめつき鋼面		・ RA種 ○ RB種 ・ RC種																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
・ モルタル、プラスター面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
・ コンクリート、ALCパネル面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
・ コンクリート、押出成形セメント板面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
・ せっこうボード、その他ボード面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種別	下地	種別																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
・ 木部		・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
・ 鉄鋼面		・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
○ 垂れめつき鋼面		・ A種 ○ B種 ・ C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
下地	種別																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
垂れめつき鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
コンクリート面及び	・ A-1種 ・ A-2種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
押出成形セメント板面	・ B-1種 ・ B-2種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	・ C-1種 ・ C-2種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
下地	種別																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面	・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
木部(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鉄鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
垂れめつき鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
材料名	定性分析	定量分析																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	・ 箇所数( )	・ 箇所数( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	・ 箇所数( )	・ 箇所数( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	・ 箇所数( )	・ 箇所数( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	・ 箇所数( )	・ 箇所数( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計点																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・	測定2		調査対象外部の付近	計点																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	計点																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・	測定4		負圧・除じん装置の排気出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・	測定5		処理作業室外(敷地境界)	計点																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・	測定6	処理作業後(シート養生中)	処理作業室内	計点																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・	測定7	処理作業後シート撤去後1週間以降	処理作業室内	計点																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・	測定8		調査対象外部の付近	計点																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
試料の吸引流量(L/min)	・ 1 ・ ( )	・ 5 ・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
試料の吸引時間(min)	・ 5 ・ ( )	・ 120 ・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		・ 240 ・ ( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称:玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	A-03																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				訂正年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
				図面名称:工事特記仕様書(改修)3 SCALE N/S																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

防衛施設周辺防音事業 工事標準仕方書 1		II 防音工事工事標準仕方書																															
I 防音工事工事標準仕方書		1. 総 則																															
1.1 根 拠	1. 共 通 事 項 本仕方書は、「防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱」(平成19年防衛省訓令第121号)第5条の規定に基づいて定めたものである。	2.4 金属製気密建具 a 窓建具は、原則として開放部を片引きとし、その開放面積は開口面積の50%以内とする。 b 排煙口を必要とする場合には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する面積を有し、その遮音量は対応する建具のそれを下回らないものとする。	1.1 適用範囲 防音工事の仕様については、本仕様書によることとするが、記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」以下「標準仕様書」と総称する。並びに特記仕様書等によるものとする。																														
1.2 定 義	本仕方書は、防音工事の各種別の防音量の達成に必要な事項のみを示したものである。 各工事種別の名称は、次表のとおりとする。 <table border="1"> <tr><th>工事種別</th><th>名 称</th></tr> <tr><td>1 級 工 事</td><td>防衛省 1 級 防音工事</td></tr> <tr><td>2 級 工 事</td><td>防衛省 2 級 防音工事</td></tr> <tr><td>3 級 工 事</td><td>防衛省 3 級 防音工事</td></tr> <tr><td>4 級 工 事</td><td>防衛省 4 級 防音工事</td></tr> </table>	工事種別	名 称	1 級 工 事	防衛省 1 級 防音工事	2 級 工 事	防衛省 2 級 防音工事	3 級 工 事	防衛省 3 級 防音工事	4 級 工 事	防衛省 4 級 防音工事	2.5 ガラスブロック 開口部に使用するガラスブロックは、JIS A 5212「ガラスブロック(中空)」に合格したものであって、その遮音量は対応する建具のそれを下回らないものとする。	1.2 設計図書との優先順位 現場説明書(回答書を含む)、特記仕様書、防音工事標準仕様書、設計図及び標準仕様書の間に、その内容に相違がある場合の優先順位は、原則として次のとおりとする。 第1位 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書 第2位 特記仕様書 第3位 防音工事標準仕様書 第4位 設計図 第5位 標準仕様書																				
工事種別	名 称																																
1 級 工 事	防衛省 1 級 防音工事																																
2 級 工 事	防衛省 2 級 防音工事																																
3 級 工 事	防衛省 3 級 防音工事																																
4 級 工 事	防衛省 4 級 防音工事																																
1.3 適 用	実施設計に当たっては、本仕方書から該当する事項を選出して行うものとし、該当事項を列挙した特記仕様書を作成するものとする。 また、防音工事の標準仕方(以下「防音仕様」という。)以外の仕様については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」等を準用するものとする。ただし、特別な事情により、これら仕様書により難しい事項については、補助事業者が地方防衛局長(東海防衛支局長を含む。以下同じ。)と協議の上、これを処理するものとする。	2.6 室内吸音構成計画 3. 換 気 計 画	1.3 防音量等の測定に対する協力 工事中又は完成後に、建築主又は工事監督者が、防音量及び消音装置その他の設備の効果の測定を行う場合には、請負者はこれに協力するものとする。																														
1.4 定めのない音響材料又は防音仕様	本仕方書に定めのない音響材料又は防音仕様を採用する場合は、理由、名称、構造、仕様、詳細図、見本、製造者名、日本産業規格(JIS規格)、材料検査成績、音響特性(公的試験所、研究所等の試験成績書添付)等の必要事項を記載した文書により、地方防衛局長の承認を受けるものとする。	3.1 必要換気量及び必要外気量 a 学校、専修学校、保育所、福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、児童自立支援施設並びに家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設、身体障害者福祉センター、職業能力開発校、障害者支援施設、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設及び幼保連携型認定こども園(以下「教育関係施設」という。)の施工室における必要換気量及び必要外気量は、原則として20㎡/人以上とする。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に定める特定建築物に該当する施設については、同法に規定される基準によるものとする。 b 病院、診療所、助産所、保健所、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、教養施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及び母子健康包括支援センター(以下「医療関係施設」という。)の施工室における必要換気量及び必要外気量は、一般社団法人日本医療福祉設備協会規格「病院設備設計ガイドライン(空調設備編)」の「部門別各室条件一覧表」における最小風量のめやすによるものとする。	2.1 吸音材料等 ロックウール吸音材、ロックウール化粧吸音板、グラスウール吸音材及び吸音用あなきせつこうボードはJIS A 6301「吸音材料」の規格品とし、次表に適合するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr><th>種 類</th><th>密 度 kg/m<sup>3</sup></th><th>厚 さ mm</th><th>吸音率</th><th>適 用</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>ロックウール吸音材</td><td>ロックウール吸音フェルト</td><td>40</td><td>25</td><td>0.7H</td></tr> <tr><td>ロックウール化粧吸音板</td><td>—</td><td>9</td><td>—</td><td>0.5H</td></tr> <tr><td>グラスウール吸音材</td><td>グラスウール吸音フェルト16K</td><td>16</td><td>40</td><td>0.7H</td></tr> <tr><td>—</td><td>グラスウール吸音ボード48K</td><td>48</td><td>40</td><td>0.9H</td></tr> <tr><td>吸音用あなきせつこうボード</td><td>φ6-22</td><td>—</td><td>9.5</td><td>地盤騒音低減用</td></tr> </tbody> </table> 注：吸音率は、JIS A 6301 4.2の「吸音率による区分」による。	種 類	密 度 kg/m <sup>3</sup>	厚 さ mm	吸音率	適 用	ロックウール吸音材	ロックウール吸音フェルト	40	25	0.7H	ロックウール化粧吸音板	—	9	—	0.5H	グラスウール吸音材	グラスウール吸音フェルト16K	16	40	0.7H	—	グラスウール吸音ボード48K	48	40	0.9H	吸音用あなきせつこうボード	φ6-22	—	9.5	地盤騒音低減用
種 類	密 度 kg/m <sup>3</sup>	厚 さ mm	吸音率	適 用																													
ロックウール吸音材	ロックウール吸音フェルト	40	25	0.7H																													
ロックウール化粧吸音板	—	9	—	0.5H																													
グラスウール吸音材	グラスウール吸音フェルト16K	16	40	0.7H																													
—	グラスウール吸音ボード48K	48	40	0.9H																													
吸音用あなきせつこうボード	φ6-22	—	9.5	地盤騒音低減用																													
1.5 図書の作成	本仕方書に基づく工事の設計図書は、全て機書きとし、A4版左とじて製本するものとする。	3.2 排気量 排気量(単独強制排気装置がある場合には、これによる排気量相当分を含む。)は、必要外気量に見合う量となるよう計画するものとする。	2.2 せつこうボード せつこうボードは、JIS A 6901「せつこうボード製品」の規格品とし、次表に適合するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr><th>材 料</th><th>厚 さ (mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>せつこうボード</td><td>9.5</td></tr> </tbody> </table>	材 料	厚 さ (mm)	せつこうボード	9.5																										
材 料	厚 さ (mm)																																
せつこうボード	9.5																																
2.1 所要防音量	各工事種別の防音量は次表のとおりとし、125Hzから4,000Hzまでのオクターブバンドの中心周波数における内外音圧レベル差の平均値とする。 <table border="1"> <thead> <tr><th>工事種別</th><th>防 音 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 級 工 事</td><td>35 dB以上</td></tr> <tr><td>2 級 工 事</td><td>30 "</td></tr> <tr><td>3 級 工 事</td><td>25 "</td></tr> <tr><td>4 級 工 事</td><td>20 "</td></tr> </tbody> </table>	工事種別	防 音 量	1 級 工 事	35 dB以上	2 級 工 事	30 "	3 級 工 事	25 "	4 級 工 事	20 "	3.3 空気清浄方式 a 空気清浄方式は、原則としてエアフィルターによるものとする。 b エアフィルターの形式は自動巻取形又はパネル形とし、集塵効率は重量法(A F I)の測定において70%以上とする。 ただし、ファンコイルユニット、パッケージ空気調機及び3.7.1.cに規定する防音型空調換気装置に装備するエアフィルターについては、製造メーカーの仕様によることができる。 c パネル形は、JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び箔」に規定するアルミニウム板製又は鋼板製(防錆処理を施したJIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板製をいう。以下同じ。)の枠の内部にろ材を納めたもので、風圧によってろ材が容易に変形しないろ材支持材を備えたものとし、寸法は原則として500mm×500mmとする。取付枠は防錆処理を施した鋼板製又はJIS G 3192「熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」に規定する形鋼製で堅固に製作し、着脱容易な構造とする。 また、必要に応じて洗浄装置を設置することができる。	2.3 合 板 合板は、合板の日本農林規格(平成15年農林水産省告示第233号)に規定する普通合板で、接合の程度は2類、樹種はラワン又はなしとし、厚さ5.5mm以上のものとする。																				
工事種別	防 音 量																																
1 級 工 事	35 dB以上																																
2 級 工 事	30 "																																
3 級 工 事	25 "																																
4 級 工 事	20 "																																
2.2 遮音構成計画	騒音防止を必要とする対象室(以下「施工室」という。)の所在する棟を遮音構成上の1区画となるよう計画する。	3.4 吹出す 吹出口における騒音値は、水平に1m離れた点から1.2m下(吹出口が床から3m以上の位置にあるときは、床から1.8m)の位置において、原則として次の値を超えないものとする。 <table border="1"> <thead> <tr><th>施設</th><th>騒音室、医務室、保健室及びこれに類する室</th><th>4.0 dB(A)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>教育関係施設</td><td>その他の施工室</td><td>4.5 dB(A)</td></tr> <tr><td>医療関係施設</td><td>医師勤務室、学習指導室、集會室、会議室、事務室及びこれに類する室</td><td>4.5 dB(A)</td></tr> <tr><td>その他の施工室</td><td>その他の施工室</td><td>4.0 dB(A)</td></tr> </tbody> </table>	施設	騒音室、医務室、保健室及びこれに類する室	4.0 dB(A)	教育関係施設	その他の施工室	4.5 dB(A)	医療関係施設	医師勤務室、学習指導室、集會室、会議室、事務室及びこれに類する室	4.5 dB(A)	その他の施工室	その他の施工室	4.0 dB(A)	2.4 せん孔合板 a せん孔合板は、2.3に定める合板にせん孔したものとする。 b せん孔合板は、孔内面に裁断屑を残さずあなけ状態が良好なものとする。 c 開孔率は、5%以上とする。																		
施設	騒音室、医務室、保健室及びこれに類する室	4.0 dB(A)																															
教育関係施設	その他の施工室	4.5 dB(A)																															
医療関係施設	医師勤務室、学習指導室、集會室、会議室、事務室及びこれに類する室	4.5 dB(A)																															
その他の施工室	その他の施工室	4.0 dB(A)																															
2.3 建具の遮音量	開口部の設計及び建具の選定に当たっては、開口部の占める面積、建具の構造等を十分検討する。 各種建具の遮音量は、次表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr><th>区分</th><th>建 具 別</th><th>遮 音 量 (平均値)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>金属製一部二重気密建具(可動部(10)、固定部(10+5))</td><td>35 dB以上</td></tr> <tr><td>2</td><td>金属製一部二重気密建具(可動部(8)、固定部(5+5))</td><td>33 "</td></tr> <tr><td>3</td><td>区分4の金属製気密建具(5)と木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)の二重建、建具間吸音層付</td><td>33 "</td></tr> <tr><td>4</td><td>金属製気密建具(5)</td><td>28 "</td></tr> <tr><td>5</td><td>金属製気密建具(5)</td><td>25 "</td></tr> <tr><td>6</td><td>金属製普通建具(3)</td><td>18 "</td></tr> <tr><td>7</td><td>木製気密建具(3)</td><td>15 "</td></tr> </tbody> </table> 備考：1 ( )内の数値はガラス厚で単位はmm。 2 遮音量は、125Hzから4,000Hzまでの1/3オクターブバンドの中心周波数における音響透過損失の平均とする。	区分	建 具 別	遮 音 量 (平均値)	1	金属製一部二重気密建具(可動部(10)、固定部(10+5))	35 dB以上	2	金属製一部二重気密建具(可動部(8)、固定部(5+5))	33 "	3	区分4の金属製気密建具(5)と木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)の二重建、建具間吸音層付	33 "	4	金属製気密建具(5)	28 "	5	金属製気密建具(5)	25 "	6	金属製普通建具(3)	18 "	7	木製気密建具(3)	15 "	3.5 換気方式 a 換気方式は、単一ダクト換気方式又は個別分散換気方式とする。 b 換気方式の適用に当たっては、建物の用途、地域、規模、同一時間帯に使用する施工室の配置状況、増築等既存換気方式との接続方法、ダクトの設置による天井高さへの影響及び機器の維持管理等を総合的に考慮検討の上、決定するものとする。	2.5 掲示用壁紙 掲示用壁紙は、JIS A 6921「壁紙」の規格品とし、掲示用のものである。						
区分	建 具 別	遮 音 量 (平均値)																															
1	金属製一部二重気密建具(可動部(10)、固定部(10+5))	35 dB以上																															
2	金属製一部二重気密建具(可動部(8)、固定部(5+5))	33 "																															
3	区分4の金属製気密建具(5)と木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)の二重建、建具間吸音層付	33 "																															
4	金属製気密建具(5)	28 "																															
5	金属製気密建具(5)	25 "																															
6	金属製普通建具(3)	18 "																															
7	木製気密建具(3)	15 "																															
	また、金属製一部二重気密建具及び金属製気密建具(5)については、JIS A 1416「実験室における建築物材の空気音遮断性能の測定方法」に基づく試験結果の音響透過損失値が次表の遮音性能曲線を下回らないものとする。ただし、区分1及び2の建具にあっては、1、2.5Hz以上の各周波数における音響透過損失値が遮音性能曲線の数値を下回る場合、その差の合計が6dB以下のときは、差し支えないものとする。 	3.6 単一ダクト換気方式 a 給気は、機械室内に設けた送風機により外気を取り入れダクトを経て施工室に送風する。 b 排気は、施工室の排気ガラリから廊下に自然排気の上、廊下ガラリからダクトを経て送風機により屋外に排気する。 c 換気系統は、用途、使用時間帯等により区分するものとし、空調和(以下「空調」という。)設備を有する施設にあっては、空調系統との整合を図る。																															
		3.6.1 給気ダクト 給気ダクトは、原則として亜鉛鉄板製(JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する亜鉛鉄板製をいう。以下同じ。)の低速ダクトとし、必要箇所に防火ダンパー、防煙ダンパー又は風量調節ダンパーを設けるものとする。また、屋外にあっては、原則として鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造の壁体で囲むものとする。																															
		3.6.2 排気ダクト a 排気ダクトは、原則として屋内は亜鉛鉄板製とし、屋外は鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とする。 b 排気ダクトには、必要に応じてロックウール吸音材又はグラスウール吸音材を内張りした通気路90度以上の屈曲を有する消音部を取り付けるものとする。																															
		3.6.3 消 音 消音装置は、セル形等の消音器及び吸音材の内張り等とする。使用吸音材は、ロックウール吸音材又はグラスウール吸音材とし、強風により飛散しないものとする。																															
		3.6.4 給排気口 a 給気口は、原則としてユニバーサル形とし、気流方向の調整が自在であるものとする。 b ガラリ排気口は、原則として出入口建具又は施工室の廊下側の壁体に設置するものとする。																															
		3.7 個別分散換気方式 a 給排気は、コンクリート面を貫通するダクト引き換気装置により行い、同装置は、壁・天井等を利用して有効な換気ができる場所に設置する。 b 換気装置は、熱交換エレメントを組み込んだ静止型全熱交換器を使用するものとし、温度交換効率は強運転時において70%以上とする。																															
		3.7.1 外壁の開口部等の防音処理 a 外壁の遮音性能の低下を防ぐため静止型全熱交換器の屋外側(熱交換エレメント収納部を基準として外に面している方をいう。以下同じ。)給・排気ダクト及び屋内側給・排気口には、給・排気音等を押さえるための有効な消音ダクト、消音ボックス等を取り付けるものとする。																															
		3.7.2 屋内側給・排気口の消音 屋内側(熱交換エレメント収納部を基準として室内に面している方をいう。以下同じ。)給・排気ダクト及び屋内側給・排気口には、給・排気音等を押さえるための有効な消音ダクト、消音ボックス等を取り付けるものとする。																															
		4. 空 調 計 画 4.1 室内温湿度条件 a 教育関係施設の室内温湿度条件は、原則として次表によるものとする。 なお、温度保持における室内温度条件と吹出口温度の差は、15℃以下を標準とする。 <table border="1"> <thead> <tr><th></th><th>冬 季</th><th>夏 季</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>乾球温度(℃)</td><td>18~20</td><td>25~28</td></tr> <tr><td>相対湿度(%)</td><td>40~70</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> b 医療関係施設の室内温湿度条件は、原則として一般社団法人日本医療福祉設備協会規格「病院設備設計ガイドライン(空調設備編)」の「部門別各室条件一覧表」の温湿度条件によるものとする。 なお、温度保持における室内温度条件と吹出口温度の差は、15℃以下を標準とする。		冬 季	夏 季	乾球温度(℃)	18~20	25~28	相対湿度(%)	40~70	—																						
	冬 季	夏 季																															
乾球温度(℃)	18~20	25~28																															
相対湿度(%)	40~70	—																															
		4.2 温・冷熱源 温・冷熱源は、施設の規模、施工室の規模、施工室の使用時間帯、用途等を考慮して設定するものとする。																															
		4.3 単一ダクト空調方式 a 単一ダクト空調方式は、同一時間帯に使用する施工室を集約するなど系統を分けて、ゾーニングを行うものとする。 なお、個別制御の必要な施設及び施工室にあっては、換気計画における単一ダクト換気方式(外気負荷処理を含む。)とファンコイルユニット等を組み合わせることができる。																															
		4.3.1 送風方式 送風方式は、定風量(CAV)方式を原則とする。ただし、施工室の施工室の使用形態等により必要ある場合は、変風量(VAV)方式によることができる。																															
		4.3.2 空調用ダクト 空調用ダクトは、換気用ダクトを兼ねる。送風ダクトは、換気時と空調時の運転を考慮して排気ダクト系への切替えができるものとする。																															
		4.4 個別分散空調方式 換気計画における個別分散換気方式(外気負荷処理を含む。)とファンコイルユニット、パッケージ空気調機又は小型空調機等を組み合わせることができる。 この場合の防音型空調換気装置は、単独運転ができるものとし、必要に応じ、加湿装置を組み合わせたもの又は加湿装置が内蔵されたものとする。																															
		5. 機械室の防音防振計画 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4条第1項の規定に基づき都道府県知事が定める規制基準(同条第2項の規定に基づき市町村が条例で規制基準を定める場合には当該基準)に適合するよう、空調機、送風機等の防音・防振の措置を施すとともに、必要に応じて、機械室の防音を行うものとする。																															
		設計年月日	承認																														
		検 図	P & D																														
		訂正年月日																															
		工事名称：玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事																															
		図面名称：防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書1 SCALE N/S																															
		A-04																															

防衛施設周辺防音事業		工事標準仕方書 2	
3. 工事仕様			
3.1 木工事	吸音用あなきせつこうボード、合板、せん孔合板の下の壁脚線は、原則として45mm×45mmの垂木材を455mm間隔に水平に取り付け、垂直に45mm×45mm/2の貫材を455mm間隔に表面をそろえて組むものとする。壁脚線のコンクリート壁への添付け工は、「建築工事監理指針(下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)の壁及び天井下地に関する事項によるものとする。		
3.2 金属製建具工事	金属製気密建具に使用する材料は、次表に掲げる規格に適合するものとする。		
3.2.1 材料	鋼製気密建具	枠、戸及びアンカー	鋼 JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」及びJIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する形鋼及び鋼板又はこれらにりん酸塩その他の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で、亜鉛の最少付着量は両面で120g/m <sup>2</sup> 以上のもの。 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板にJIS H 8610「電気亜鉛めっき」に規定するEp-Fe/Zn2以上の処理をしたもの。JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」及びJIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板上記に適合するもの。
		ステンレス鋼	JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。
	アルミニウム合金製気密建具	枠及び戸	アルミニウム合金 JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出成形材」に規定するA6063S。 JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。
		枠及び戸の補助材料	アルミニウム合金 JIS H 4100に規定するA6063S。 JIS H 4000に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。 ステンレス鋼 JIS G 4305に規定するSUS304。
		アンカー	鋼 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐蝕を起こさないように表面処理をしたもの。
3.2.2 加工及び表面処理	金属製気密建具の加工及び表面処理は、JIS A 4702「ドアセット」又はJIS A 4706「サッシ」に定めるもののほか、次のとおりとする。 a 鋼製気密建具の切断、溶接、止め止め等の材料損傷箇所は、ジンクリッチペイントなどにより処理し、JIS K 5629「鉛酸カルシウムさび止めペイント」に規定する塗料又はこれらと同等以上のさび止め性能を有する塗料2回塗りとする。 b アルミニウム合金製気密建具の被覆処理は、JIS H 8602「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装被覆法」に規定する被覆の種類B又はこれと同等以上の性能をもつ表面処理をするものとする。		
3.2.3 金具	金属製気密建具に使用する付属金具は、見え掛り部は材質をJIS H 5120「鋼及び鋼合金鋳物」に規定する黄銅鋳物、JIS H 5301「亜鉛合金ダイカスト」に規定する亜鉛合金ダイカスト又はJIS H 5302「アルミニウム合金ダイカスト」に規定するアルミニウム合金ダイカストとし、JIS H 8617「ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき」に規定するニッケルクロムめっきを施すものとする。 特に、摩擦運動の激しい部分は、JIS H 3250「鋼及び鋼合金の棒」に規定するC2800、C2700又はC2800の鋼合金、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」に規定するS45C又はS48Cの棒入鋼又はJIS G 4303「ステンレス鋼棒」又はJIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304のステンレス鋼を使用するものとする。 取り付けねじ類は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G 4308「ステンレス鋼棒材」、JIS G 4314「ばね用ステンレス鋼棒」若しくはJIS G 4315「冷間圧延用ステンレス鋼棒」に規定するステンレス鋼又はニッケルクロムめっきを施したJIS G 3505「軟鋼線材」に規定する軟鋼線材を使用するものとする。 なお、アルミニウム合金製気密建具に使用するねじ類等には、接触腐蝕を起こさない材料を使用するか又は表面処理を施したものを使用するものとする。 なお、防火設備に使用する引き寄せハンドル及び受にステンレス鋼を使用する場合は、JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」に規定するステンレス鋼鋳鋼品とする。		
3.2.4 性能	金属製気密建具の性能は、JIS A 4702又はJIS A 4706に定める耐風圧性の等級S-5以上、気密性の等級A-4及び水密性の等級W-5以上に適合するものとする。		
3.2.5 気密機構	a 金属製気密建具の気密機構は、建具の可動部に設けた2個の引き寄せハンドルとこれに連動する框に隔べいた連動線により、建具を窓枠に固定できる構造とする。 建具の固定箇所は閉鎖時において、可動部の高さが1.2m未満のものにあっては4箇所、1.2m以上のもの及び1.2m未満でも気密保持のため特に必要なものにあつては6箇所とする。 ただし、区分5の金属製気密建具の気密機構は、引き寄せハンドルとこれに連動する框に隔べいた連動線により、建具を窓枠に固定する構造とするか、又は閉鎖繰り返し試験(JIS A 1550「サッシの開閉繰り返し試験方法」に規定する開閉操作)、クレセントが掛かる状態まで建具を閉じる条件を追加したもの(をいう。)等による試験報告書等で遮音性能を長期間担保できることが確認されたものとする。		

3.2.6 建具回りのモルタル充填	建具回りのモルタル充填は、内外から十分に行うものとする。また、くつづり、下枠等のモルタル充填の困難な箇所は、あらかじめ表面に鉄線等を取り付けておき、モルタル詰めを行った後、建具等を取り付けるものとする。
3.3 木製建具工事	木製気密建具に使用する樹種は、杉、ひのき、ラワン等で狂いの少ない乾燥材とする。
3.3.1 材料	
3.3.2 製作	a 木製気密建具の見込寸法は、窓建具は33mm以上、出入口建具は36mm以上とし、戸当たり部分には戸じやくりを施すものとする。 b 木製気密建具は、框回りに必要以上のすき間が生じないように製作するものとする。 c 木製気密出入口建具でフラッシュドアとする場合には、表面板の厚さが5.5mm以上とし、框戸とする場合には、鏡板の厚さが9mm以上の合板とする。なお、樹種は、ラワン又はしなとする。
3.3.3 気密締金具	a 気密締金具は、引違い木製気密建具を単純な動作により左右に2mm程度、召合せ部分において前後に3mm以上移動させる機構を有するものとする。 b 材料は、砲金製とし、特に摩擦の激しい部分は、焼入鋼を使用するものとする。 c 気密締金具は、作動によって木製気密建具の戸当り及び召合せ部分が完全に密着するような位置に、無理の生じないように取り付けるものとする。
3.3.4 気密パッキング	気密パッキングは、植毛ゴム又はこれと同等以上のゴムパッキングとする。植毛用繊維はビスコース又はナイロンを使用し、容易に脱毛しないものとし、温度変化、飽水等に特に耐久性の大きいものとする。
3.3.5 気密パッキング取り付け	a 気密パッキングは、木製気密建具にあつては、戸当り及び召合せ部分は施設しない状態においてすき間を生じないように下框部分は施設した状態においてすき間を生じないようにまた木製気密出入口建具にあつては、戸当り、召合せ及び下框部分とも施設しない状態においてすき間を生じないように取り付けるものとする。 b 植毛ゴムパッキングの取り付けは、接着部分全面に接着剤を塗布した上、押え金により取り付けるものとする。
3.4 ガラス工事	
3.4.1 ガラス止め	a 鋼製気密建具にあつては、シーリング材、アルミニウム合金製建具にあつては、シーリング材又はガスケット止めとし、気密性が十分保てるようにはめ込むものとする。 b 木製気密建具にあつては、敷パテの上、パテ止め又はパテ削りによるはめ込みとする。
3.4.2 工法	シーリング材の充填は、クッション材を敷込み、ガラスをみぞの中央に保ち行う。特に、ハンドルの裏側の部分は注意して充填する。
3.5 内装工事	
3.5.1 グラスウール吸音ボード張り	グラスウール吸音ボードは、システム天井により張り上げるものとする。
3.5.2 成型板張り	ロックウール化粧吸音板は、厚さ9.5mmのせっこうボードを下地材として張り上げるものとする。
3.5.3 下地合板張り	提示板用壁装材下地とする場合の合板張りは、突付けにより継ぎ目が平滑になるようにし、釘は隠すつの上、合板表面を損傷しないように打ち付けるものとする。
3.5.4 提示板用壁装材張り	提示板用壁装材張りは、下地合板の継ぎ目を平滑にし、釘頭はニス等で防錆処理をする。下地合板全面にシーラー等であく止め処理をし、継ぎ目をパテ処理の上、斑、しわ等のないように張り上げるものとする。
3.6 雑工事	
3.6.1 建具間吸音層	a 建具間吸音層は、外壁に設けるものとし、内外建具間隔は250mmから300mm程度とするものとする。 b コンクリート面に接して設ける場合以外は、厚さ9.5mmのせっこうボードを下地とし、その上に厚さ25mmのロックウール吸音材又は厚さ40mmのグラスウール吸音材を張り、表面には2.4に規定するせん孔合板を張るものとする。
3.6.2 消音自然排気口	a 消音自然排気口は、厚さ9.5mmのせっこうボードを、木材を骨子として、空気の入出口を除きすき間なく張り、内面に厚さ25mmのロックウール吸音材又は厚さ40mmのグラスウール吸音材を#2.0程度の亀甲金網で押さえて取り付けるものとする。 b 空気の入出口には、排気量を考慮して適切なルーバーを設けるものとする。ルーバーは脱着可能な構造とする。
3.6.3 ガラリ排気口	施工室に設けるガラリ排気口は、排気量を考慮して適切なルーバーを設けるものとする。

別表設計計画表						
(1) 教育関係施設(鉄筋コンクリート造等)設計計画基準						
施工箇所	工事種別	1級工事	2級工事	3級工事	4級工事	
開口部	開	区分4の金属製気密建具(5)+建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)+建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)	金属製普通建具(3)
	閉	木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	普通仕上げ			
天井	上	区分4の金属製気密建具(5)	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)+建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)	金属製普通建具(3)
	下	せっこうボード(9.5)+ロックウール化粧吸音板(9)	吸音用あなきせつこうボード(9.5)(周囲平せっこうボード(9.5))	普通仕上げ		
壁	一	小	せん孔合板(5.5)若しくは吸音用あなきせつこうボード(9.5)。ただし、量販きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。	普通仕上げ		
	中	大	合板(5.5)+揭示板用壁紙。ただし、量販きの施工室は、普通仕上げとして差し支えない。			
	隠	隠	普通仕上げ	普通仕上げ		
	管理	管理	普通仕上げ			
普通仕上げ						

(別表(1)続き)					
施工箇所	工事種別	1級工事	2級工事	3級工事	4級工事
柱	はり型	普通仕上げ			
換気	給	送風機による強制給気			
	排	原則として、消音排気口により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て排風機により屋外へ排気			
空除	湿	冷却除湿方式とする。			
調温	保	原則として温風暖房方式とする。			
その他	正面扉板側は、特別の場合を除き音響材料又は工法を用いない。 天井吸音材は、はり型を除外した部分に取り付ける。				
	柱型、小壁については、工場成型品以外の軟質材料を使用しない。 施工室又は廊下と外部に接する壁体は、原則として鉄筋コンクリート150mm(仕上げを含む厚さ)以上とする。				
	施工室と廊下間の壁が木造等の場合には、せっこうボード(9.5)を張り立てる。				

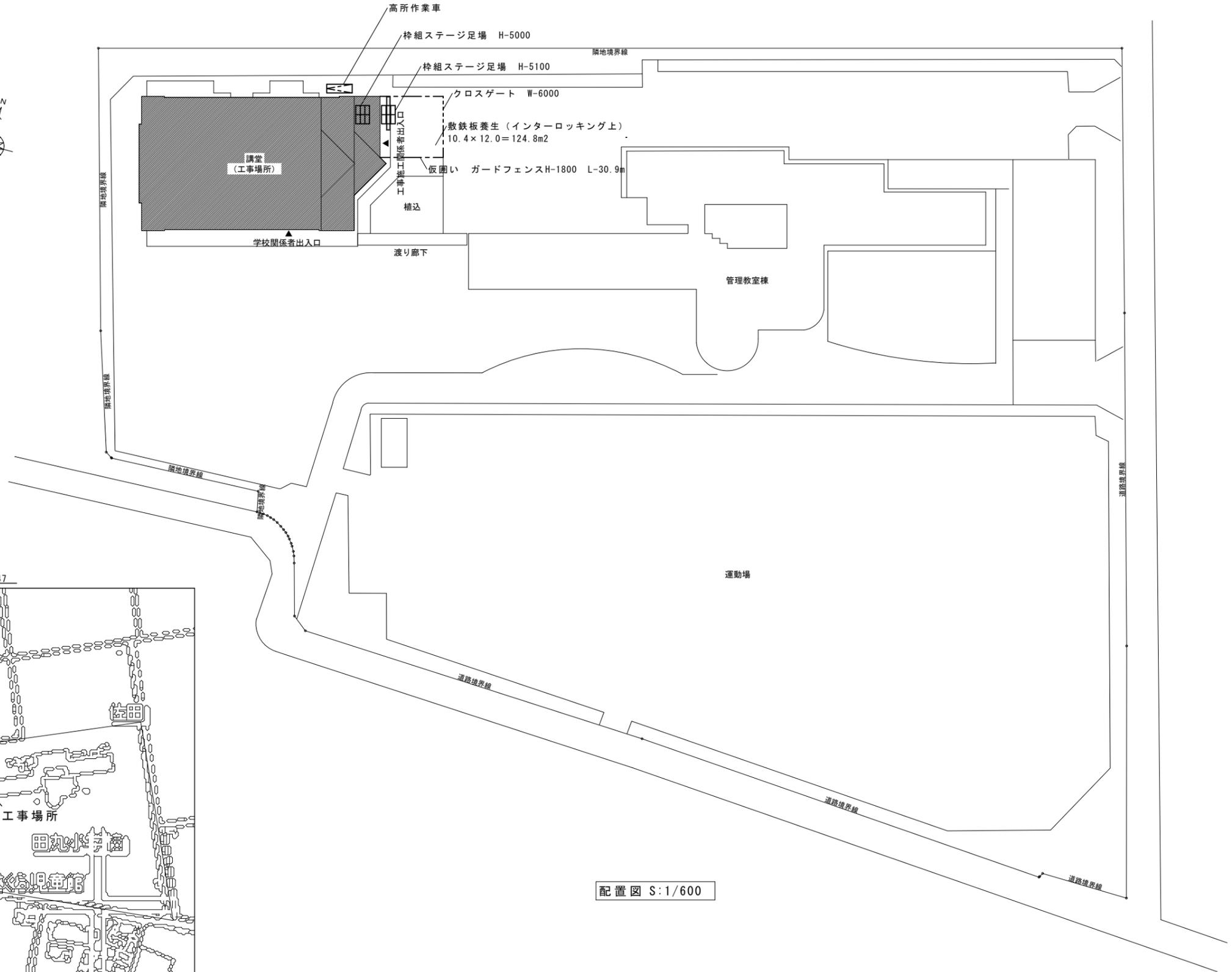
(備考) 1 表中建具の区分は、1の2の2.3建具の遮音量の表中の区分を示す。  
2 表中( )内数字は、建具にあつてはガラスの厚さを、その他の材料にあつてはその厚さを示す。(単位はmm)

(2) 医療関係施設(鉄筋コンクリート造等)設計計画基準					
施工箇所	工事種別	1級工事	2級工事	3級工事	4級工事
外部開口部	開	区分1及び区分2の金属製一部二重気密建具若しくは区分4の金属製気密建具(5)+建具間吸音層+木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)	区分4の金属製気密建具(5)	区分5の金属製気密建具(5)	金属製普通建具(3)
天井	井	せっこうボード(9.5)+ロックウール化粧吸音板(9)。ただし、量販きの施工室及び手術室、レントゲン室等の特殊な室は、普通仕上げとして差し支えない。	普通仕上げ		
換気	給	送風機による強制給気			
	排	原則として、ガラリ等により廊下に自然排気の上、消音部分を有するダクトを経て、排風機により屋外へ排気			
空除	湿	冷却除湿方式とする。			
調温	保	原則として温風暖房方式とする。			
その他	天井吸音材は、はり型を除外した部分に取り付ける。				
	柱型、小壁については、工場成型品以外の軟質材料を使用しない。 施工室又は廊下と外部に接する壁体は、原則として鉄筋コンクリート150mm(仕上げを含む厚さ)以上とする。				

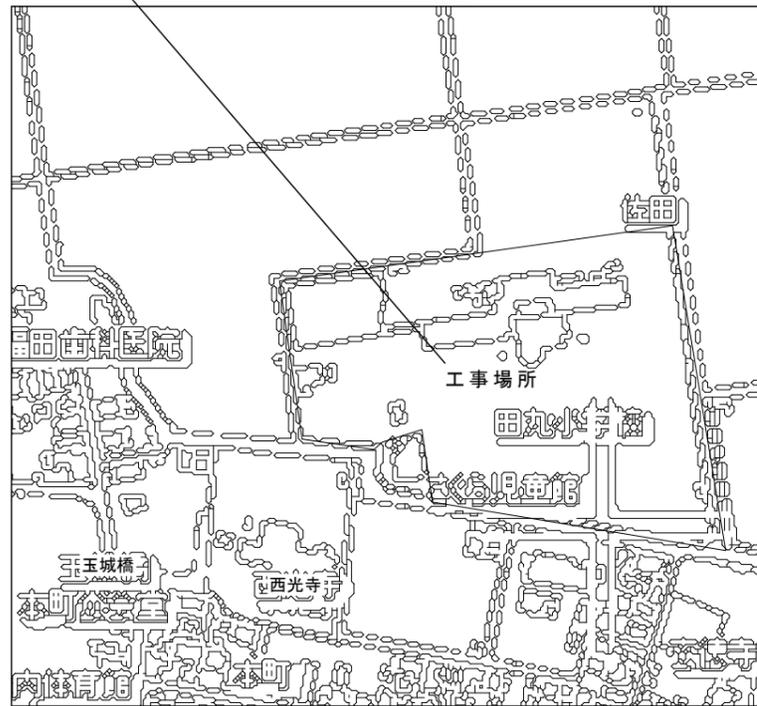
(備考) 1 表中建具の区分は、1の2の2.3建具の遮音量の表中の区分を示す。  
2 表中( )内数字は、建具にあつてはガラスの厚さを、その他の材料にあつてはその厚さを示す。(単位はmm)

設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	A-05
訂正年月日					
				図面名称: 防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書2 SCALE N/S	



附近見取図 S=1/2500

工事場所：三重県度会郡玉城町佐田1247



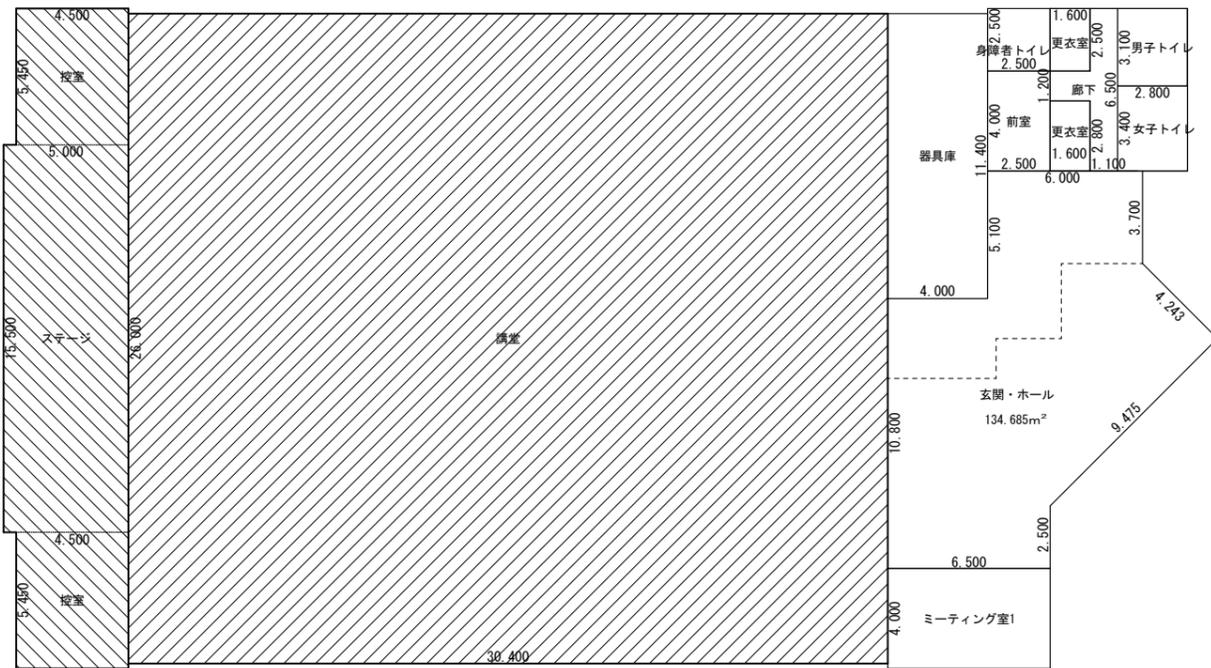
配置図 S:1/600

設計年月日	承認	検図	P & D
訂正年月日			

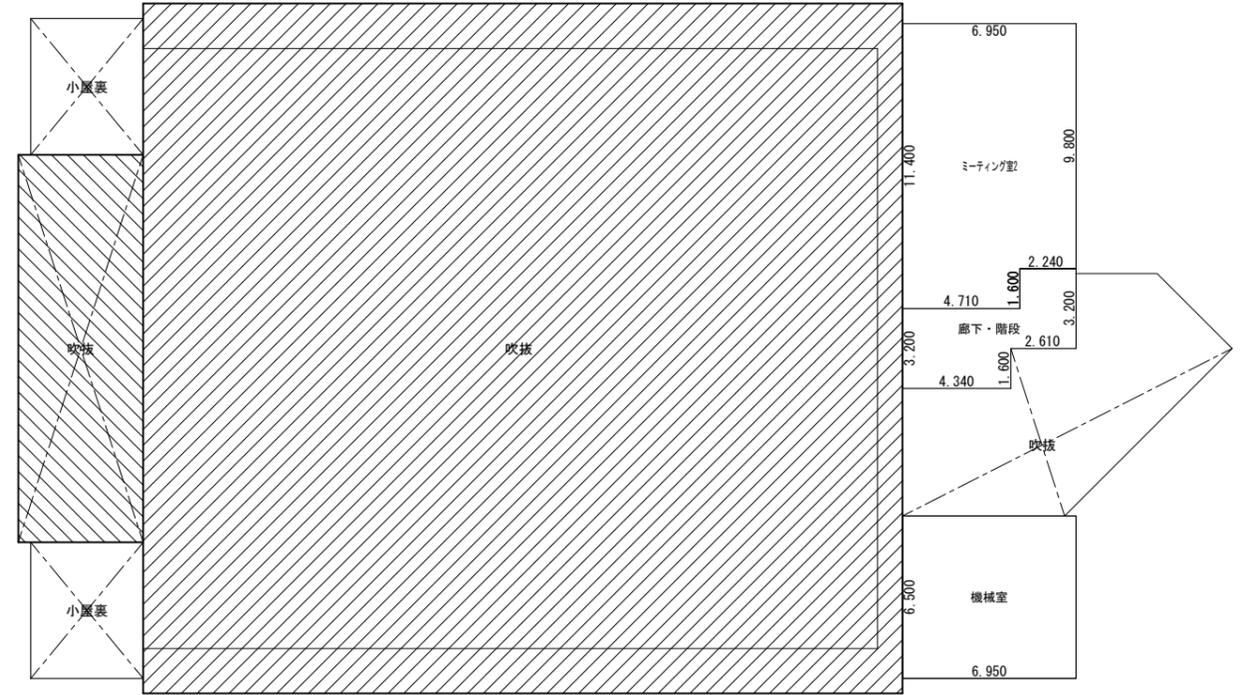
工事名称：玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事

図面名称：配置図・附近見取図・仮設計画図 SCALE1/600 1/2500

A-06



1階平面図 S:1/200



2階平面図 S:1/200

玉城町立丸小学校講堂 現有施設面積表 (m<sup>2</sup>)

室名	施工室			非施工室			機械室			単独部分		
	計算式	数量	計	計算式	数量	計	計算式	数量	計	計算式	数量	計
玄関・ホール				領域	1	134.6850						
講堂	30.400×26.000	1	790.4000									
ステージ	5.000×15.500	1	77.5000									
控室	4.500×5.450	2	49.0500									
器具庫				4.000×11.400	1	45.6000						
男子トイレ				2.800×3.100	1	8.6800						
女子トイレ				2.800×3.400	1	9.5200						
身体障害者トイレ				2.500×2.500	1	6.2500						
前室(手洗い)				2.500×4.000	1	10.0000						
廊下				領域	1	9.0700						
更衣室1				1.600×2.500	1	4.0000						
更衣室2				1.600×2.800	1	4.4800						
ミーティング室1				6.500×4.000	1	26.0000						
ミーティング室2				領域	1	75.6460						
階段・廊下				領域	1	21.6480						
機械室							6.950×6.500	1	45.1750			
合計	施工室の計			非施工室の計			機械室の計			単独部分の計		
	916.9500			355.5790			45.1750			45.1750		
	防音区画部分の計						非防音区画部分の計					
	1,272.5290						1317.7040					
延床面積												

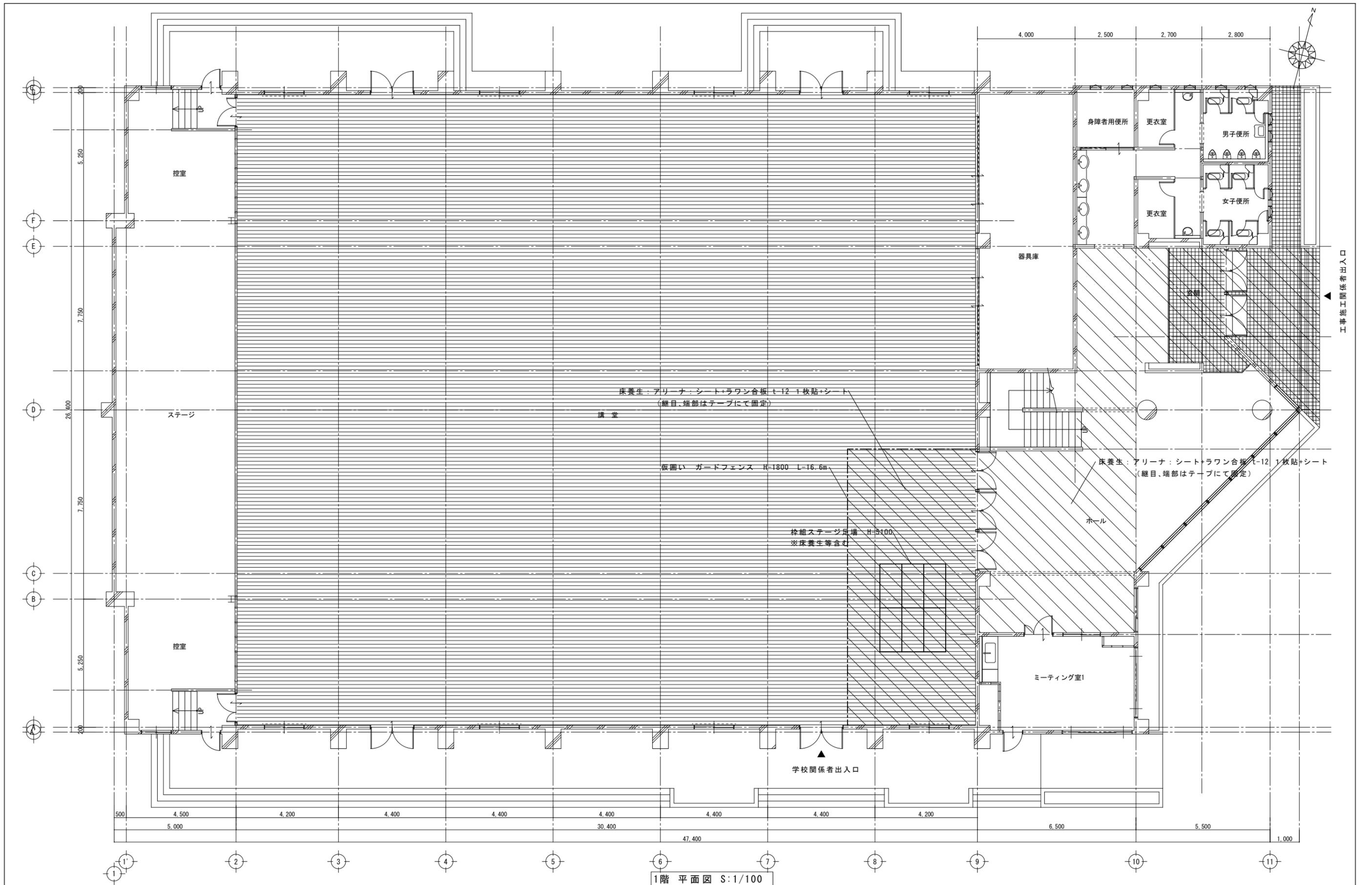
現有施設体積表 (m<sup>3</sup>)

室名	現有	
	計算式	計
講堂	1F 30.4×26.0×3.4=2,687	2,687
	2F 30.4×27.6×3.8=3,188	3,188
	天井 30.4×12.8×5.3=2,062	2,062
	小計	7,937
ステージ	1.2F 5.0×15.5×6.7=519	519
	1.2F 4.5×10.9×6.7=329	329
	天井 5.0×15.5×2.98=231	231
	天井 5.0×7.75×3.49=135	135
	小計	1,214
	計	9,151
玄関・ホール	1.2F 134.7×6.2=835	835
	計	835
合計	9,988	

設計年月日  
承認  
検図  
P & D  
訂正年月日

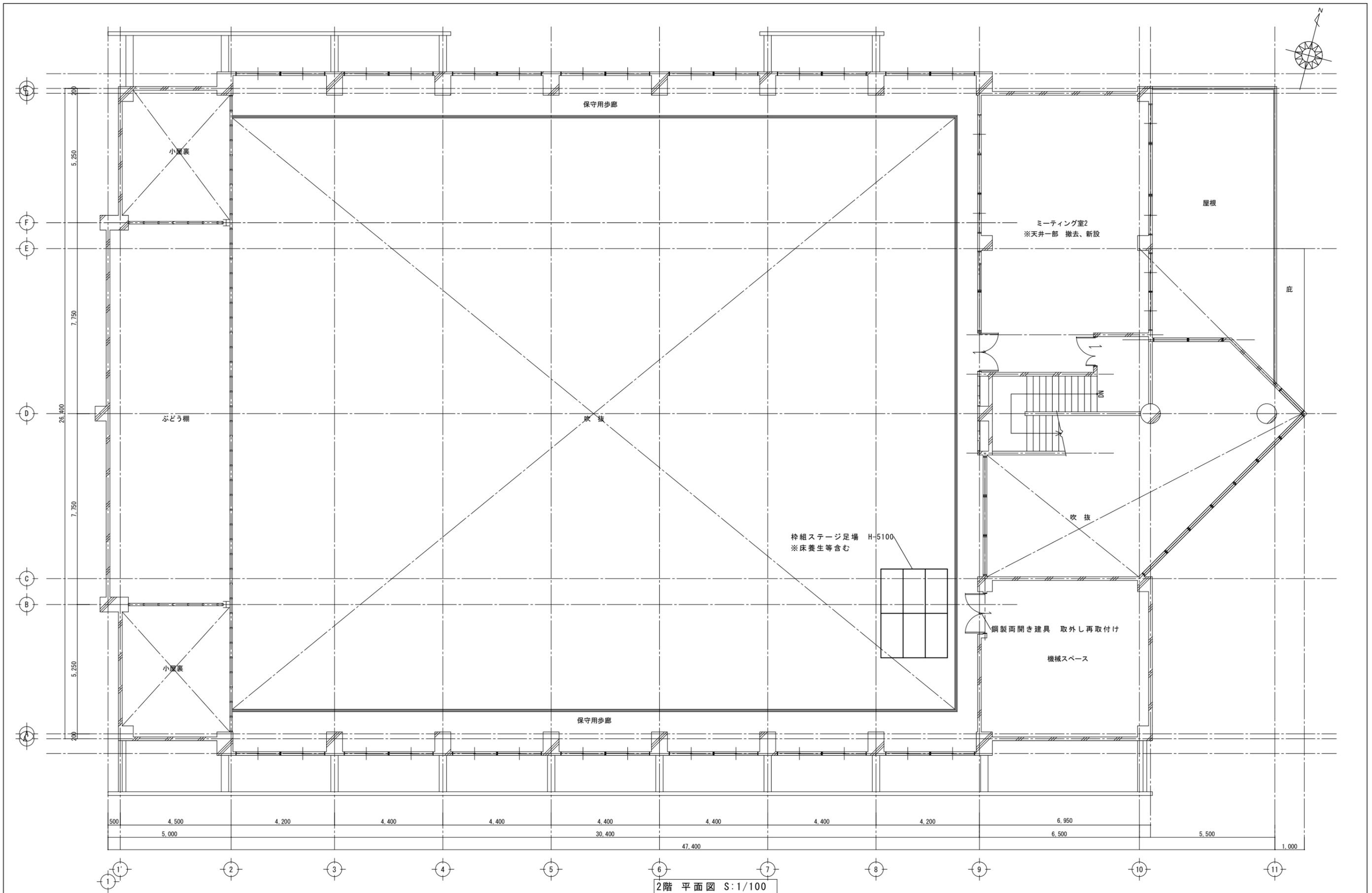
工事名称: 玉城町立丸小学校講堂空調設備改修工事  
図面名称: 求積図・求積表  
SCALE 1/200

A-07



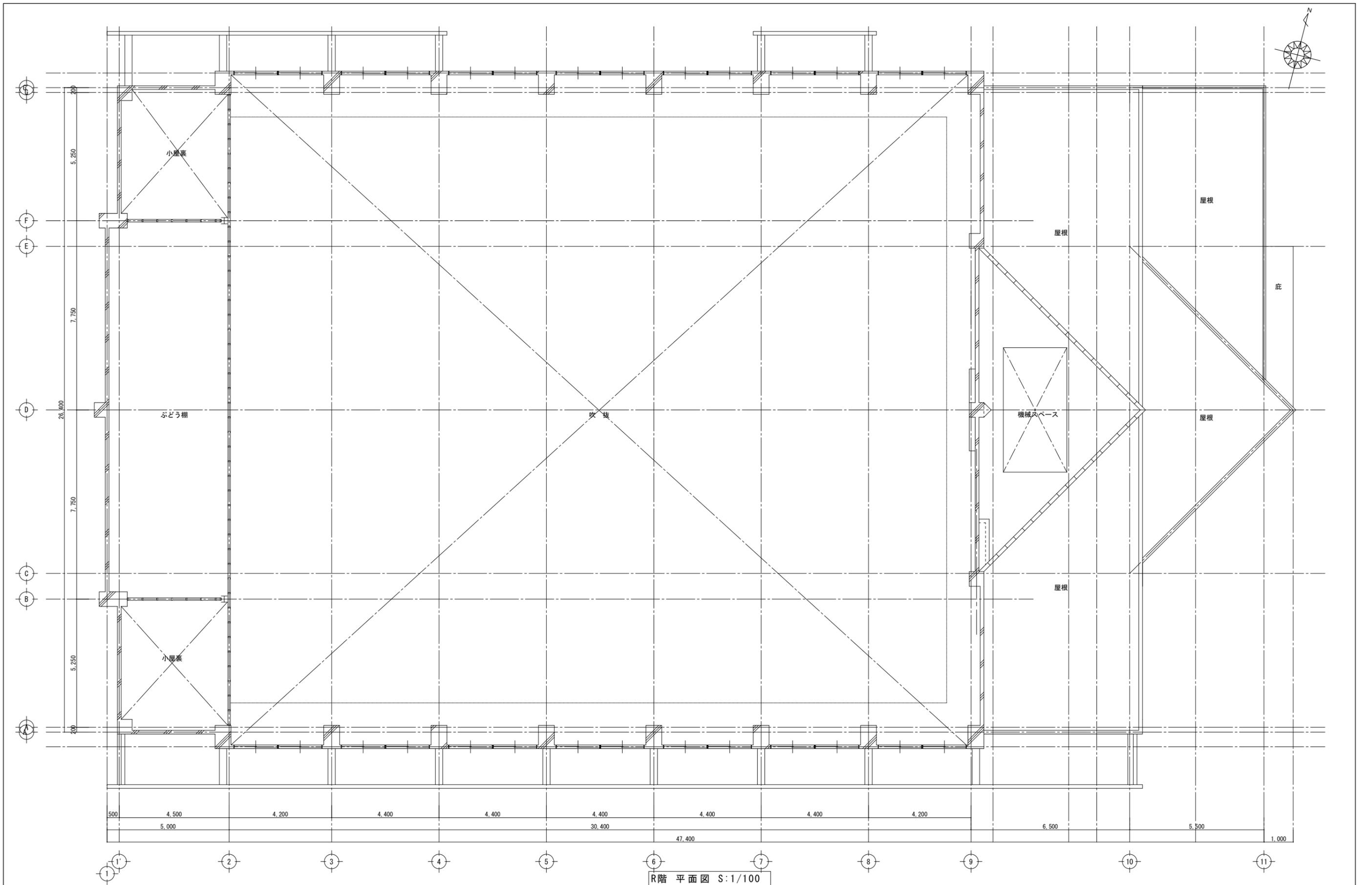
1階 平面図 S:1/100

	設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	A-08
	訂正年月日					
					図面名称: 1階 平面図・仮設計画図	SCALE 1/100



2階 平面図 S:1/100

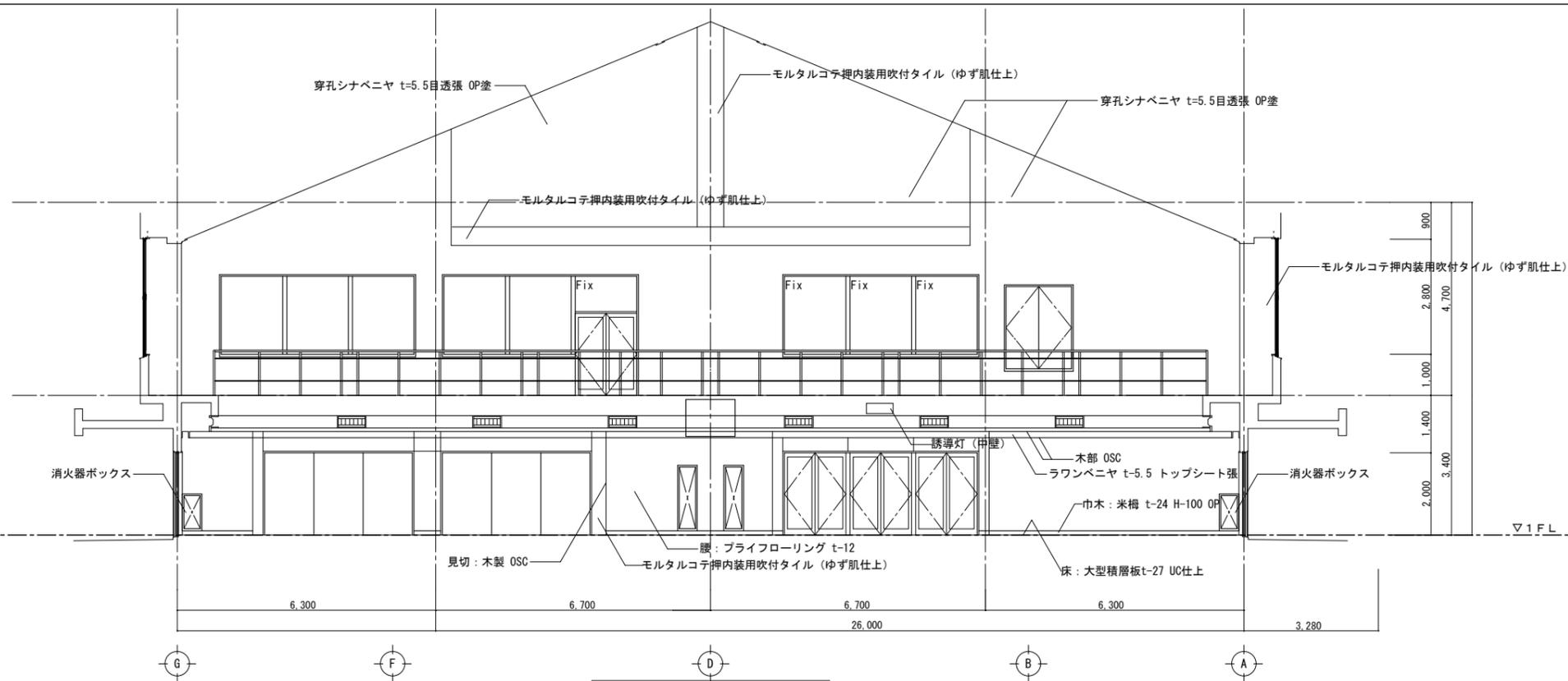
	設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	A-09
	訂正年月日					
					図面名称: 2階 平面図・仮設計画図	SCALE 1/100



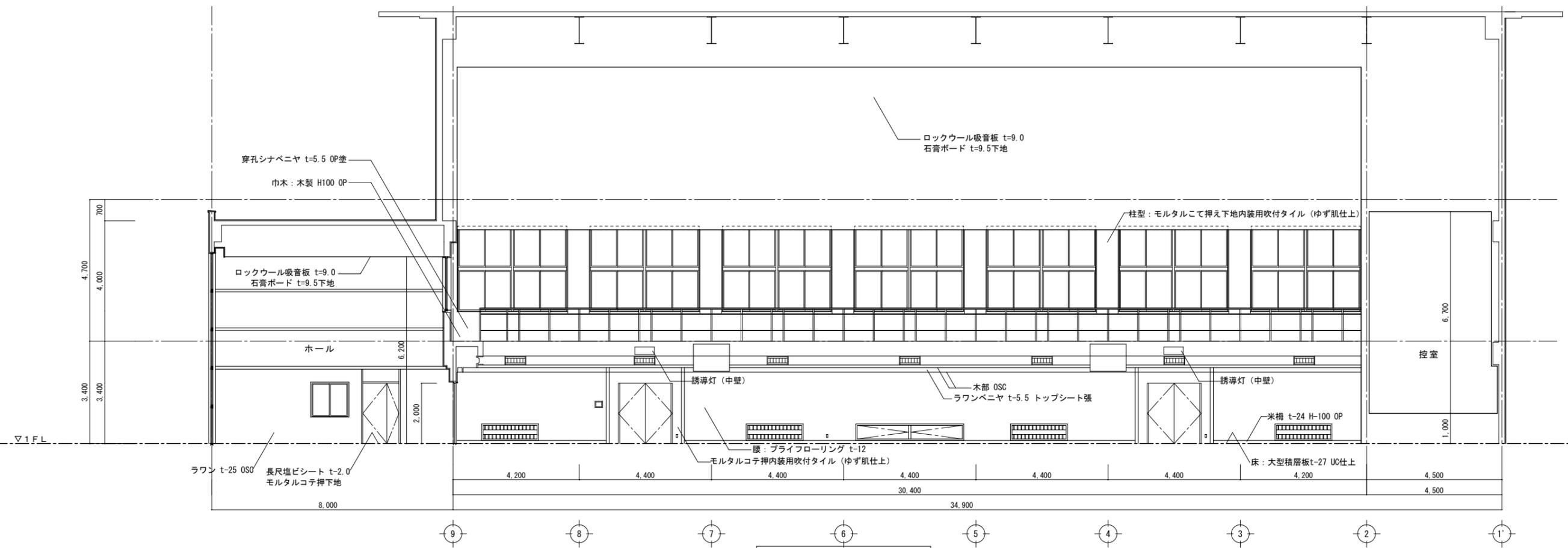
R階 平面図 S:1/100

		設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	A-10
		訂正年月日					



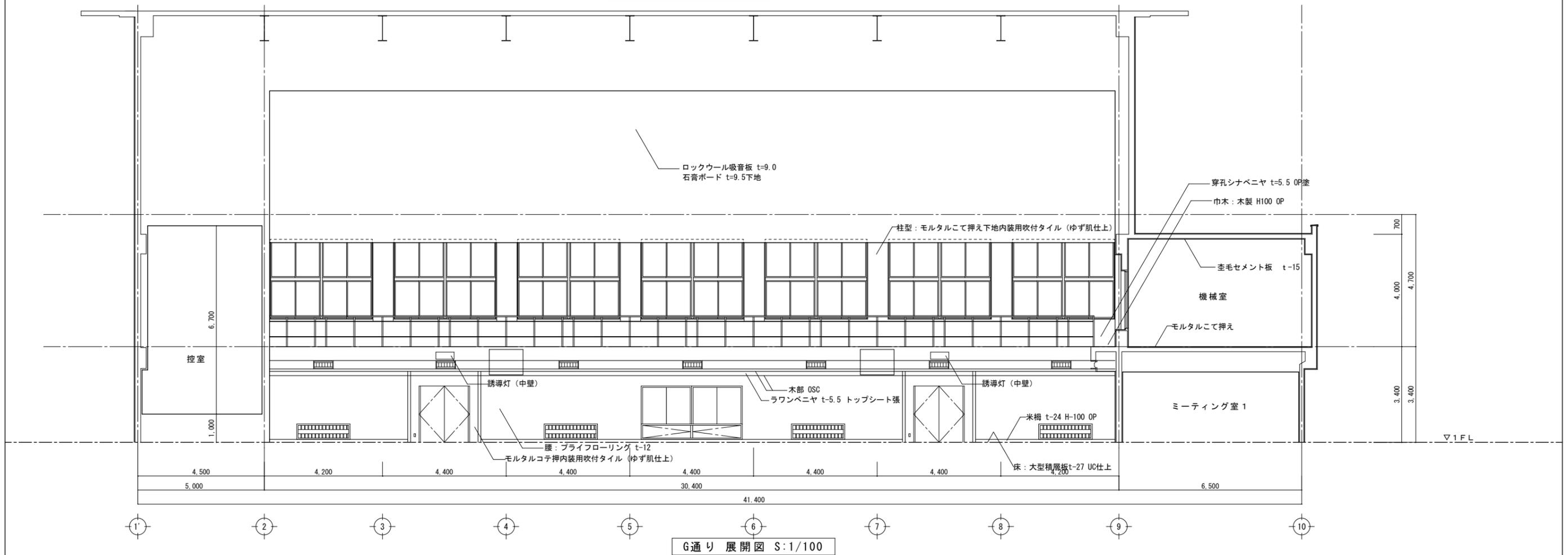
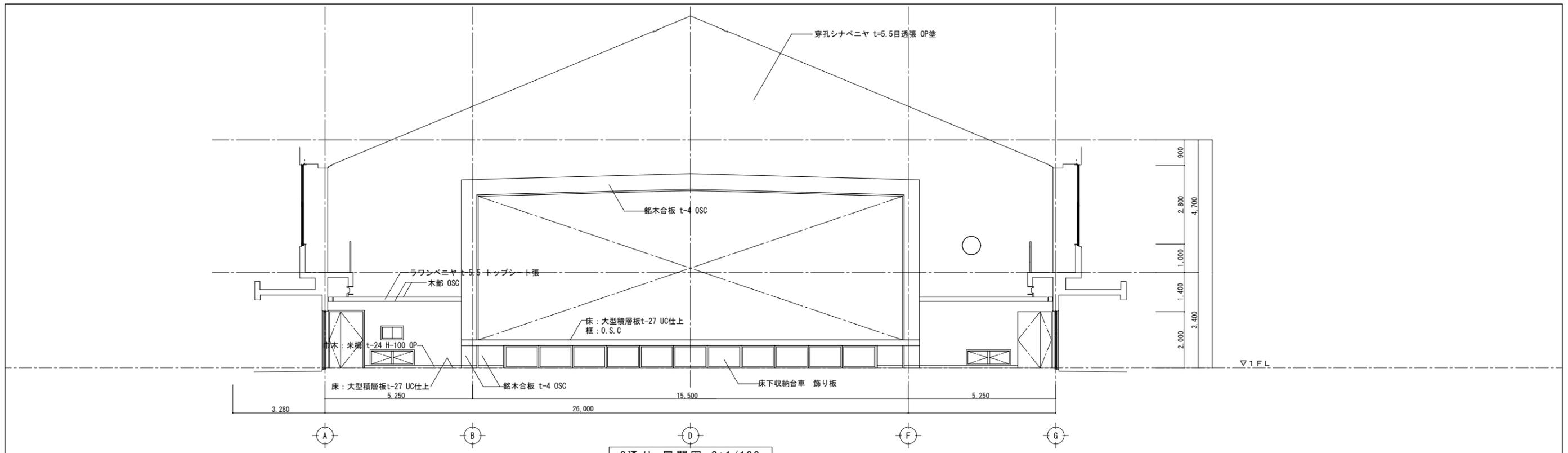


9通り 展開図 S:1/100

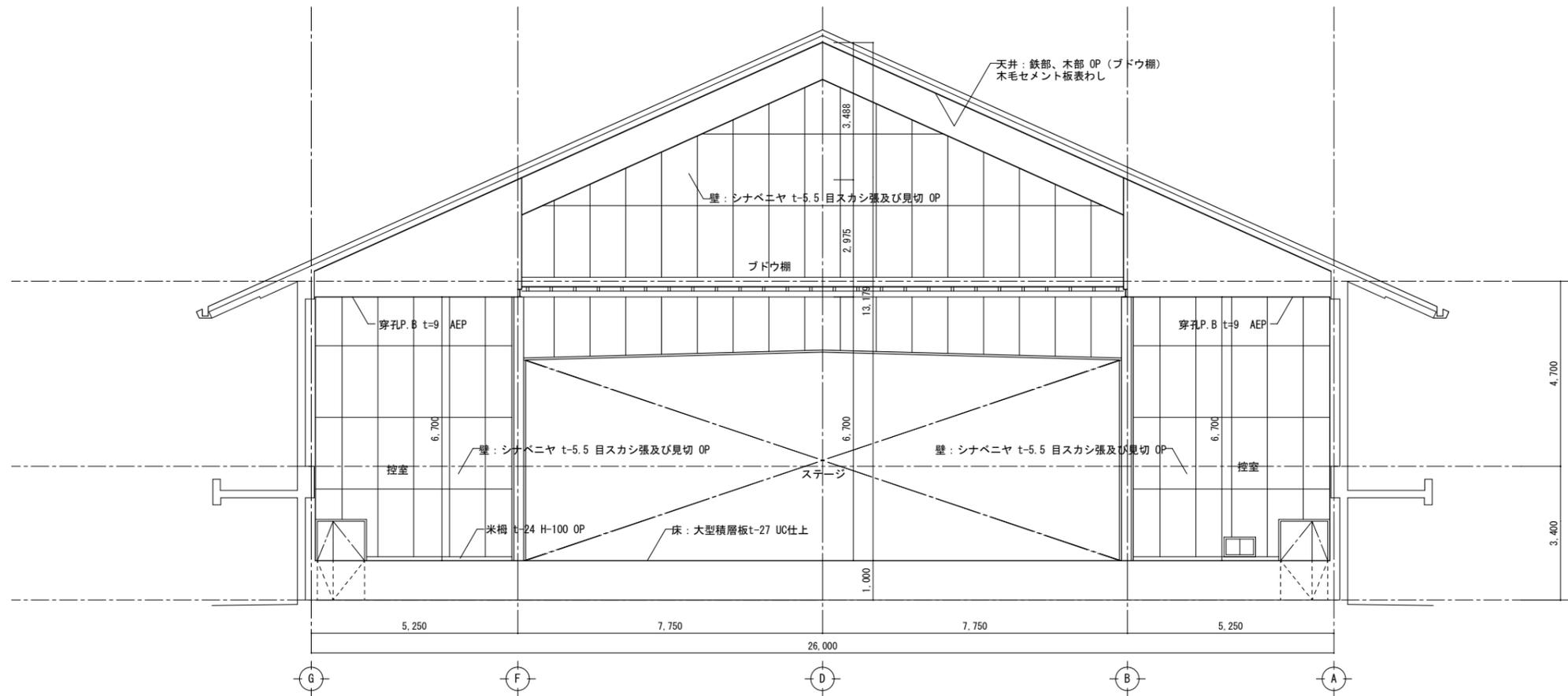


A通り 展開図 S:1/100

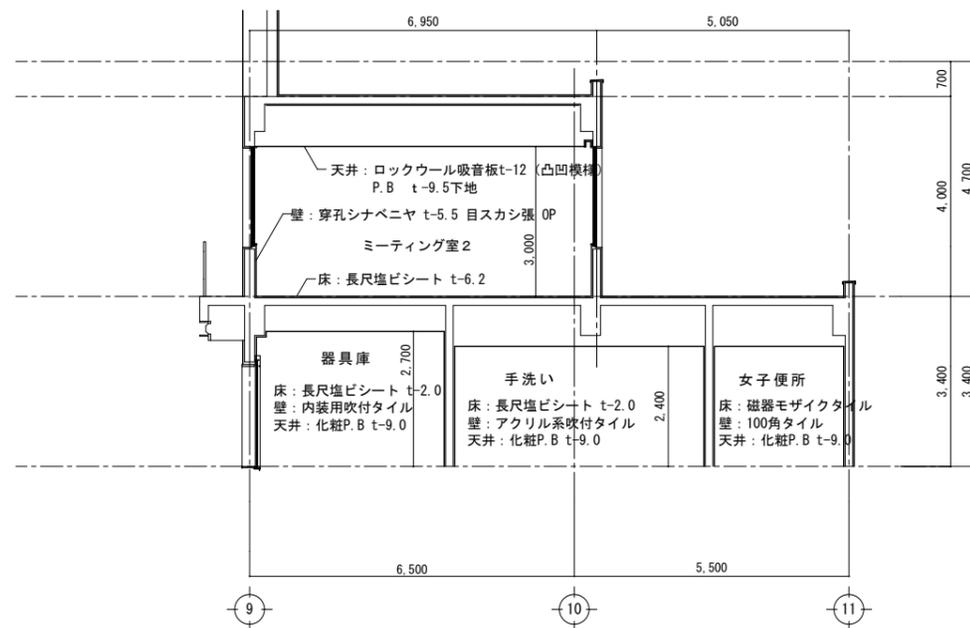
	設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	A-12
	訂正年月日					
					図面名称: 展開図 A通り, 9通り	SCALE 1/100



設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	A-13
				訂正年月日	
				SCALE 1/100	



1階 ステージ展開図 S:1/100



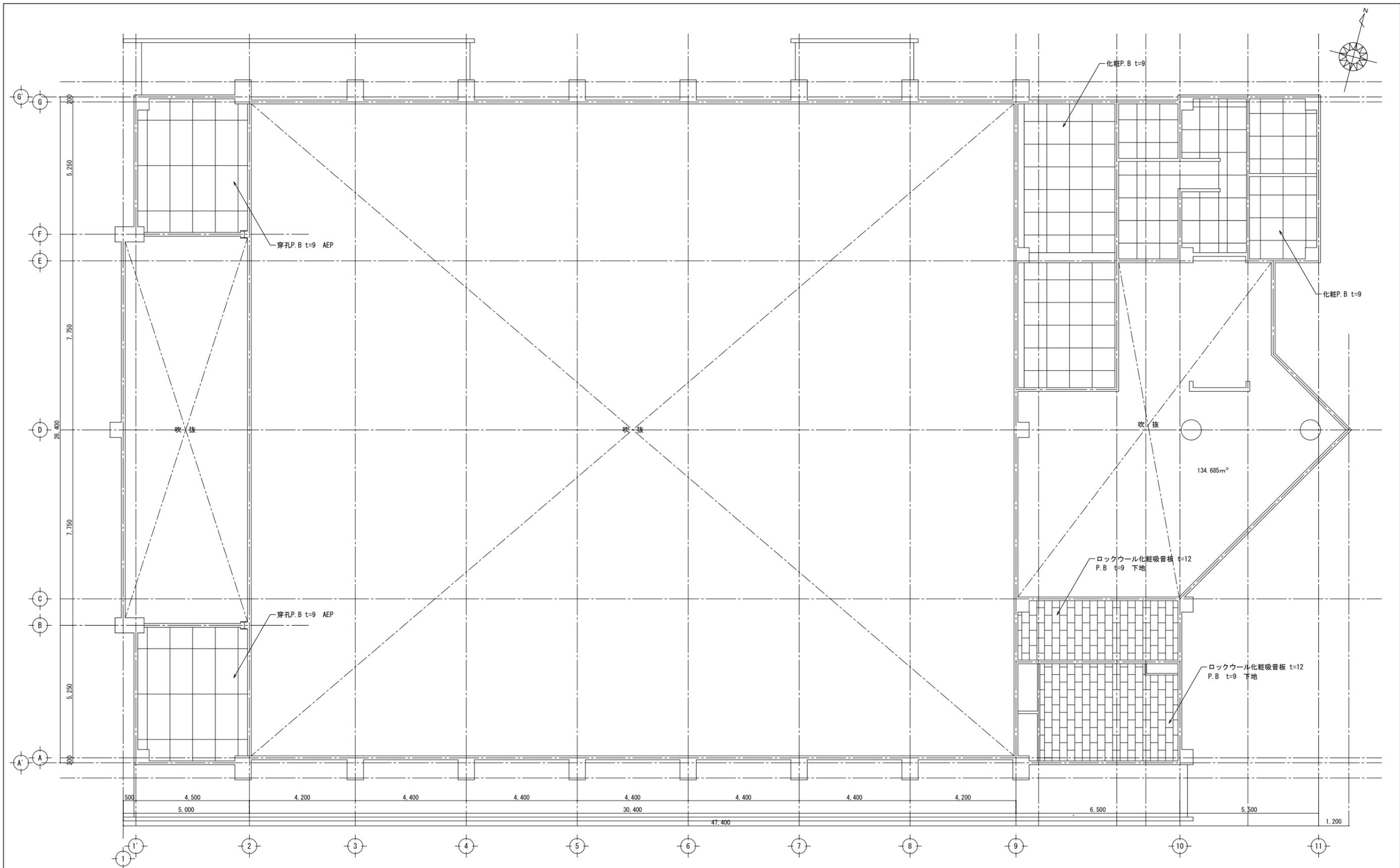
2階 ミーティング室2 廻り展開図 S:1/100

記号	SD 1	1ヶ所
姿図		
部屋名	2F機械室	
型式	片開き戸	
材質	スチール製(防火、防音)	
見込	100mm	
ガラス	-	
金物	シリンダー錠、レバーハンドル、SUS下枠、スチール額縁	
備考	ピボットヒンジ	

設計年月日	承認	検図	P & D
訂正年月日			

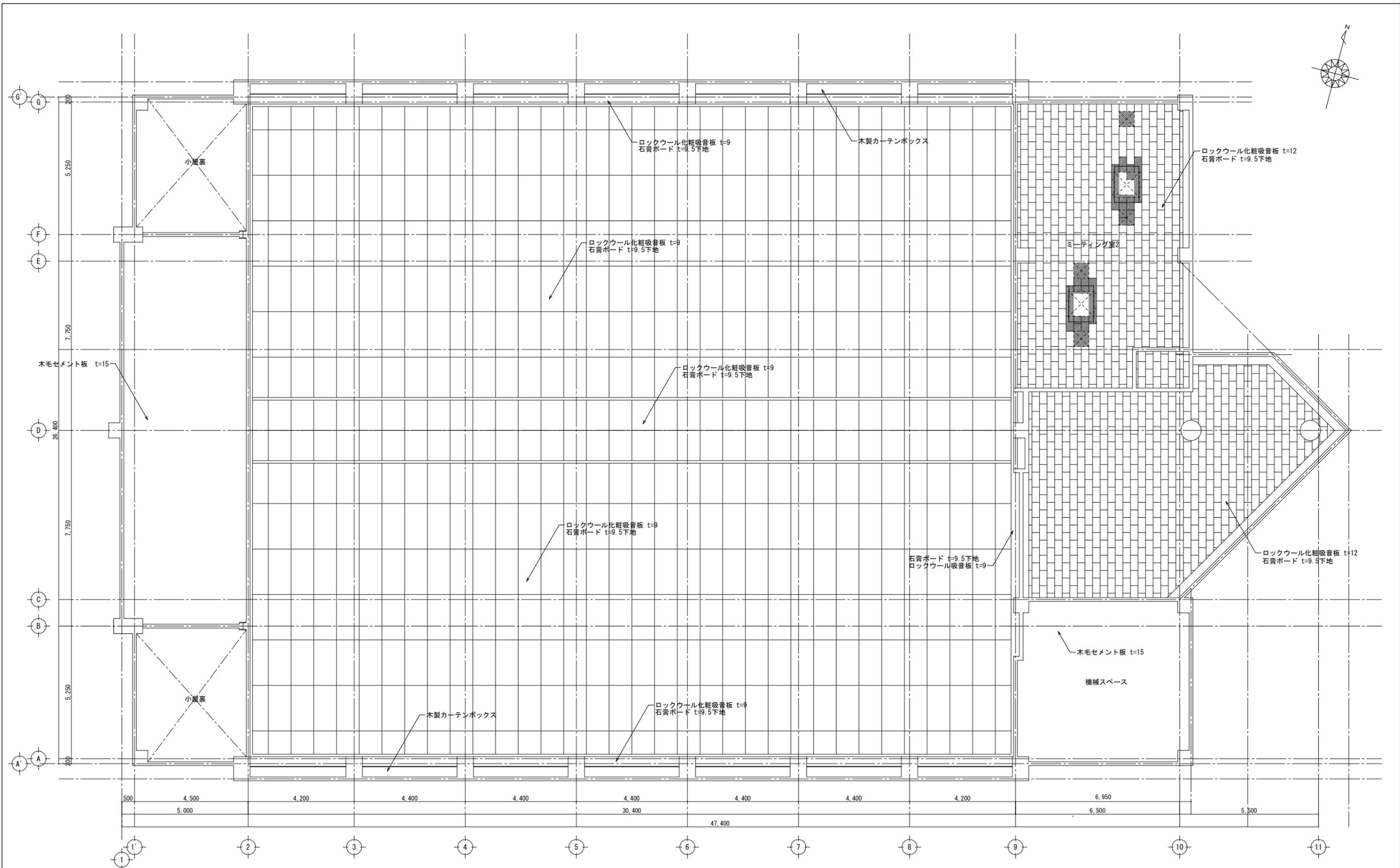
工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事

図面名称: 展開図 ステージ・ミーティング室2 SCALE 1/100



1階天井伏図 S:1/100

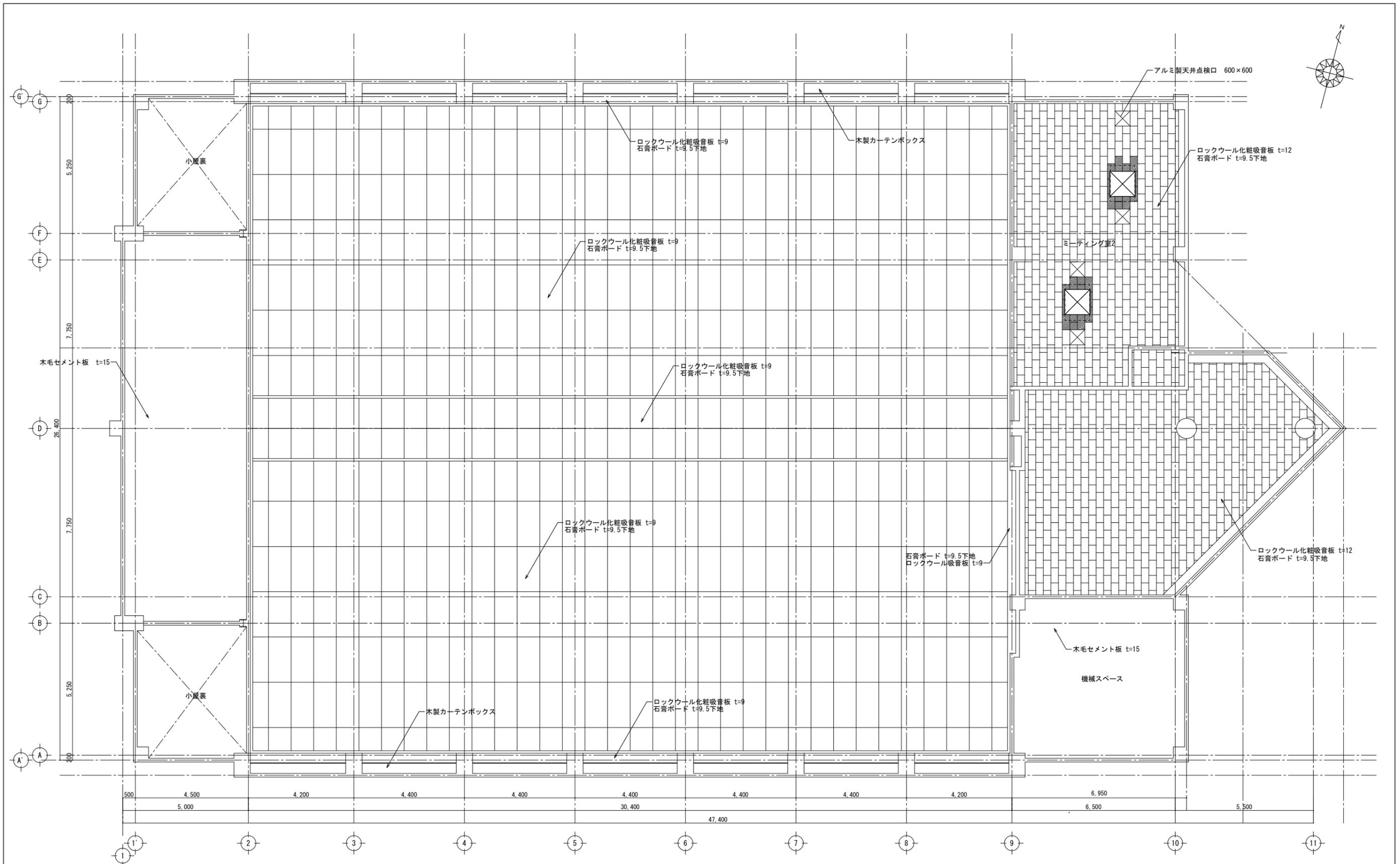
			設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	A-15
			訂正年月日					



2階天井伏図（撤去） S:1/100

天井撤去部分を示す

	設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称：玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事 図面名称：2階天井伏図（撤去） SCALE 1/100	A-16
	訂正年月日					



設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	A-17
				訂正年月日	

<p>電気設備工事特記仕様書</p> <p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事名称 <b>玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事</b></p> <p>2. 工事場所 <b>玉城町佐田1247番地</b></p> <p>3. 建物概要 <b>講堂 RC造 2階建 延べ面積1,317.70㎡ 用途区分(7)項</b></p> <p>4. 工事項目 下記において●印を付した工事を対象とする。 ●電力設備 ●受変電設備 ●電力貯蔵設備 ●発電設備 ●通信・情報設備 ●中央監視制御設備 ●医療関係設備 ●構内配電線路 ●構内通信線路 ●その他</p> <p>II. 共通仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。 ・防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書「最新版」 ・三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月制定版） ・三重県建設工事実務必携（令和元年7月1日版） ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気（機械）設備工事編 各平成31年版） 「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気（機械）設備工事編 各平成31年版） 「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編 各平成31年版） ・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準） ・電気工業の業務の適正化に関する法律 ・電気工事法 ・労働安全衛生法 ・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。） ・電力会社供給約款 ・その他関連法令、関連諸基準</p> <p>III. 特記仕様</p> <p>1. 一般共通事項 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。</p> <p>1. 一般事項 (1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおり施工であって使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p> <p>2. 技術検査 中間技術検査 実施回数（*）回 実施する段階（****）</p> <p>3. 火災保険等 三重県建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加え、その加入証券等を提示しなければならない。 ① 保険の目的物 工事的目的物及び工事的材料（支給材料を含む） ② 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間 ③ 保険金額 原則として請負金額に相当する金額</p> <p>4. 足場 ●別契約の関係受注者（下請け工事の場合は元請け）が設置したものは無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編第2章2.2.2より足場の種別は以下による。 ・内部足場（A種・B種・C種・D種・E種・F種・G種） ・外部足場（A種・B種・C種・D種・E種・F種）</p> <p>5. 三重県産業廃棄物税 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p> <p>6. 電気工作物の種類 ●一般電気工作物 ●自家用電気工作物</p> <p>7. 電気工事士 電気工事士の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。</p> <p>8. 電気工業の業務の適正化に関する法律 電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>9. 電気保安技術者 電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 なお、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。</p> <p>10. 品質計画 品質計画については、監督員の承諾を受けること</p> <p>11. 測定機器の校正等 試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）</p>	<p>等を提出する。 また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。</p> <p>12. 施工計画等 受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書、幹線計算書等 ⑤ 照度分布図、センサ動作範囲図など</p> <p>13. 機材等 工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ① 使用機材届出書 ② 機器明細図 使用機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。 ③ 各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。 ④ 機材の品質・性能証明 機器及び材料等の選定にあたっては後述の「電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト」、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」又はこれらと同等級以上のものとする。 なお、設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（一社）公共建築協会）による場合は評価書の写しを監督員に提出する。また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。 建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員との協議による。 (認定製品の品名： 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名：間伐材製工事用バリエード・看板・標示板・</p> <p>14. 工事写真 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版））に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。</p> <p>15. 施工条件 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1)施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定日（・施設休業日 ●打ち合わせ ・その他（</p> <p>(2)施工可能時間帯 ●指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定時間（・（）時～（）時 ・打ち合わせ ・その他（</p> <p>(3)概成工期 ・適用する（工事期日より（）日前） ●適用しない</p> <p>(4)その他（</p> <p>16. 埋蔵文化財調査 埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・発掘調査等の実施あり ・発見された場合、発掘調査等の実施あり</p> <p>17. 部分引渡し等 部分引渡し等がある場合は協力すること。 部分引渡しあり ・部分使用あり 該当部分（） 時期（</p> <p>18. 事故の発生時 工事中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。</p> <p>19. 建設副産物 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬出した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。</p> <p>20. 発生材の処理等 ・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。 分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 工種・新築・増築・修繕・模様替・解体・その他（ 分別解体の方法・手作業・手作業、機械作業併用</p> <p>(1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。（ (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器 ・コンテナ ・その他（ 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。</p>	<p>なお、施工に際してPCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発土 ・その他（</p> <p>(4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 ・（ (5)水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの ・蛍光灯ランプ ・HIDランプ（高輝度放電ランプ） ・その他（ 「水銀廃棄物ガイドライン 第2版」（平成31年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。 (6)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 (7)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。</p> <p>21. 電子納品 (1)工事写真「営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき、電子媒体も提出すること。 (2)工事完成図書は「営繕工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」等に基づき、電子媒体も提出すること。</p> <p>22. 官公署への手続き 工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ・消防設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他（</p> <p>23. 消防法関係の手続き (1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事（・建築工事・電気設備工事・機械設備工事） ・別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p> <p>24. 工事用仮設物 構内への設置 ●できる（施設管理者と協議） ・できない</p> <p>25. 工事用電力、水、その他 (1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 (2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。</p> <p>26. 工事中等の保安監理 電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。</p> <p>27. 搬入計画 大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。</p> <p>28. 製品確認 発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。</p> <p>29. 機材等の検査及び試験 検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。</p> <p>30. 完成確認及び完成検査時等の電源確保 機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。</p> <p>31. 完成時の操作説明 総合盤等操作に必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。</p> <p>32. 不正軽油の使用の禁止 (1)県工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 (2)受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 (3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>33. 下請次数制限及び県内（管内）企業優先使用 (1)本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 なお、その次数を超える下請契約締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 (2)本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。 なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。</p> <p>34. 総合評価方式 総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の1割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。</p> <p>35. 不当介入を受けた場合の措置 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置については (1)受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行うこと。 (2)(1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>	<p>36. 電子メールの活用 「電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月」を適用する。 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>37. 主任技術者又は監理技術者 (1)技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。 (2)専任を要しない期間 1)現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 2)検査終了後の期間 工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。</p> <p>38. 工事の一時中止 工事の一時中止の取り扱いについては「工事の一時中止のガイドライン（案）」（平成27年6月国土交通省）による。 三重県建設工事契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p> <p>39. 社会保険等未加入対策 (1)適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 (2)受注者は、施工体制台帳・再下請通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。</p> <p>40. 現場での安全確保（自主施工の原則） (1)受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 (2)設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</p> <p>41. 設計図書の照査 三重県公共工事共通仕様書第1編1章1-1-1-3 2.設計図書の照査に基づく照査を実施すること。また、照査の実施において、契約書第18条第1項から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。 なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。</p> <p>2. 施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。</p> <p>1. 既設設備等の調査 既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。 (1)地中埋設管路 1) 項目 ・埋設配管 ・構造物 ・その他（ 2) 調査範囲 ・埋設ルート ・その他（ (2)貫通及びはつり 1) 項目 ●鉄筋 ●配管 ・その他（ 2) 調査範囲 ●施工部分 ・その他（ (3)既設との取合い 1) 項目 ●接続箇所 ●増設箇所 ・その他（ 2) 調査範囲 ●施工部分 ・その他（</p> <p>2. 施工前の測定等 改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び経線測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。</p> <p>3. 耐震施工 (1)想定される地震に対応するものとする。 (2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。</p> <p>4. 耐震基準 耐震措置の計算及び施工方法は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（一財）日本建築センター）を適用する。</p> <p>5. はつり (1)穴開け及び補修 ・なし ・あり（貫通場所及び口径は別図による） (2)溝はつり及び補修 ・なし ・あり（はつり深さは別図による）</p> <p>6. あと施工アンカー 性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ●行わない</p> <p>7. 基礎の配線ビット 基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。</p> <p>8. 配管・配線の耐震処置 建物引込部の配管の耐震処置 ・行う ・行わない 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ・行う ・行わない</p> <p>9. 最上階の埋込配管 最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。</p> <p>10. 露出配管 (1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2)附属品は、ねじ込み形を使用する。 (3)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (4)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。</p> <p>11. 合成樹脂管 (1)合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。（P F管）</p>	
		<p>設計年月日</p> <p>承認</p> <p>検図</p> <p>P &amp; D</p>	<p>工事名称 : 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事</p> <p>図面名称 : 電気設備工事 特記仕様書 1 SCALE NONE</p>	E-01

12. 予備配管等  
 (1)埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(PF22)を1本、5回路以上は(PF22)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。  
 (2)防犯主装置、自動火災報知受信機、MDF、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。

13. 金属製電線管等の塗装  
 (1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。  
 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。  
 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。  
 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。)  
 4) 仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。  
 (2)塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。

14. 導入線  
 通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。

15. 予備スリーブ  
 梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。  
 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。

16. ボックス類  
 位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として金属製とする。

17. 軽量間仕切のボックス  
 軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。

18. プルボックス  
 (1)屋外形、特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。  
 (2)屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。

19. ボルト・ナット類  
 屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの  
 ●ステンレス ●溶融亜鉛メッキ仕上げ

20. 環境に配慮した電線等の採用  
 電線、ケーブル及び通信線はEM(エコマテリアル)ケーブルを使用すること。

21. ケーブル及び配線  
 (1)表示  
 下記の箇所、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。)を取り付ける。  
 ① ケーブルがスラブを貫通する部分  
 ② ケーブル分岐部分  
 ③ 変電所内のケーブル引出し部分  
 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分  
 ⑤ 屋内の直線部分は、30mごと  
 ⑥ プルボックス内  
 ⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと  
 ⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分  
 ⑨ マンホール及びハンドホールごと  
 (2)ケーブル余長  
 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数  
 ・2箇所 ・4箇所 ・( )箇所  
 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数  
 ・2箇所 ・4箇所 ・( )箇所

22. 配線器具の設置  
 (1)特殊コンセントはプラグ付とする。  
 (2)電源の種類により色を区別する。  
 (3)公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイドスイッチとする。  
 (4)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。  
 (5)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。  
 (6)カバープレートは、原則として新金属製とする。  
 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。  
 (7)フロアプレートは、水平高低調整型(空転防止リング付)とする。

23. 照明器具の設置  
 (1)照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。  
 (2)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形AA級とする。  
 (3)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。  
 (4)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。

24. 照明改修の際の測定  
 対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。  
 測定箇所( ) 測定回数 前後各( )回

25. 分電盤、制御盤、キュービクル等  
 (1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。

26. 受変電設備、発電設備の設置場所  
 (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。  
 (2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。  
 (3)屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容耐力を確認し、結果を監督員に提出する。  
 なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。  
 (4)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。  
 (5)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。

27. 発電設備の燃料配管  
 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。  
 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。

28. 非常放送設備のスピーカ設置  
 (1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。  
 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。

(3)増幅器からスピーカまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。

29. 土工事  
 (1)埋戻しの材料及び工法  
 ・B種 (材料:根切り土の中の良質土 / 工法:機器による締固め)  
 ・その他 ( )  
 ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。  
 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、GL-600mm以上とする。  
 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。  
 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。  
 (5)建設発生土の処理  
 ・構内敷ならし ・処分地指定 ( )  
 ・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 ( ) km

30. ハンドホール、マンホール  
 高さ900mmを超えるものにあつては、タラップ付とする。  
 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とする。

31. 地中配線路の表示杭  
 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。  
 ① 建物への引込口及び送出口付近  
 ② マンホール・ハンドホール付近  
 ③ 地中線路の曲折箇所  
 ④ 道路横断箇所  
 ⑤ 直線部分では30m程度に1個(30mに満たない部分はその間に1個)

3. 機器仕様  
 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。  
 なお、詳細については図面による。

【電力設備】

1. 電灯設備  
 (1)既設等との取り合い  
 ・無し ・盤改造 ・配線接続 ・電源供給 ・その他 ( )

(2)機器類  
 ・一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯(単独設置) ・コンセント等  
 ・分電盤、制御盤等 ・その他 ( )

(3)一般照明器具  
 1) 形式 ・公共型 ・一般型 ( )  
 2) 灯具 ・LED灯 ・その他 ( )  
 3) 用途 ・屋内用 ・屋外用 ・防炎用 ( )  
 4) 環境 ・普通地域 ・塩害地域 ( )  
 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。  
 1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他 ( )  
 2) 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON/OFF制御 ・その他 ( )  
 3) 制御方式 ・有線 ・無線通信 ( )

(4)照明制御器  
 1) 制御用ボルト  
 ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他 ( )  
 ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。  
 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ( )  
 3) 灯具 ・LED灯 ・その他 ( )  
 4) 電源 ・商用電源(60Hz) ・200V ・100V ・その他 ( )  
 5) 制御 ・EESイッチ ・タイマ ・その他 ( )  
 6) 接地 ・単独接地 ( ・本工事 ・別途工事 ・既設利用) ・共用 ・その他 ( )

(5)外灯  
 (単独設置)  
 ・一般型 ・防水型  
 ・パフションアット ( ・固定型 ・上下動型(アップ式を含む))

(6)コンセント等  
 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。  
 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。  
 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。  
 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。  
 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。  
 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。

2. 動力設備  
 (1)既設との取り合い  
 ・無し ・盤改造 ●配線接続 ・その他 ( )

(2)機器類  
 ●分電盤、制御盤等 ・その他 ( )  
 ・給水 ・排水 ・消火 ●空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機  
 ・その他 ( )  
 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。

(3)負荷設備への接続  
 ●専用接地 ・金属管接地 (7.5kW以下)

(4)電動機等の接地  
 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工制御盤等年月、受注者名、施工者名を記載する。  
 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。  
 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。  
 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。  
 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。  
 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。  
 7) 電流計は赤指針付(定格電流指示)とする。

4. 使用資機材のメーカーリスト  
 (1)以下に掲げる資機材については、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材)令和元年版((一社)公共建築協会発行)」(以下「評価名簿」という)に記載されているメーカーが製造した製品を使用すること。(ただし、納入地区に中部地区又は近畿地区が含まれ、かつ評価の有効期間内である場合に限り使用可能とする)  
 ●LED照明器具(一般屋内用に限る) ●照明制御装置  
 ●低圧用SPD ●可変速運転用インバータ装置  
 ●分電盤(OA盤及び実験盤を含む) ●制御盤  
 ●キュービクル式配電盤 ●高圧スイッチギア(CW形・PW形)  
 ●高圧交流遮断器 ●高圧進相コンデンサ  
 ●高圧限流ヒューズ ●高圧負荷開閉器  
 ●高圧変圧器(特定機器) ●高圧避雷器  
 ●絶縁監視装置(高圧回路用・低圧回路用)  
 ●ベント形据置鉛蓄電池 ●制御弁式据置鉛蓄電池  
 ●据置ニッケル・カドミウム鉛蓄電池 ●シール形ニッケル・カドミウム鉛蓄電池  
 ●交流無停電電源装置 ●バックアップ用電源装置  
 ●監視カメラ装置 ●中央監視制御装置

(2)評価名簿に記載されていないメーカーが製造した製品を使用する場合は、評価名簿の評価基準と同じ条件を満足することを証明する書類を監督員に提出し、かつ監督員の承諾が得られた場合に限り使用できるものとする。

5. 使用資機材の適用規格  
 (1)以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本工業規格(JIS規格)適合品の使用を原則とする。  
 ●電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品  
 ●電気用品安全法適合品  
 ●耐熱・耐火電線、耐熱・耐火ケーブル  
 ●消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火バスタクトの適合性検査を行い合格したもの  
 ●第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格(JCS規格)への適合性検査を行い合格したもの  
 ●非常用照明器具  
 ●建築基準法に定める国土交通大臣認定品  
 ●(一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの  
 ●誘導灯  
 ●登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA誘導灯認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの  
 ●制御盤  
 ●(一社)日本配電制御システム工業規格(JSIA規格)適合品  
 ●消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火災通報装置、総合操作盤等の認定対象品  
 ●登録認定機関((一財)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの  
 ●不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品  
 ●(一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの  
 ●金属閉鎖形スイッチギア  
 ●(一社)日本電機工業規格(JEM規格)適合品  
 ●高圧機器(遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護継電器)  
 ●(一社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品  
 ●直流電源装置(防災電源用)  
 ●登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA蓄電池設備認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの  
 ●交流無停電電源装置  
 ●(一社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品  
 ●自家発電装置(防災電源用)  
 ●登録認定機関((一社)日本内燃力発電設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの  
 ●自家発電装置(防災電源用でないもの)  
 ●(一社)日本電機工業規格(JEM規格)適合品

●太陽電池モジュールの支持物  
 ●電気設備の技術基準の解釈第46条第2項又は第3項の規定に適合するもの  
 ●電話用設備(電話交換機、電話機等)  
 ●登録認定機関((一財)電気通信端末機器審査協会(JATE)等)の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの  
 ●非常用放送設備  
 ●登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの  
 ●テレビ共同受信機器  
 ●優良住宅部品(BL部品)の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの  
 ●(一社)電子情報技術産業協会スーパーハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、SHマークが貼付されたもの  
 ●自動火災報知設備  
 ●登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの

(2)特殊仕様の資機材を使用する場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、かつ監督員の承諾が得られた場合に限り使用できるものとする。

6. 完成時の提出図書 ※部数等記入あるも監督員との打合せによる

名称	完成書類	部数
完成図(原図サイズ)	竣工図(製本)	1部
	施工図(製本)	1部
完成図(原図サイズA4折り)	ファイル綴	1部
完成図(A3縮小二つ折り)	竣工図(製本)	2部
	施工図(製本)	2部
保全に関する資料 制御システム図 システム系統図 資機材一覧表 機器完成図 取扱説明書 試験結果報告書 工場試験成績書 各種計算・検討書 予備品・付属品一覧表 機器銘板の写し 検査済証 保証書 メンテナンス要領書 メンテナンス参考業者一覧表 官公庁手続き書類一覧表 官公庁手続き書類の写し(表紙のみ) その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	1部
工事に関する書類 工事カルテ受領書の写し 施工計画書 施工要領書 部分下請負通知書及び下請負契約書の写し 施工体制台帳及び施工体系図 工事進捗状況報告書 各種計画書及び報告書 排出ガス対策型建設機械使用報告書 工事打合簿 段階確認書 工事事故報告書 安全管理関係書類 使用機材届出書 工事材料搬入報告書 機器明細図 機材の品質及び性能証明書 各種計算・検討書 工場試験成績書 試験結果報告書 計測機器類の校正証明書、精度保証書、又は検定証の写し 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 産業廃棄物処理集計表 現場発生品調査書 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 再資源化等完了報告書(特定建設資材廃棄物) 工事写真(サムネール及び代表写真) 検査立会者名簿 その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。	ファイル綴	1部
官公庁手続き書類 官公庁手続き書類一覧表 官公庁手続き書類(本冊)	ファイル綴	1部
電子納品		3部
工事目的物引渡書 引渡目録		3部

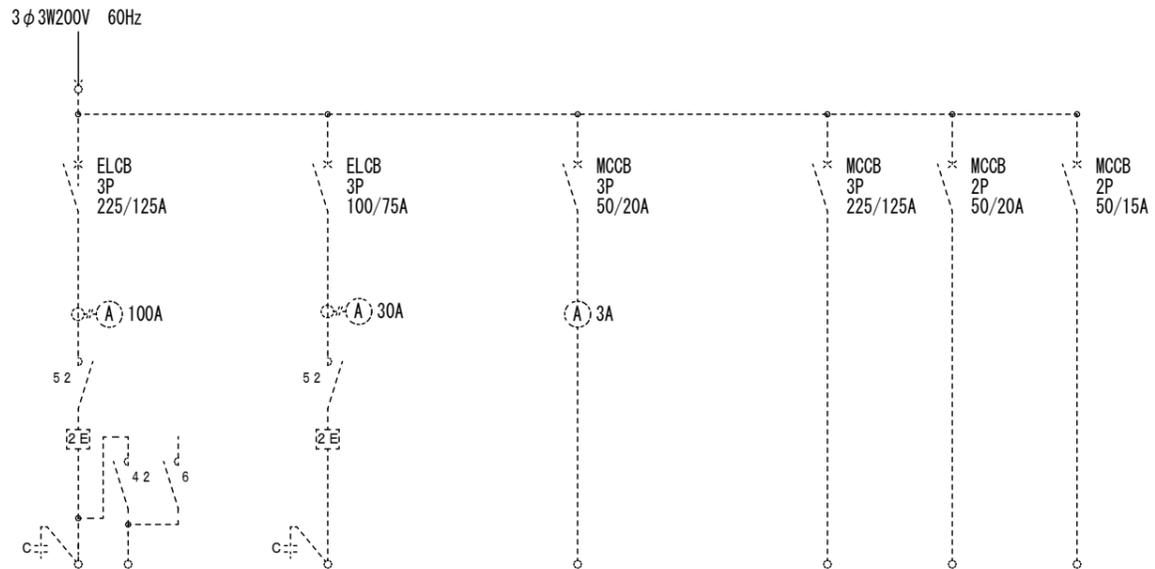
注  
 ・完成図はCADにより作成すること。  
 ・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参照する。  
 ・改修工事等は既存の完成図を修正すること。  
 ・白焼き(青焼き不可)で文字潰れのないこと。  
 ・表紙(可能な範囲で背表紙にも)に「年度、工事名、工期、竣工図(又は施工図)、受注者名」を印字(シール不可)すること。  
 ・作成しがたい場合は、監督員との協議による。  
 ・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。  
 ・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。  
 ・ファイルはチューブファイル以上とする。  
 ・完成書類の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は発注者に移譲するものとする。

	設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称:玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	E-02
	訂正年月日					
					図面名称:電気設備工事 特記仕様書2 SCALE NONE	

盤仕様

名称  
 動力盤  
 M-1  
 型式  
 屋内自立型

既設品



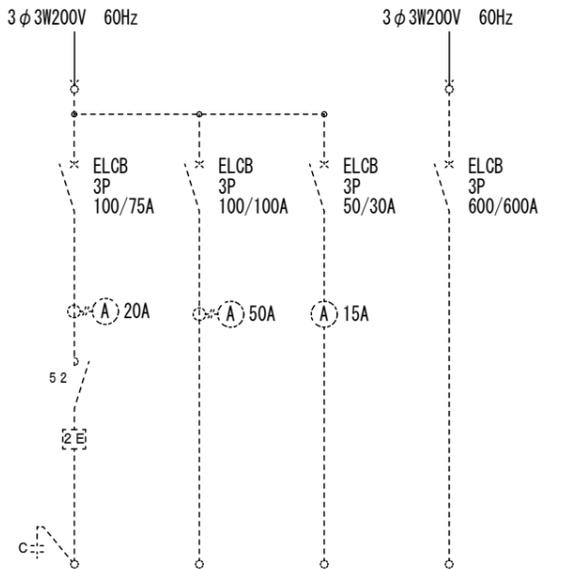
負荷名称	空調機	排気機	加湿器	空調盤	自動制御盤	操作電源
負荷記号	ACU-1	FE-1		M-2 (既設)		
負荷容量 (kW)	22 (22)	7.5 (既設)	0.45 (既設)	15.29 (18.15)		
始動方式	Y	L				
操作・制御方式	2-2	4-1				
操作・制御スイッチ	B・1	B・1				
連動 インターロック		↑				
自家発電時停止 火災時停止						
故障移報信号						
二次側配線	電線 IV38×6 接地線 IV14 配管 E63	IV8×3 IV5.5 E31				
備考						

(注) 1・単位装置記号は公共建築標準図による  
 2・負荷容量の ( ) 内は既設機器容量を示す。  
 3・負荷容量の (既設) は既設機器再使用を示す。

盤仕様

名称  
 動力盤  
 M-2  
 型式  
 屋外自立型

既設品



負荷名称	冷水ポンプ	ミーティング1空調機	ミーティング2空調機	新設動力盤
負荷記号	PCH-1	ACP-1	ACP-2	M-3
負荷容量 (kW)	3.7 (3.7)	2.55 (既設)	9.04 (11.6)	87.7 (107)
始動方式	L			
操作・制御方式	4-1			
操作・制御スイッチ	B・1			
連動 インターロック	↑			↓
自家発電時停止 火災時停止				
故障移報信号				
二次側配線	電線 CV3.5-3C 接地線 IV2" 配管 C31	CV3.5-3C IV2" C31	CV14-3C IV5.5 E39	CVT250×2 EM-1E38 G92×2
備考				

(注) 1・単位装置記号は公共建築標準図による  
 2・負荷容量の ( ) 内は既設機器容量を示す。  
 3・負荷容量の (既設) は既設機器再使用を示す。

設計年月日	承認	検図	P & D
訂正年月日			

工事名称 : 玉城町立田丸小学校 講堂空調設備改修工事  
 図面名称 : 盤図 1  
 SCALE NONE

E-03

盤仕様

名称

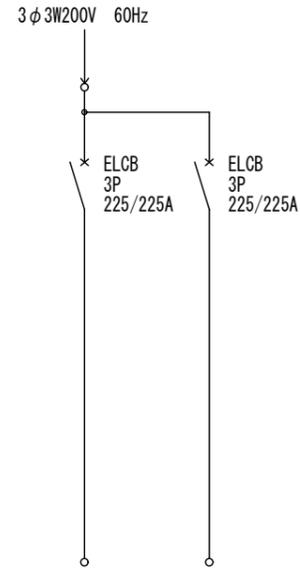
動力盤

M-3

型式

屋外露出型

銅板製指定色



負荷名称	チリングユニット	チリングユニット	
負荷記号	RP-1	RP-1	
負荷容量 (kW)	43.85	43.85	
単位装置	始動方式		
	操作・制御方式		
	操作・制御スイッチ		
連動			
インターロック			
自家発電時停止			
火災時停止			
故障移報信号			
二次側配線	電線	EM-CET100	EM-CET100
	接地線	EM-IE14	EM-IE14
	配管	C63	C63
備考			

- (注) 1・単位装置記号は公共建築標準図による  
 2・負荷容量の( )内は既設機器容量を示す。  
 3・負荷容量の(既設)は既設機器再使用を示す。  
 4・遮断機・配線仕様は採用する機器仕様に適合すること。

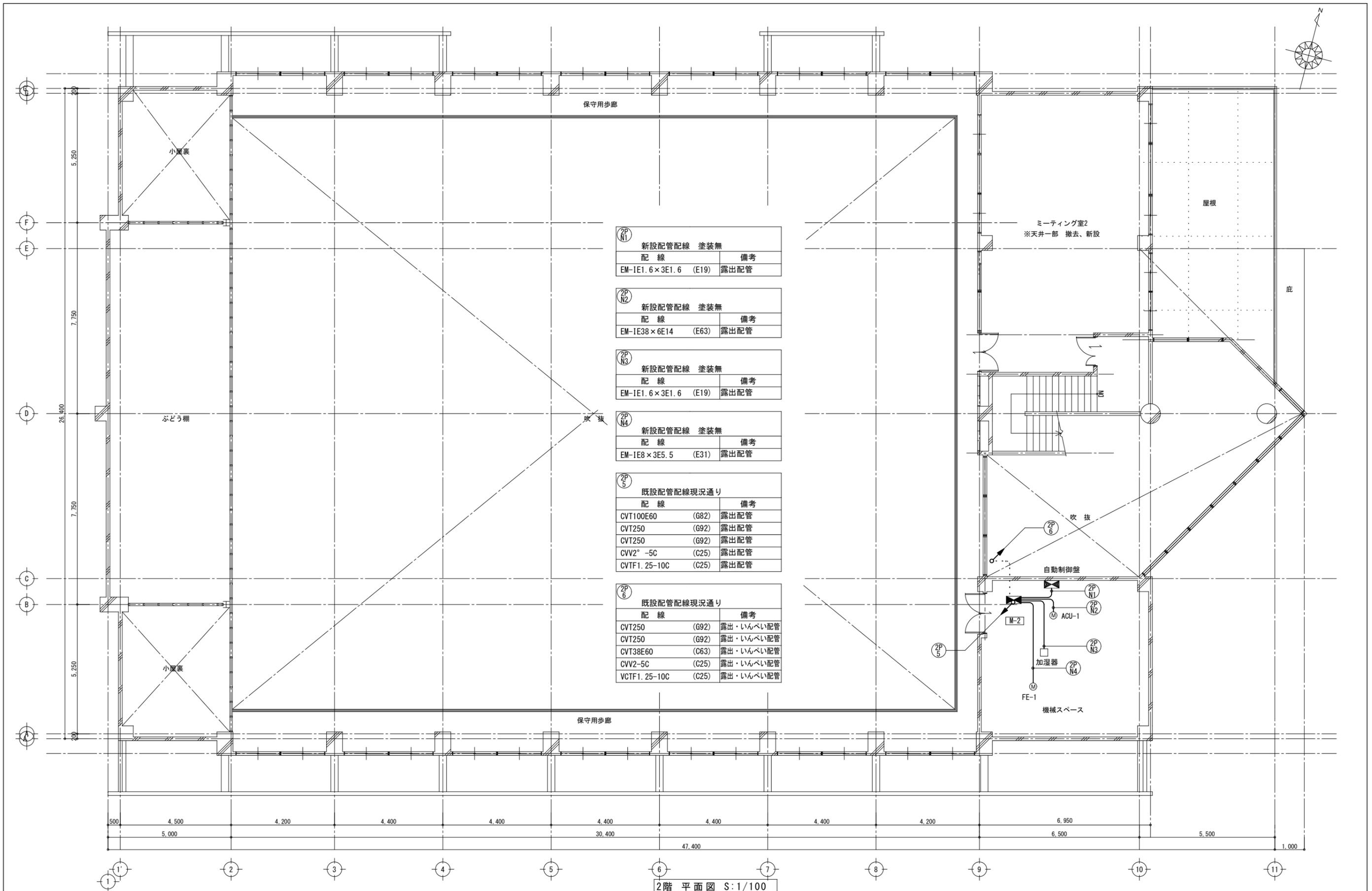
設計年月日	承認	検図	P & D
訂正年月日			

工事名称 : 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事

図面名称 : 盤図2

SCALE NONE

E-04



2P N1	新設配管配線 塗装無
配線	備考
EM-1E1.6×3E1.6 (E19)	露出配管

2P N2	新設配管配線 塗装無
配線	備考
EM-1E38×6E14 (E63)	露出配管

2P N3	新設配管配線 塗装無
配線	備考
EM-1E1.6×3E1.6 (E19)	露出配管

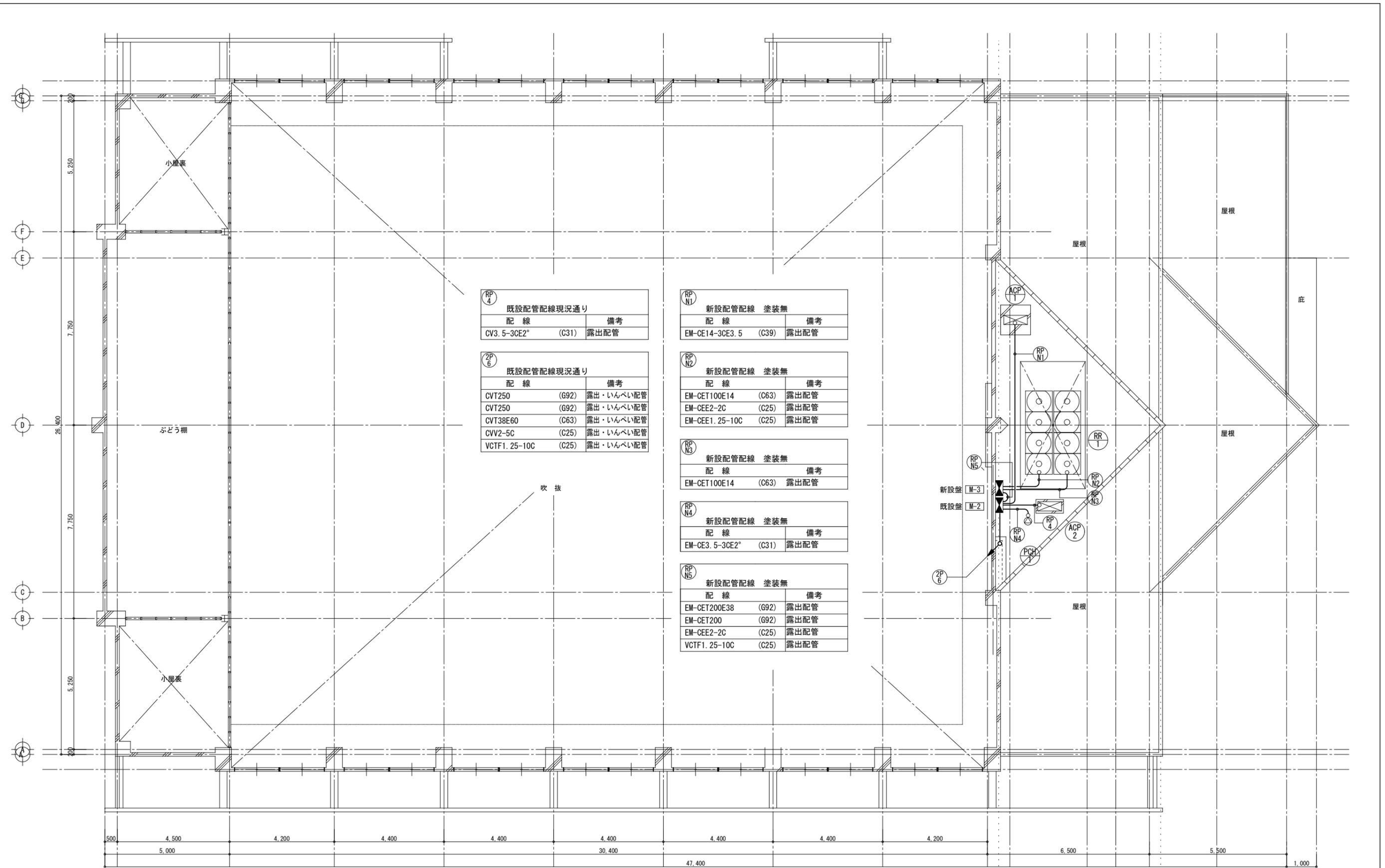
2P N4	新設配管配線 塗装無
配線	備考
EM-1E8×3E5.5 (E31)	露出配管

2P 5	既設配管配線現況通り
配線	備考
CVT100E60 (G82)	露出配管
CVT250 (G92)	露出配管
CVT250 (G92)	露出配管
CVV2°-5C (C25)	露出配管
CVTF1.25-10C (C25)	露出配管

2P 6	既設配管配線現況通り
配線	備考
CVT250 (G92)	露出・いんべい配管
CVT250 (G92)	露出・いんべい配管
CVT38E60 (O63)	露出・いんべい配管
CVV2-5C (C25)	露出・いんべい配管
VCTF1.25-10C (C25)	露出・いんべい配管

2階 平面図 S:1/100

設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	E-05
訂正年月日				図面名称: 動力設備2階平面図 (改修後) SCALE 1/100	



RP4	既設配管配線現況通り	
配線		備考
CV3. 5-3CE2°	(C31)	露出配管

2P6	既設配管配線現況通り	
配線		備考
CVT250	(G92)	露出・いんべい配管
CVT250	(G92)	露出・いんべい配管
CVT38E60	(C63)	露出・いんべい配管
CVV2-5C	(C25)	露出・いんべい配管
VCTF1. 25-10C	(C25)	露出・いんべい配管

RP N1	新設配管配線 塗装無	
配線		備考
EM-CE14-3CE3. 5	(C39)	露出配管

RP N2	新設配管配線 塗装無	
配線		備考
EM-CET100E14	(C63)	露出配管
EM-CEE2-2C	(C25)	露出配管
EM-CEE1. 25-10C	(C25)	露出配管

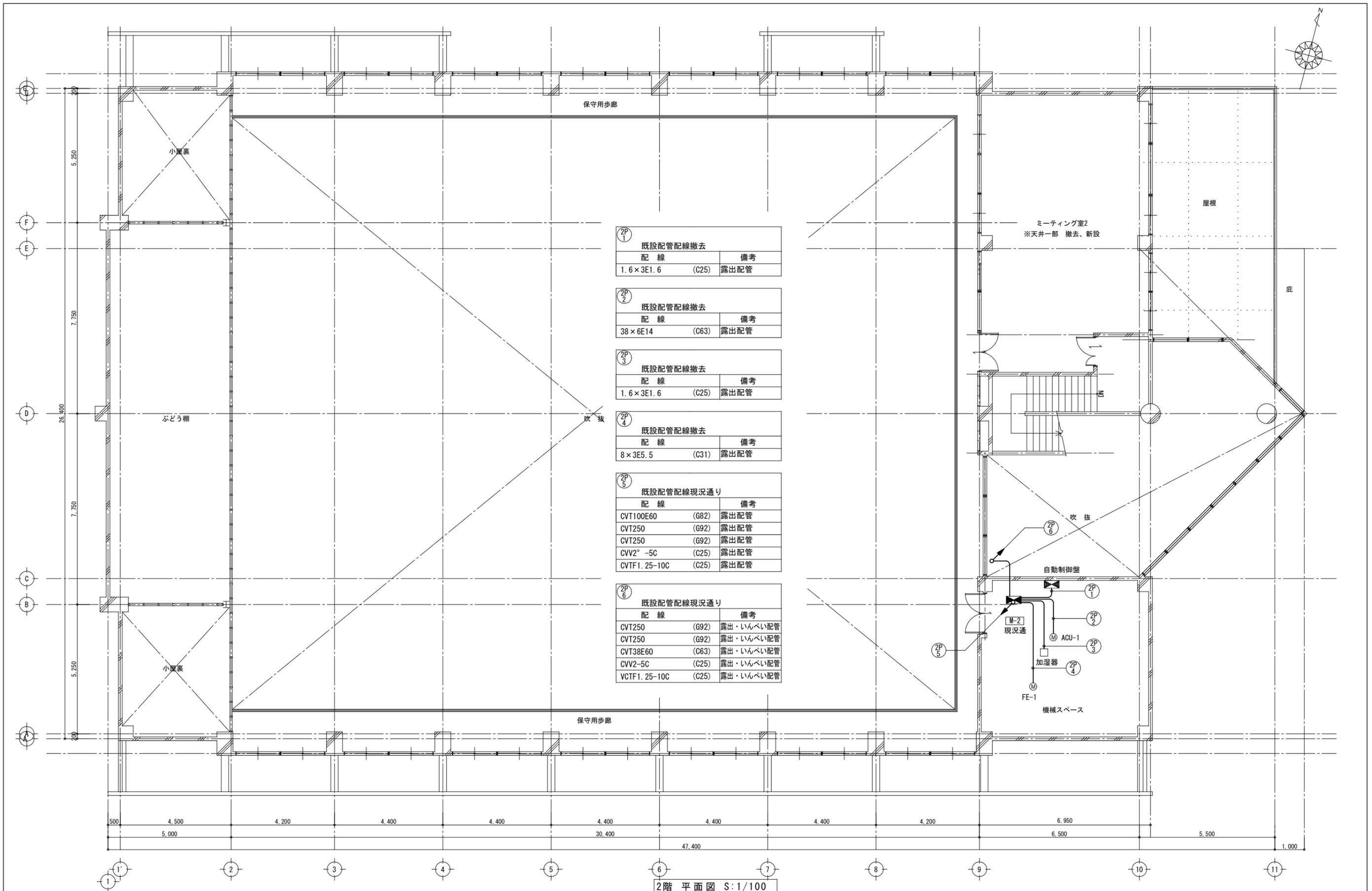
RP N3	新設配管配線 塗装無	
配線		備考
EM-CET100E14	(C63)	露出配管

RP N4	新設配管配線 塗装無	
配線		備考
EM-CE3. 5-3CE2°	(C31)	露出配管

RP NE	新設配管配線 塗装無	
配線		備考
EM-CET200E38	(G92)	露出配管
EM-CET200	(G92)	露出配管
EM-CEE2-2C	(C25)	露出配管
VCTF1. 25-10C	(C25)	露出配管

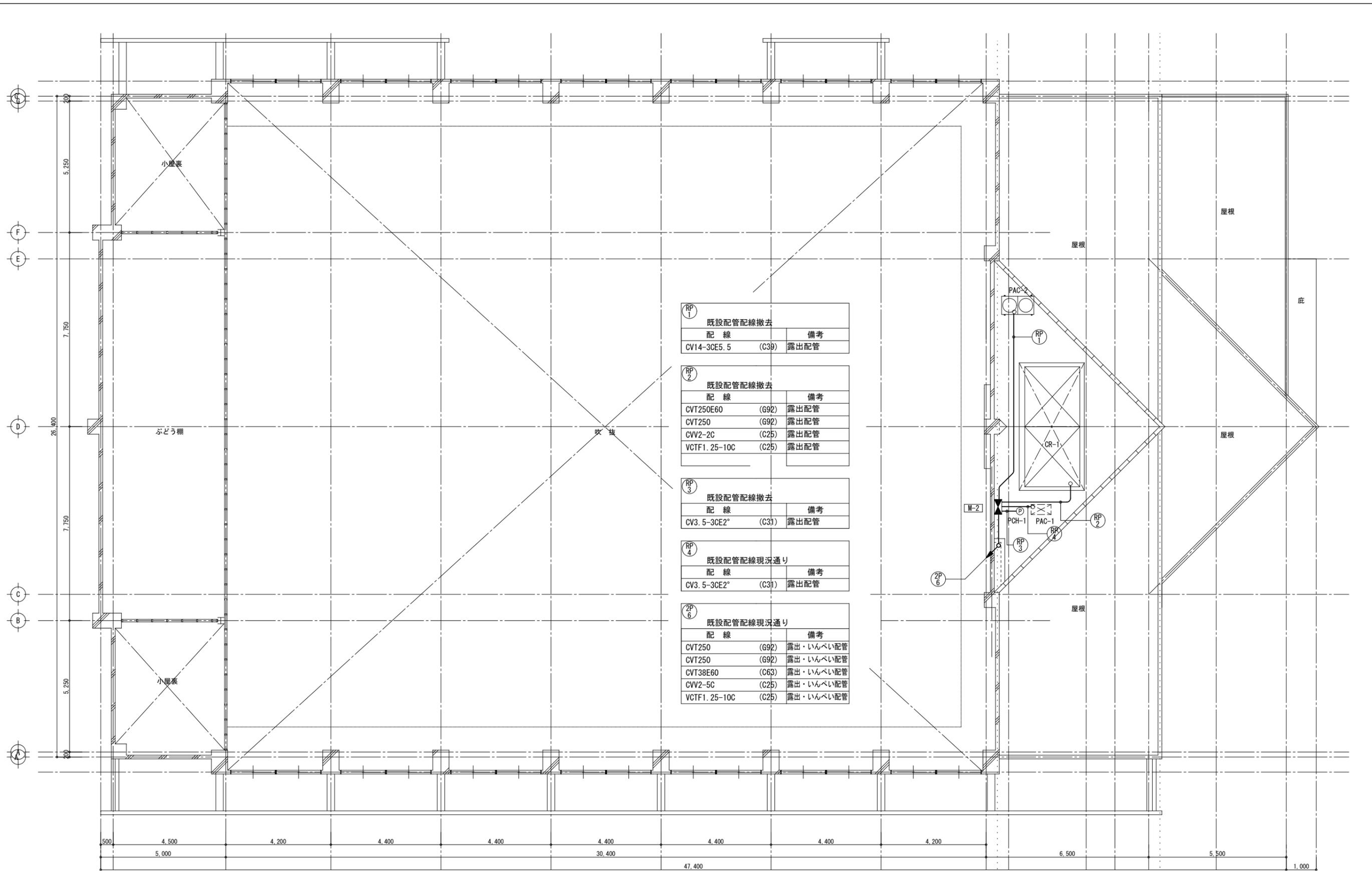
R階 平面図 S:1/100

設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	E-06
				訂正年月日	



2階 平面図 S:1/100

設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事
訂正年月日				図面名称: 動力設備2階平面図 (撤去) SCALE 1/100



RP1 既設配管配線撤去		
配線		備考
CV14-3CE5.5	(C39)	露出配管

RP2 既設配管配線撤去		
配線		備考
CVT250E60	(G92)	露出配管
CVT250	(G92)	露出配管
CVV2-2C	(C25)	露出配管
VCTF1.25-10C	(C25)	露出配管

RP3 既設配管配線撤去		
配線		備考
CV3.5-3CE2°	(C31)	露出配管

RP4 既設配管配線現況通り		
配線		備考
CV3.5-3CE2°	(C31)	露出配管

2P6 既設配管配線現況通り		
配線		備考
CVT250	(G92)	露出・いんべい配管
CVT250	(G92)	露出・いんべい配管
CVT38E60	(C63)	露出・いんべい配管
CVV2-5C	(C25)	露出・いんべい配管
VCTF1.25-10C	(C25)	露出・いんべい配管

R階 平面図 S:1/100

			設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	E-08
			訂正年月日					

<p>機械設備工事特記仕様書</p> <p>1 工事名称 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事</p> <p>2 工事場所 玉城町佐田1247</p> <p>3 建築概要 講堂 R/C造 2層建 延べ面積 1317.70㎡</p> <p>4 適用基準 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 防衛施設周辺防音事業 工事標準仕方書 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月）（最新改定：令和元年7月） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成31年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成31年版」 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成31年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。</p> <p>5 一般事項 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に念かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおり施工することと将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書と通りの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p> <p>(1) 提出図書 1) 工事書類 : ・ 施工計画書 ・ 打合記録 ・ 材料搬入報告書 ・ 工程表 ・ 安全・訓練実施記録 ・ 機器明細図 ・ 工事日報 ・ 品質確認書類 ・ 工事写真（データ）等 2) 工事完成図書 : ・ 完成図（竣工図） ・ 施工図 ・ 機器完成図（ファイル等2部） ・ 保守に関する説明書（取扱説明書・保証書）2部 ・ 機器性能試験成績書 2部 ・ 総合調整測定表（試験結果・測定結果等）2部 ・ 官公署届出書類控、検査済証 2部 ・ 出来形確認書類 2部 等 ※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※ 工事書類は営繕工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真集、工事完成図書編）に基づき電子納品（3部）すること。 ※ 工事写真は営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版））に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営繕第211号）」による。 ※ 建築包含工事の場合、監督員へ確認のこと。</p> <p>(2) 機器及び材料等 工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。 尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努めること。 又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。</p> <p>(3) 官公署等への届出手続 工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。</p> <p>1) 消防に係る消防設備等設置届出書の作成 ・ 本工事（・建築工事・電気設備工事・機械設備工事） ・ 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入）を行うこと。</p> <p>(4) 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。</p> <p>(5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 ・ 耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ） ・ 基礎寸法 ・ 水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 ・ 支持間隔 ・ 振れ止め支持間隔 3) 屋外排水工事 ・ 排水勾配 ・ 樹の深さ 4) 水栓、リモコンスイッチの高さ</p> <p>(6) 製品確認 発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 適用する □ 適用しない</p> <p>(7) 耐震安全性の分類 構造体（Ⅱ）類 建築非構造部材（B）類 建築設備（乙）類</p> <p>(8) 機器の地震力（主要機器） 機器名 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0） 水槽類 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0）  その他監督員が指示するもの</p> <p>(9) 冷媒（フロン類）の回収 □ 適用する □ 適用しない 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・ フロン回収工程管理書 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外ユニットに集める作業（ボンブダウン）を行うこと。 パッケージ型空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。</p> <p>(10) 中間技術検査 実施回数（ ）回 実施する段階（ ）</p>	<p>(11) 発生材の処理等 1) 引渡しを要するもの（ ） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物（ ） 処理方法（ ） なお施工に際して、廃石綿等特別管理廃棄物及び疑わしい機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 3) 現場内において再利用を図るもの □ 発生土 □ その他（ ） 4) 再資源化を図るもの □ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材</p> <p>5) 発注者へ引渡しを要するものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。</p> <p>(12) 電気保安技術者 □ 配置する ■ 配置しない</p> <p>(13) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ■ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり □ 指定なし 2) 施工可能時間帯 ■ 指定なし □ 指定あり（時～時）</p> <p>(14) 概成工期 建築物等の使用を想定して総合運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■ 指定なし □ 指定あり（平成年月日）</p> <p>(15) 仮設工事 構内既存の施設 1) 便所 □ 利用できる ■ 利用できない 2) 工用水 □ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工用電力 □ 利用できる（有償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から起因する電力料金は本工事に含まれる。</p> <p>(16) 足場 □ 別契約の関係受注者（下請け工事の場合は元請け）が定置したものは無償で使用できる。 ■ 解体を要する場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙「手すり先行工法等による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編 2. 2. 1より足場の種別は以下による。 □ 内部足場（ □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 □ G種） □ 外部足場（ □ A種 ■ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種） □ 防護シート設置範囲 □ 工事に必要な範囲 □（ ）</p> <p>(17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿（最新版）及び別記記載の指定資材及び参考見積メーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名： ) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名： ・ 間伐材製工事用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板)</p> <p>(18) 建設副産物 請負金額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 なお、計画書（実施書）の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。</p> <p>(19) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から9月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェスト）の数量の集計を超えて請求することはできない。</p> <p>(20) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p> <p>(21) 既設との取合い・養生 本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にない復旧すること。</p> <p>(22) 総合評価方式 総合評価方式の工事において技術提案、施工体制確認資料の記載内容等に不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件（以下「発注工事」という。）において、貴社の加算点から発注工事の加算点満点の割合を減点します。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は、不履行工事件数に応じて減点します。なお、貴社が特定J V、経営JVの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。</p> <p>(23) 下請次数制限及び県内（管内）企業優先使用 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。</p> <p>(24) 不当介入を受けた場合の措置 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について 1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行うこと。 2) 1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。</p>	<p>(25) 主任技術者又は監理技術者 1) 技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たすものとしなければならない。 2) 専任を要しない期間 ・ 現場施工に着手するまでの期間（現場事務所等の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 ・ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。</p> <p>(26) 火災保険等 三重県建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加え、その加入証券等を提示しなければならない。 ① 保険の目的物 工事的目的物及び工事材料（支給材料を含む） ② 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間 ③ 保険金額 原則として請負金額に相当する金額</p> <p>(27) 工事的目的物部分引渡し等について □ 部分引渡しあり □ 部分使用あり ・ 指定部分（ ） ・ 時期（平成 年 月 日）</p> <p>(28) 埋蔵文化財調査 埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 □ 発掘調査等の実施あり ■ 発見された場合、発掘調査等の実施あり</p> <p>(29) 不正経油の使用の禁止 1) 一般事項 県工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正経油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正経油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正経油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>(30) 社会保険等未加入対策 ・ 適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 ・ 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。</p> <p>(31) その他 1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。 3) 現場での安全確保（自主施工の原則） ・ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ・ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設変更や針しが必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</p> <p>(32) 電子メールの活用 ・ 「電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月」を適用する。 （三重県HP「三重県の公共情報」を参照）</p> <p>(34) 設計図書の照査 三重県公共工事共通仕様書第1編1章1-1-3 2. 設計図書の照査に基づく照査を実施すること。また、照査の実施において、契約書第18条第1項から5号に該当する事がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。</p>	<p>9 工事細目 (1) 配管材料</p> <p>■ 給水管 □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWVA K116（一般：SGP-VA、VB 地中：SGP-VD） □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP O11（一般：SGP-FVA、FVB 地中：SGP-FVD） ※ 継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合（工場加工）とする。 □ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742（一般・地中：HIVP） □ 水道配水用ポリエチレン管 JWVA K 144（50～150A）（地中：PE） □ 給水設備用ポリエチレン管 JP K 001（20～40A）（地中：PE） □ 給水用高密度ポリエチレン管 PWA 005（20～75A）（地中：PE） □ 水道配水用ポリエチレン管 PWA 001（50～200A）（地中：PE） □ 水道用ステンレス鋼鋼管 JWVA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448 ※ 地中埋設管は、取出し位置の地面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。</p> <p>□ 雑排水管 □ 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452（SGP-白） ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用（地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻く） □ 土間：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741（VP・VU） □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798（RF-RP） ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741（硬質塩化ビニル管VP）又は JIS K 9798（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-RP）規格品 に縦線モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> <p>□ 通気管 □ 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452（SGP-白） ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用（地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻く） □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741（VP） □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798（RF-RP） ※ RF-RPは屋外露出不可 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741（硬質塩化ビニル管VP）又は JIS K 9798（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-RP）規格品 に縦線モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> <p>□ 汚水管 □ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP O42 ※ 同上MD継ぎ手 JPF MDJ 002 □ 土間：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741（VP・VU） □ 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798（RF-RP） ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741（硬質塩化ビニル管VP）又は JIS K 9798（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-RP）規格品 に縦線モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> <p>□ 給管 □ 排水・通気用給管 SHASE-S203</p> <p>□ 給湯管 □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWVA K 140（一般：SGP-HVA 地中：内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管） □ 水道用ステンレス鋼鋼管 JWVA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448</p> <p>□ ガス管 □ 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452（SGP-白） □ 土間：塩化ビニル被覆鋼管（黒） □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774（地中：PE） ※ 地中埋設鋼管は、取出し位置の地面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。 （注）都市ガスの場合、ガス管槽を供給業者の仕様にて適応修正のこと。</p> <p>□ 消火管 □ 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452（SGP-白） □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（白） WSP O41（SGP-VS） ※ 地中埋設管VSは、取出し位置の地面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。</p> <p>□ 屋外埋設排水 □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741（VP・VU） □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798（RF-RP） □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58（REP-VU） □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797（RS-VU） ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） （1類水路用遠心力鉄筋コンクリート管）</p>
		<p>設計年月日</p> <p>承認</p> <p>検図</p> <p>P &amp; D</p>	<p>工事名称：玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事</p> <p>図面名称：機械設備工事特記仕様書（1）SCALE N/S</p>
			M-01

■ 冷温水配管	■ 配管用炭素鋼鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWMA K 140 (一般: SGP-HVA)
□ 冷却水管	□ 配管用炭素鋼鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWMA K116 (一般: SGP-VA, VB) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般: SGP-FVA, FVB)
■ ドレン管	□ 配管用炭素鋼鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP-白) ■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以上はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
■ 冷媒管	□ 鋼及び鋼合金無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 ■ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。製造者標準品ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてよい)とする。 ※ 冷媒用鋼管の内厚は、冷凍保安規則関係例示基準の規定による。
□ 油管	□ 配管用炭素鋼鋼管 (黒) JIS G 3452溶接接合
□ 蒸気管	□ 配管用炭素鋼鋼管 (黒) JIS G 3452 <(往) 溶接 (還) 65A以上: 溶接、50A以下: ねじ>
□ ブライン管	□ 配管用炭素鋼鋼管 (黒) JIS G 3452

※ 弁類 揚水ポンプまわり、消火ポンプまわり、水道直圧部は10Kとし、それ以外は5Kとする。  
塩化ビニルライニング鋼管に使用する際は、管端防食カバー付き、又はライニング弁を使用すること。

※ 横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下	2m以下
	125A以上	3m以下
ビニル管	80A以下	1m以下
耐火二層管	100A以上	2m以下
鉛管		1.5m以下
鋼鉄管	標準図による	

※ 横走り管形鋼管れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管	-	50A~100A	125A~
鋼鉄管			
ビニル管			
耐火二層管	25A~40A	50A~100A	125A~

※ 冷媒用鋼管の横走り管の支持間隔  
基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下 ※ 液管・ガス管共吊りの場合  
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下 液管の外径を基準とする。  
形鋼外れ止め支持間隔は、鋼管に準ずる。

- (2) ダクト工事  
矩形ダクト ■ 亜鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC、SGCCA) 鍍金付着Z18以上  
□ ステンレス鋼板 JIS G4305  
工法 ■ アングルフランジ工法  
□ 共板フランジ工法  
□ スライドオンフランジ工法  
形鋼補強 ■ 山形鋼 JIS G 3101 □ SUS鋼材 JIS G 4317  
丸ダクト □ スパイラルダクト  
□ 硬質ポリ塩化ビニル管 (多湿箇所) JIS K 6741  
■ 保温付フレキダクト

(3) 保温塗装工事

1) 材料

■ グラスウール保温材	保温筒 JIS A 9504 2号 40K (屋内一般等)	■ 給水管	■ ドレン管	□ 給湯管	□ 消火管(露出部)
■ 給水管 (往)	■ 蒸気管 (還)	□ 給湯管 (70℃以上)	□ 温水管	□ 蒸気管	■ 冷水・冷温水管
□ 給湯管 (70℃以下)	□ 温水管	□ 冷媒管	□ 消火管	□ 冷水管	□ 冷水管

□ ロックウール保温材 (防火区画貫通部等)	保温筒、保温帯、フランクネット 1号JIS A 9504		
□ 給水管	□ 排水管	□ 給湯管	□ 温水管
□ 蒸気管	□ 冷水・冷温水管	□ 冷媒管	□ 消火管
□ ポリスチレンフォーム保温材 (屋内一般等)	保温筒 JIS A 9511 3号 保温板 JIS A 9511 3号		
□ 給水管	□ 排水管	□ 冷水・冷温水管	□ 冷水管 (2~4℃)
□ ブライン管	□ 消火管	□ 給湯管 (70℃以下)	□ 冷水・冷温水管
□ 給水管	□ 排水管	□ 給湯管 (70℃以下)	□ 冷水・冷温水管
□ ブライン管	□ 消火管	□ 給湯管 (70℃以下)	□ 冷水・冷温水管

□ 合成樹脂調合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント)	1種 (露出)		
□ 給水管	□ 排水管	□ 通気管	□ ドレン管
□ ガス管	□ 消火管	□ 油管	□ 冷却水管
□ ダクト (亜鉛鉄板製)	□ ダクト (鋼板製)		

□ さび止めペイント塗り塗料 JIS K 5621 (一般用錆止めペイント)	2種
□ 蒸気管 (往)	□ ダクト (鋼板製)

□ アルミニウムペイント塗り塗料 JIS K 5492 (アルミニウムペイント)	下塗りは錆止めペイント
□ 蒸気管 (還)	

2) 保温厚

・ グラスウール、ロックウール

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯・膨張・温水・消火管	~80A	100~150A	-	200A~	-
蒸気管	~25A	-	32~50A	65A~	-
冷水・冷温水・冷媒管	-	~25A	32~200A	250A~	-

・ ポリスチレンフォーム

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	~80A	100A~	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	~25A	32~200A	250A~	-
冷水管 (冷水温度2~4℃)	-	-	~20A	25A~100A	125A~	-
ブライン管	-	-	~25A	32~80A	100A~	-

・ 機器ダクト保温厚

保温厚	1	2	3	4
25mm	ダクト(屋内露出 [機械室、書庫、倉庫]、廊下部)、消音チャンパー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)	鉄線	合成樹脂製カバー	
50mm	ダクト(屋内露出 [一般居室、廊下])、サブライチャンパー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダ管、排気筒隠蔽部(ロックウール)	鉄線	アルミガラスクロス粘着テープ	
75mm	煙導(ロックウール)	鉄線	アルミガラスクロス仕上	

3) 種別  
給排水衛生設備配管の保温仕様(R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	7&#247;5&#247;2&#247;仕上
天井内・P S内	アルミガラスクロス化粧保温筒	鉄線	アルミガラスクロス粘着テープ	
暗室内(ピット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色7&#247;5&#247;2&#247;仕上
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

※ 1) 排水管については、上表暗室内(ピット内)の仕様を防食テープ巻きに読み替える。  
※ 2) サヤ管工法; 架橋ポリエチレン・ポリブテン管使用の場合は、上表保温不要。  
※ 3) 消火管の保温は消防打ち合わせにより決定すること。

空調設備配管の保温仕様(R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	7&#247;5&#247;2&#247;仕上	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	7&#247;5&#247;2&#247;仕上	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	保温筒	鉄線	7&#247;5&#247;2&#247;仕上	アルミガラスクロス仕上	
(温水・蒸気管以外)	保温筒	鉄線	7&#247;5&#247;2&#247;仕上	アルミガラスクロス仕上	
暗室内(ピット内)	保温筒	鉄線	7&#247;5&#247;2&#247;仕上	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	7&#247;5&#247;2&#247;仕上	SUS鋼板仕上	

※ 1) 冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別  
□ 保温化粧ケース仕上 ■ SUS鋼板仕上(屋外露出部分)

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク	紙	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板仕上
鋼板製タンク	紙	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板仕上
冷水・冷温水ヘッダ	紙	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板仕上
温水・膨張・還水貯湯タンク	紙	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上	カラ-亜鉛鉄板(屋内)
温水・蒸気ヘッダ熱交換器	紙	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上	カラ-亜鉛鉄板(屋内)

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンパー・煙導 保温仕様

		1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	紙	保温板	カラ-亜鉛鉄板	
	機械室	紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋内隠蔽、D S内	紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋外露出、多湿箇所	紙	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラ-亜鉛鉄板	
	機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ			
	屋内隠蔽、多湿箇所	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ			
	屋外露出、多湿箇所	保温帯	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板
サブライチャンパー	消音チャンパー・エルボ	紙	保温板	ガラスクロス	鋼線網7&#247;5&#247;2&#247;仕上	
排煙ダクト 長方形	屋内隠蔽	紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ		
排煙ダクト 円形	屋内隠蔽	アルミガラスクロス化粧保温帯	7&#247;5&#247;2&#247;仕上			
煙導			プランク	鉄線	カラ-亜鉛鉄板	

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、1号を使用。  
※ 2) 煙導プラントは、JIS G 3554 (亀甲金網) による亜鉛鍍金を施した網目呼称16線径0.55の金網又はRWAS02による防錆処理を施した平ラソ0号で外面補強したものを使用。  
※ 3) 鋼電甲金網は、JIS H 3260 網目呼称10、線径0.5を使用。

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種類	塗り回数	備考
白管	露出	合成樹脂調合ペイント	下塗り 1 中塗り 1 上塗り 1	下塗りはさび止めペイント
黒管	露出	合成樹脂調合ペイント	2 1 1	下塗りはさび止めペイント

※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

- 4) 施工  
ダクト保温施工範囲
- SA
    - 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )
  - EA
    - 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )
  - RA
    - 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )
  - OA
    - 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( ) (例) 外壁面から1m程度 )
- チャンパー内貼施工 □ 内貼あり ( mm ) □ 内貼なし □ 図面による □ その他 ( )

- (4) スリーブ工事
- 管スリーブの径は、原則として、管の外径(保温されるものは、保温厚さを含む)より40mm程度大(=2サイズUP)なるものとする。  
箱巻きスリーブは、木枠又は鋼板(実管ダクト)とする。
  - 地中部分のスリーブは、塩化ビニル管(VU)とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
  - 地中埋以外の架設き管スリーブは、亜鉛鉄板製を原則とする。
  - 柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙製板枠としてもよい。  
紙製板枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じ、かつ、配管施工前に板枠を必ず取除くものとする。

- 10 共通事項
- 陸上ポンプ、送排風機(エアハン含む)の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
  - 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
  - 系統が分かるように、必要箇所(機械室、P S内等)に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
  - 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
  - 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
  - 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
  - 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工管理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
  - 雨がかり部に取り付けるガラのりチャンパーには、水抜きを設けること。
  - 屋外埋設管(給水、消火、ガス)には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設管を施工すること。
  - 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
  - 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
  - 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
  - 地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。
    - 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をとせる。
    - 接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
    - 土間配管は、土間筋に吊り下げるとなご埋設管を保持すること。
    - 呼び径100A以下はM10、125A~250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用すること。
  - 屋外露出及び多湿箇所(トレンピット等)の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
  - 屋外設置のマノホール類は用途名を入れること。
  - 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊巻の取り付けを行うこと。
  - 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。

11 指定資材及び参考見積りメーカー

分類	資材名	規格・メーカー等 (アイウエオ順)
管	塩化ビニル管	「水」マーク表示品 WSP規格品
	配管用炭素鋼鋼管	JISマーク表示品
	塩化ビニル管	JISマーク表示品 「水」マーク表示品
	リサイクル塩化ビニル管	JISマーク表示品 塩化ビニル管・継手協会規格品
	鉛管	SHASE-S表示品
	銅管	冷媒用 鋼イノアック住環境 鋼コルコムテリアル鋼管 鋼UACJ鋼管 因幡電機産業(株) または同等品以上
	ダクタイル鉄管	水道用 「水」マーク表示品
	ステンレス鋼管	JISマーク表示品 SAS規格品 「水」マーク表示品
	耐火二層管	国土交通大臣認定品
	ポリエチレン管	JISマーク表示品 日本ポリエチレンパイプシステム協会規格品 「水」マーク表示品 建築設備用ポリエチレンパイプシステム研究会規格品
継手	ライニング鋼管継手	■ 管端防食 JPF規格品 「水」マーク表示品 WSP規格品
	フランジ	WSP規格品
	鋼管継手	外面含む JISマーク表示品 JPF規格品、WSP規格品
	ビニル管継手	JISマーク表示品 「水」マーク表示品
	銅管継手	冷媒用 鋼イノアック住環境 東洋フイッテング鋼 因幡電機産業 または同等品以上
	ステンレス鋼管継手	JISマーク表示品 SAS規格品 「水」マーク表示品
	耐火二層管継手	国土交通大臣認定品
	伸縮継手(ハローズ型、スリーブ型)	JISマーク表示品(ハローズ型) SHASE-S表示品(スリーブ型)
	可とう継手	トーフレ鋼 日立金属鋼 鋼ペン 鋼ヨシタケ または同等品以上
	弁	青銅弁・鉄弁 JISマーク表示品 鋼キップ 東洋バルブ鋼 日立金属鋼 鋼ペン 鋼ヨシタケ または同等品以上
保温材	グラスウール保温材	JISマーク表示品
	ロックウール保温材	JISマーク表示品
	ポリスチレンフォーム保温材	JISマーク表示品
ポンプ類	横形遠心ポンプ	設備機材等評価名簿による。
	水中モーターポンプ (汚水用、雑排水用、汚物用)	
	立形遠心ポンプ	
電動機	電動機	シンフォニアテクノロジー鋼 鋼東芝 鋼日立製作所 富士電機鋼 パナソニック鋼 三菱電機鋼 鋼明電舎 または同等品以上
	衛生器具	JISマーク表示品
タンク	衛生器具ユニット	設備機材等評価名簿による。
	FRP製バネルタンク	設備機材等評価名簿による。
	密閉形鋼製貯湯タンク(空調用・給湯用) 7&#247;5&#247;2&#247;仕上 7&#247;5&#247;2&#247;仕上 7&#247;5&#247;2&#247;仕上	
樹	樹類	公団型 協和コンクリート工業鋼 インフラテック鋼 桑名工業鋼 南丸八産業 または同等品以上 (公社) 日本下水道協会 フラフク・タマホク協会 規格対象品又は準拠品
	塩ビ樹	
鋼鉄製品	排水金物	カネソウ鋼 ダイレク鋼 鋼中部コーポレーション 鋼西鋼物鋼 または同等品以上
	鋼鉄製ふた	マンホールふた 設備機材等評価名簿による。
量水器	量水器	愛知時計電機鋼 アズビル金門鋼 または同等品以上
	ガス器具	ガス配管器具 I・T・O鋼 鋼桂精機製作所 鋼兼井金製作所 富士工器鋼 または同等品以上
ガス配管器具	ガス給湯器	都市ガス 液化石油ガス 「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき省令による証書を付したものの
	ガス警報システム	アズビル金門鋼 富士工器鋼 富士電機鋼 パナソニック鋼 矢崎総業鋼 または同等品以上
厨房機器	厨房システム	設備機材等評価名簿による。

通過装置			オルガノ鋼 鋼田工業鋼 鋼エイ工業鋼 鋼三協 鋼三進ろ過工業 鋼タクマ 理水化学鋼 または同等品以上
減湿機			鋼磯村 鋼オーヤックス 水道機工鋼 日本雪連鋼 または同等品以上
消火装置	消火栓類		鋼立売組製作所 鋼北浦製作所 鋼村上製作所 鋼機井製作所 または同等品以上
	消火栓ホース		日本消防検定協会の合格表示品 設備機材等評価名簿による。
浄化槽	合併浄化槽	RC造	鋼ダイキアックス 鋼西原ネオ フジクリーン工業鋼 鋼吉工業鋼 または同等品以上
		FRP	国土交通大臣型式認定品
簡易水洗	クリーントイレ		鋼LIXIL 積水化学工業鋼 ネボン鋼 パナソニック鋼 ロンシール機器鋼 または同等品以上
フロア			朝日電機工鋼 鋼アンレット 新明和工業鋼 安永エアポンプ鋼 または同等品以上
阻集器	グリッド・ガソリントラップ		カネソウ鋼 下田エコテック鋼 ホーコス鋼 または同等品以上
特殊ガス	特殊ガス設備		エア・ウォーター 鋼 鋼セントラルユニ 日酸TANAKA鋼 日本エア・リキード鋼 または同等品以上
計測機器			鋼島津製作所 東重DKK鋼 鋼日立製作所 富士精密電機鋼 横河電機鋼 または同等品以上
化学実験装置			鋼島津理化 鋼ダルトン 鋼ヤガミ ヤマト科学鋼 または同等品以上
製缶類	製缶部・熱交換		鋼島倉鉄工鋼 鋼広島鉄工 鋼ベルテクノ 鋼前田鉄工鋼 鋼森松工業鋼 または同等品以上
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鉄製)		設備機材等評価名簿による。
	無圧式温水発生機(鋼製・鉄製) 電気温水器		愛知金属工業鋼 鋼東芝 鋼日本イミック パナソニック鋼 三菱電機鋼 または同等品以上
ボイラー	鋼製ボイラー及び燃焼ボイラー		設備機材等評価名簿による。
	鋼製ボイラー及び燃焼鋼製ボイラー 鋼製小圧ボイラー及び小容量ボイラー 鋼製ボイラー		
冷凍機	チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット		設備機材等評価名簿による。
	吸収冷水機 吸収冷水機ユニット 遠心冷凍機		
空調機	ユニット形空調機		設備機材等評価名簿による。
	ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット コンパクト形空調機		
パッケージ形空調機	マルチパッケージ形空調機		
	1&#247;5&#247;2&#247;型 空気調和機		
冷却塔	冷却塔		設備機材等評価名簿による。
	防振装置		倉敷化工鋼 特許機器鋼 鋼ブリヂストン 鋼明治ゴム化成 または同等品以上
加温器	ウエットマスタ-機		ウエットマスタ-機 ビーエス工業鋼 または同等品以上
	送風機類	遠心送風機(多翼形送風機) 斜流送風機 軸流送風機 消音ボックス付送風機	設備機材等評価名簿による。
換気扇	換気扇類		テラルククタ鋼 鋼東芝 日立アプライアンス鋼 パナソニック鋼 三菱電機鋼 または同等品以上
	全熱交換器(回転形、静止形)		設備機材等評価名簿による。
空気清浄装置	全熱交換ユニット		
	7&#247;5&#247;2&#247;機 (V形形、折込み形)		設備機材等評価名簿による。
ダクト付属品	自動巻取形エアフィルター		
	風量ユニット(定風量、変風量)		設備機材等評価名簿による。
ダクト	亜鉛鉄板		JIS規格品
	ステンレス鋼板		JIS規格品
フレキダクト	スパイラルダクト		鋼栗本鐵工所 鋼新富士空調 フジモリ産業鋼 または同等品以上
	フレキダクト		アライ工業鋼 鋼オオツカ 鋼栗本鐵工所 または同等品以上
自動制御	自動制御システム		設備機材等評価名簿による。

【注記】 ① JISマーク、水マーク (JWMA:日本水道協会規格)、WSP(日本水道鋼管協会規格)、SHASE-S(空調機・衛生工学規格)、JPF(日本金属継手協会規格) SAS(ステンレス協会規格)の番号については、「公共



撤去機器表

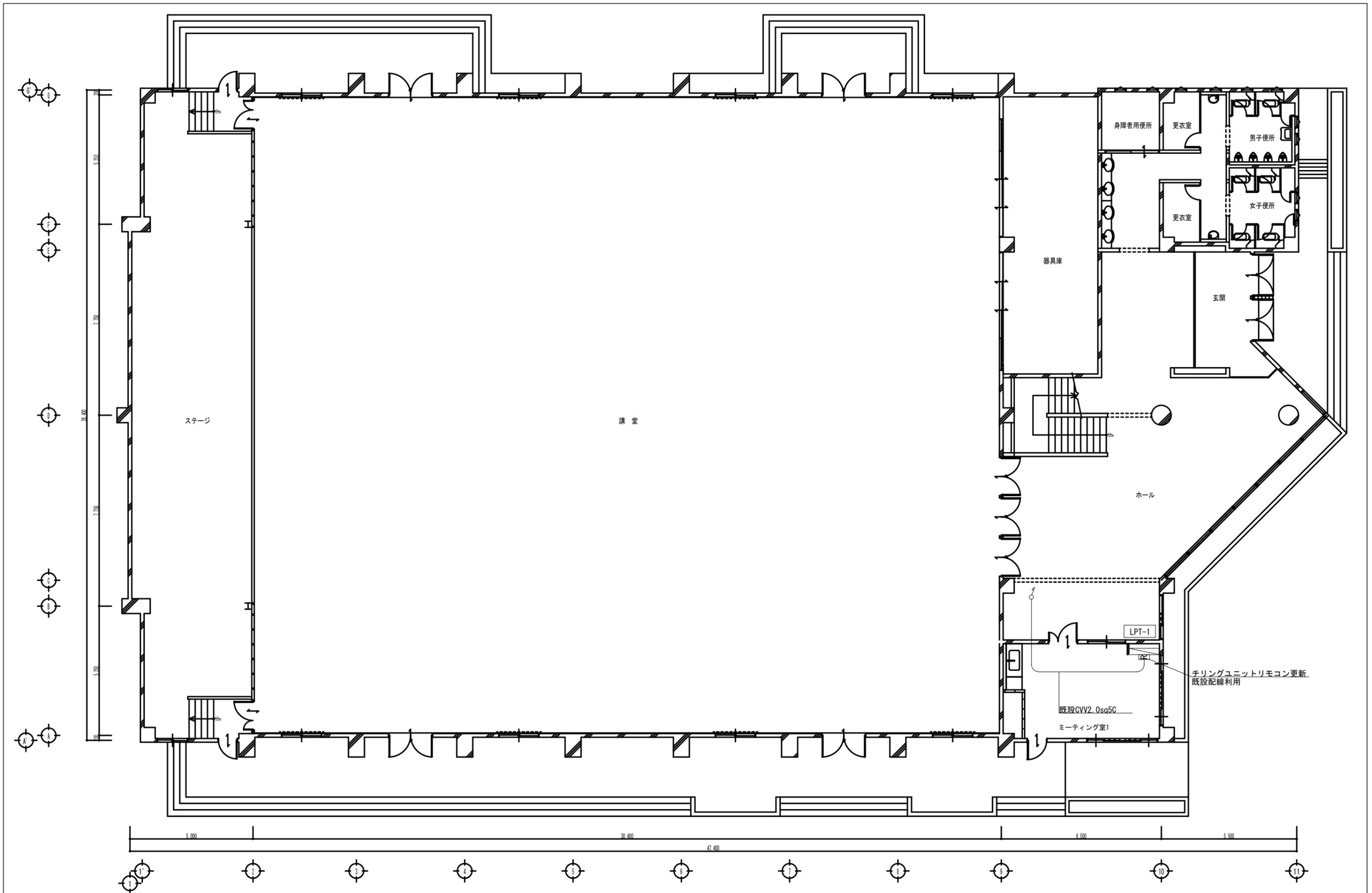
記号	機器名称	機器仕様	冷房能力	暖房能力	相	電圧	台数	据付位置	備考
			Kcal/h	Kcal/h					
RR-1	チリングユニット	空冷ヒートポンプ 圧縮機37.0KW x2 冷水量 53.0m3/h(12.0→7.0℃) 温水量 63.0m3/h(40.0→45.0℃)	265,000	315,000	3	200	1	屋上機械置場	CAH-100J
ACU-1	空気調和機	横型 コイル列数 6列 給気風量 36,100m3/h 還気風量 18,800m3/h 外気風量 17,300m3/h 冷房 吸込空気 30.3℃DB 23.6℃WB 冷水881.0? 暖房 吸込空気 9.9℃DB 6.2℃WB 温水871.0? 送風機 全圧121mmAq 機外静圧90.0mmAq 高圧スプレー加湿器 噴霧量500Kg/h 有効加湿量167Kg/hr 防振装置 スプリング式 フィルター パネル型	264,300	261,300	3	200	1	機械室	AD-600MA-KH
ACP-1	パッケージエアコン	天カセ4方向 ツイン同時運転マルチ リニューアルパネル	25,000	27,000	3	200	1	ミーティングルーム2	PUH-250EKE
PCH-1	冷温水ポンプ	80φx894?			3	200	1	屋上機械置場	PE-806E3.7

改修機器表

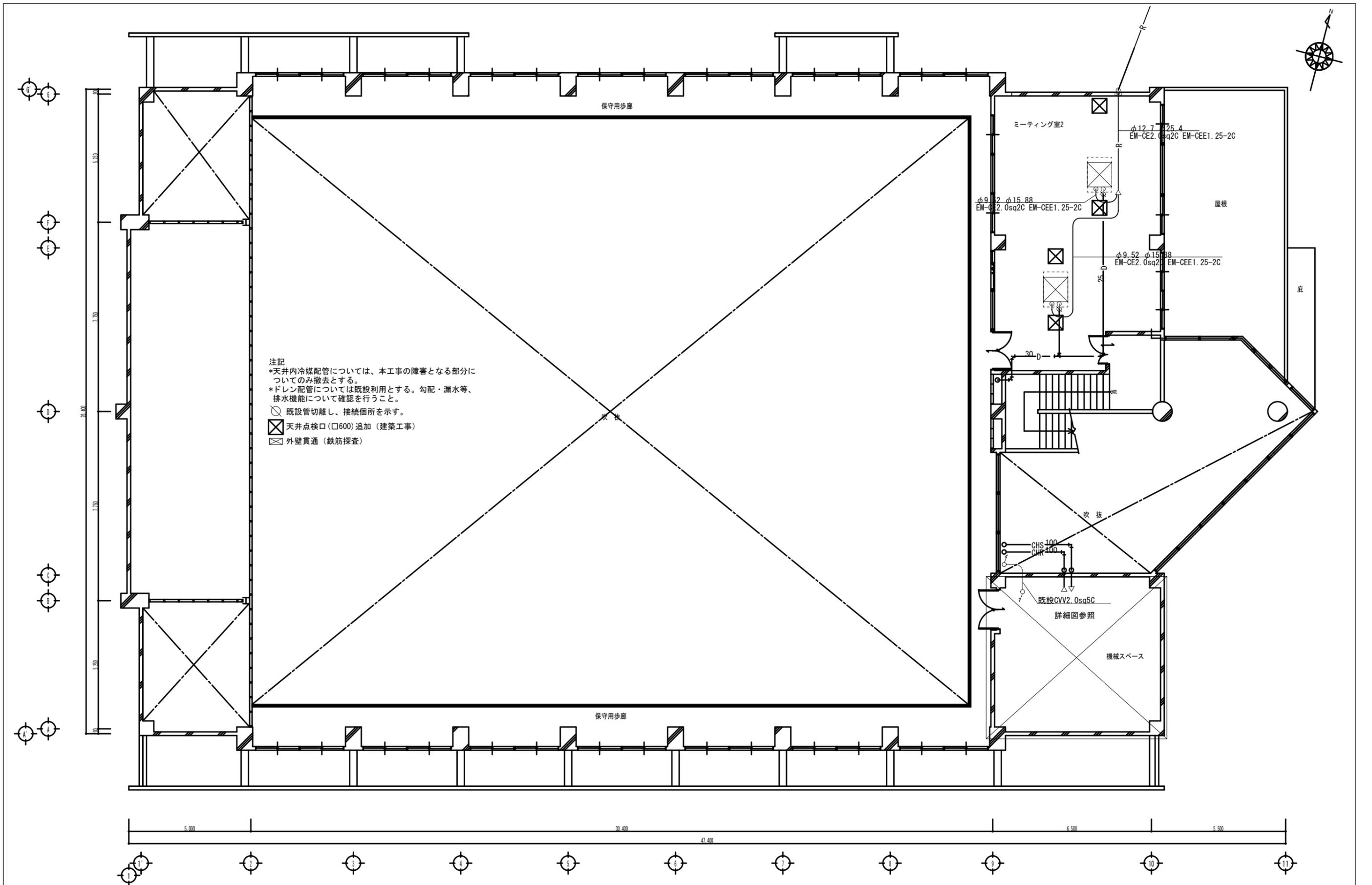
記号	機器名称	機器仕様	冷房能力	暖房能力	電気容量						台数	据付位置
					相	電圧	送風機出力	消費電力				
								Kw	Kw	低温暖房		
RR-1	チリングユニット	空冷ヒートポンプ 圧縮機9.2KW x4 冷水量 25.8m3/h(12.0→7.0℃) 温水量 25.8m3/h(40.0→45.0℃)	150.0	150.0	3	200	0.92x4	43.85	42.61		2	屋上機械置場
ACU-1	空気調和機	横型 コイル列数 6列 給気風量 36,100m3/h 還気風量 18,800m3/h 外気風量 17,300m3/h 冷房 吸込空気 30.3℃DB 23.6℃WB 冷水881.0?/min(入口7.0℃Δt=5.0) 暖房 吸込空気 9.9℃DB 6.2℃WB 温水871.0?/min(入口45.0℃Δt=5.0) 送風機 全圧121mmAq 機外静圧882Pa 気化式加湿器 防振装置 スプリング式 フィルター プレ+中性能 モーター 22kw3φ200V4PIE3	300.0	300.0	3	200					1	2階機械室
ACP-1	パッケージエアコン	天カセ4方向 ツイン リニューアルパネル	25.0	28.0	3	200	0.20x2 0.12	9.04	7.48	23.0	1	ミーティング室2
PCH-1	冷温水ポンプ	80φx894?/min x14m x3.7Kw			3	200					1	屋上機械置場

注：室外機については転倒防止の処置を確実に、監督職員の確認を受けること。

			設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称：玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	M-04
			訂正年月日				図面名称：空調機器表 SCALE N/S	

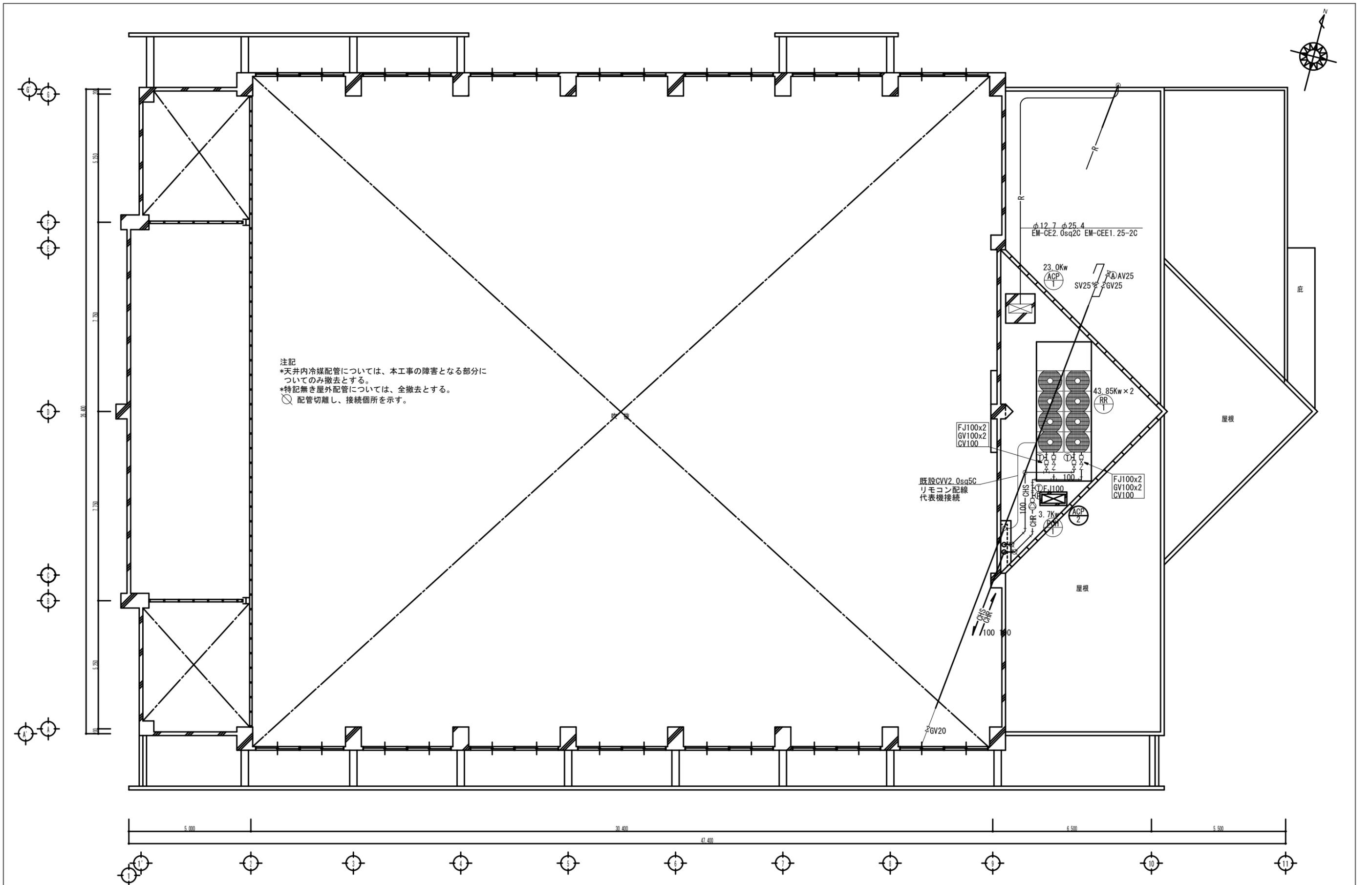


	設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称 : 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	M-05
	訂正年月日				図面名称 : 空調設備1階平面図 (改修後) SCALE 1/100	



注記  
 \*天井内冷媒配管については、本工事の障害となる部分についてのみ撤去とする。  
 \*ドレン配管については既設利用とする。勾配・漏水等、排水機能について確認を行うこと。  
 ○ 既設管切離し、接続個所を示す。  
 ⊠ 天井点検口(口600)追加(建築工事)  
 ⊞ 外壁貫通(鉄筋探査)

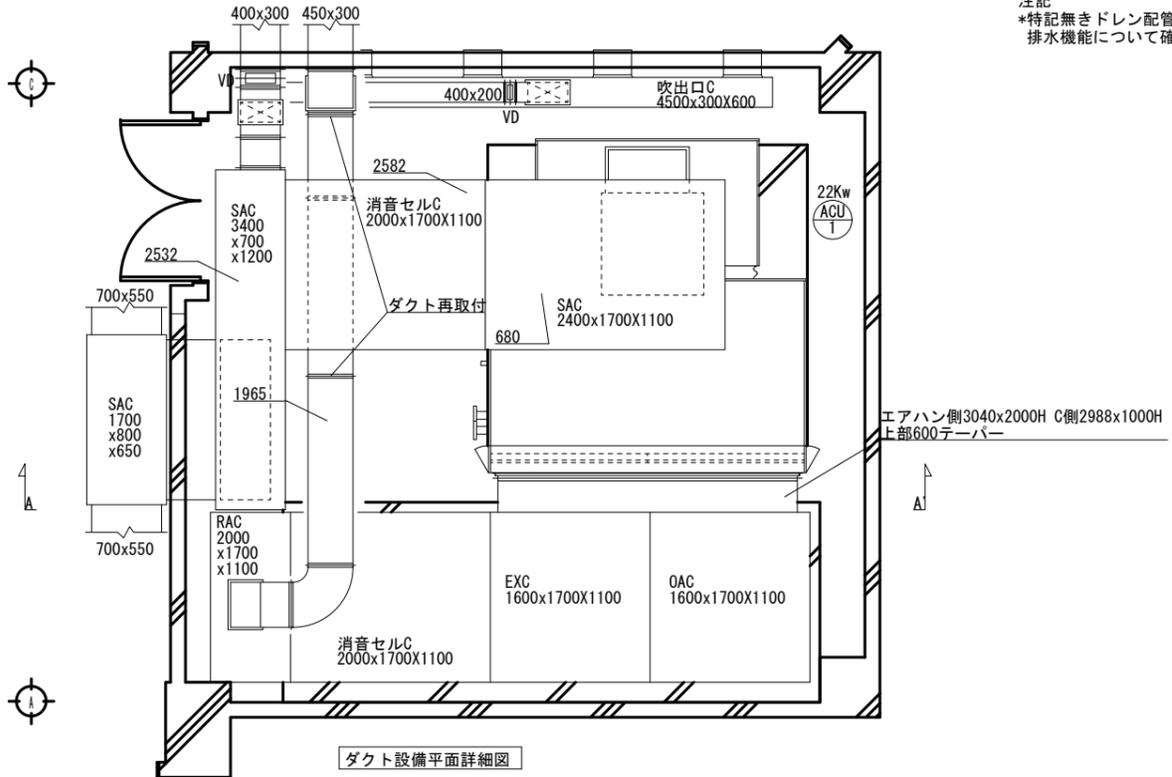
設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	M-06
訂正年月日				図面名称: 空調設備2階平面図(改修後) SCALE 1/100	



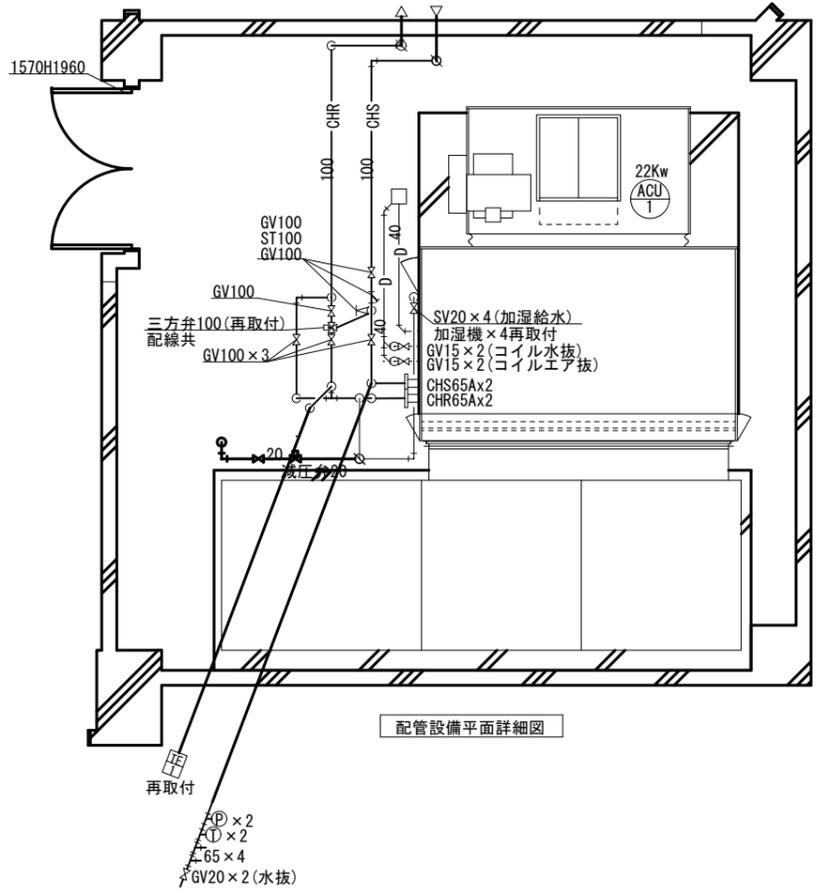
	設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称 : 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	M-07
	訂正年月日				図面名称 : 空調設備屋階平面図 (改修後) SCALE 1/100	

凡例	
—CHS—	冷温水管(往)を示す
—CHR—	冷温水管(還)を示す
—D—	既設利用ドレン管を示す
⊗	配管接続個所を示す

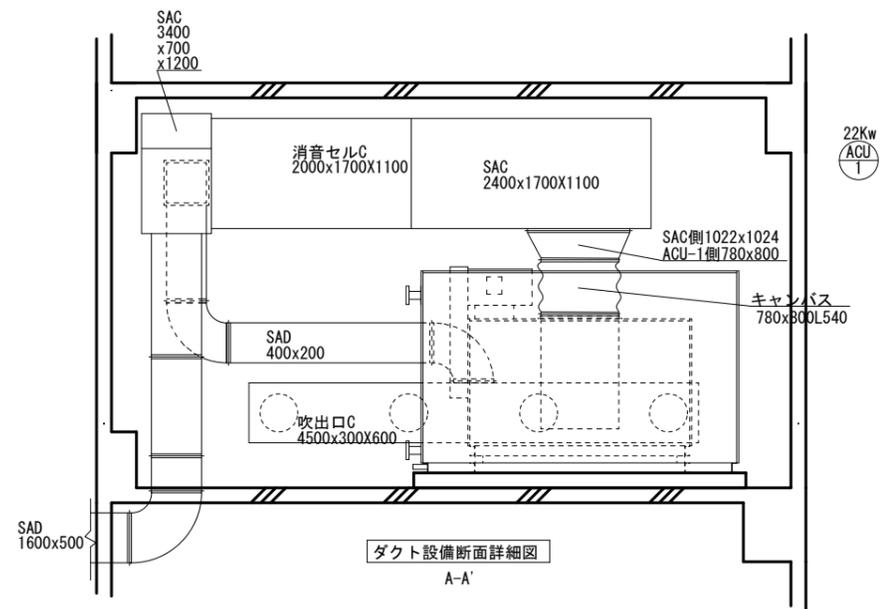
注記  
 \*特記無きドレン配管については既設利用とする。勾配・漏水等、排水機能について確認を行うこと。



ダクト設備平面詳細図

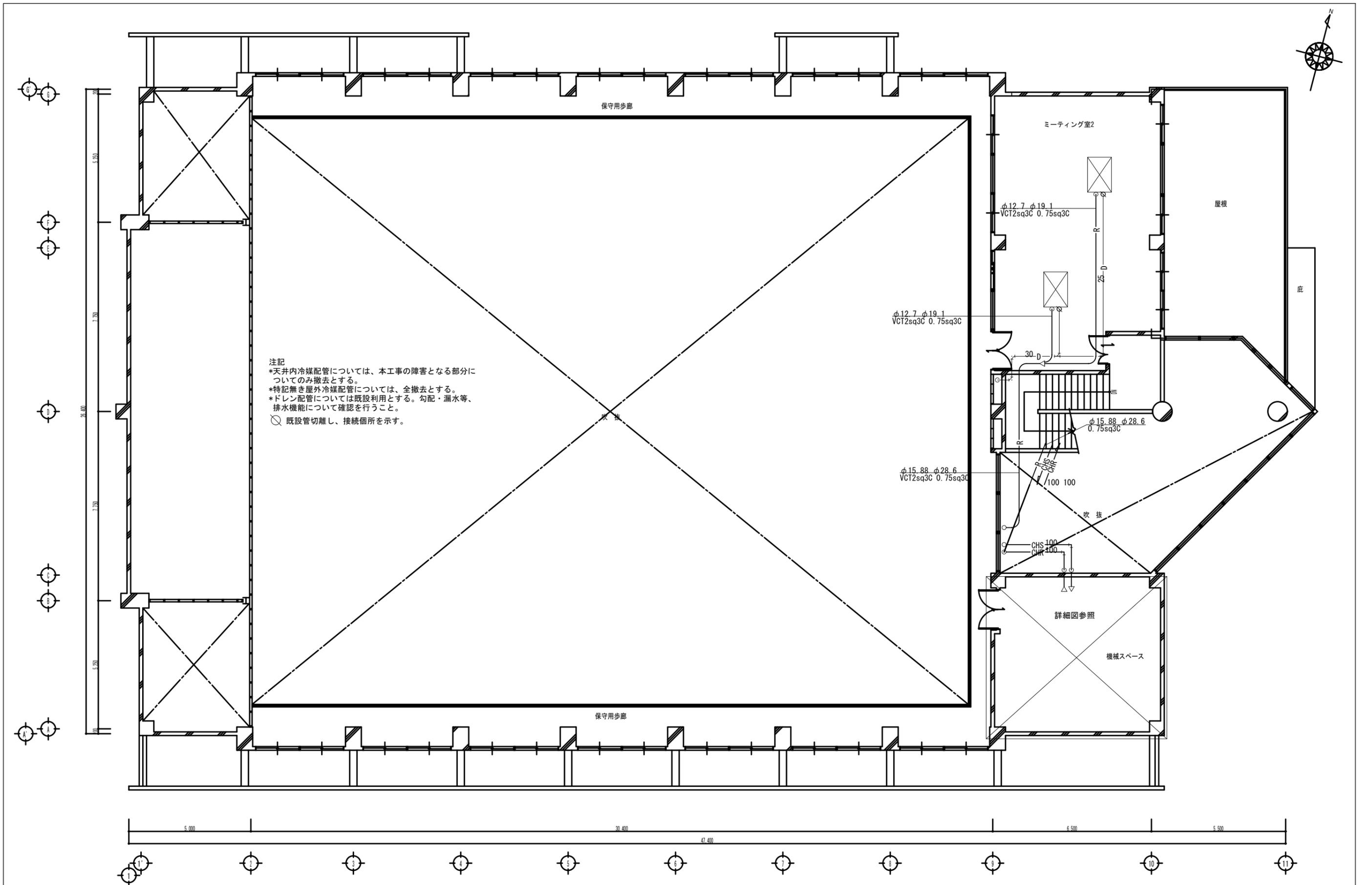


配管設備平面詳細図



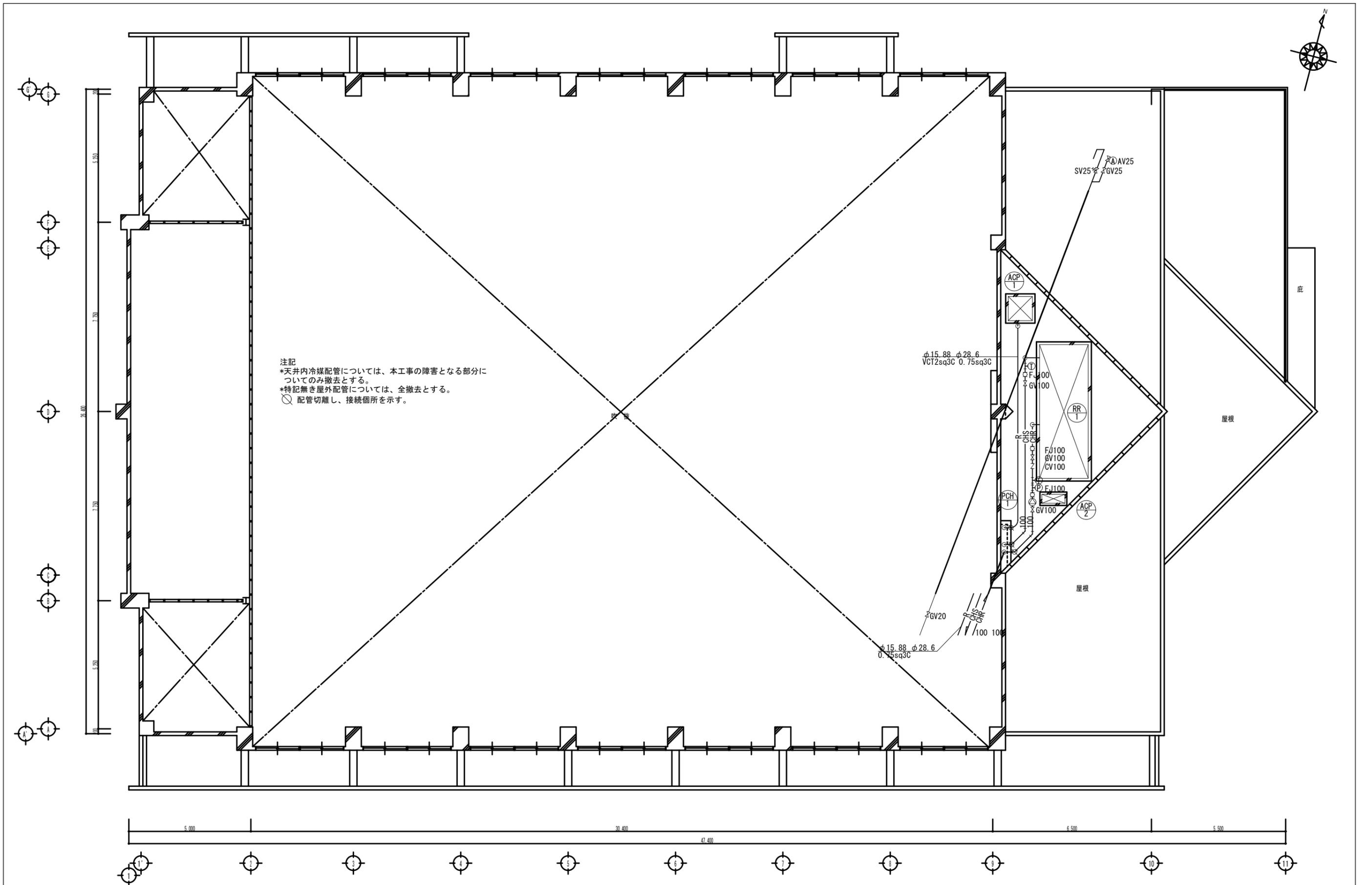
ダクト設備断面詳細図 A-A

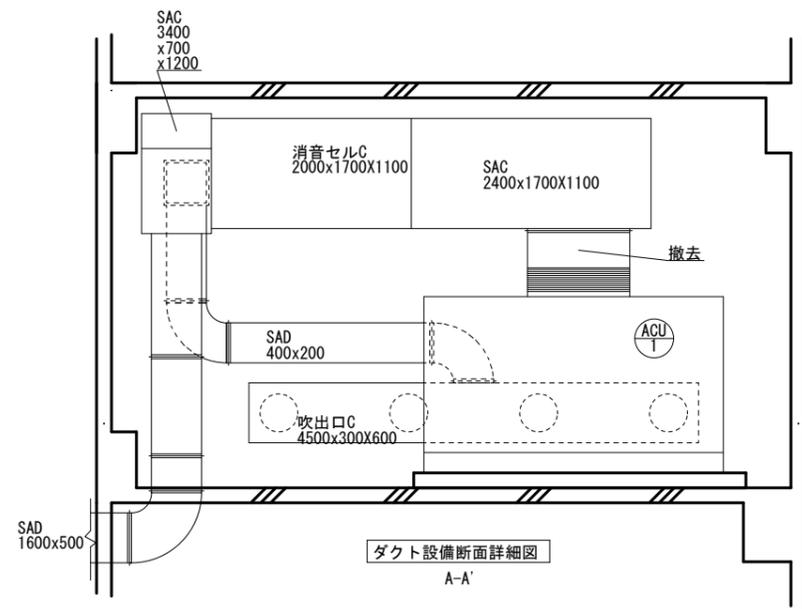
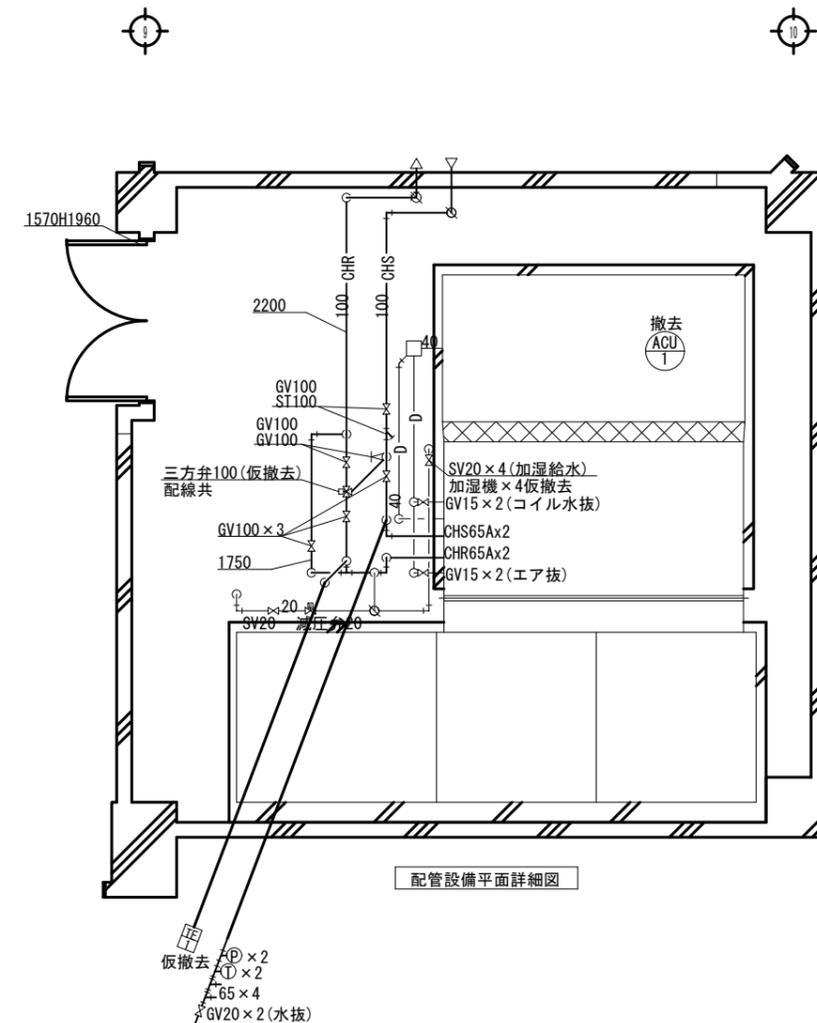
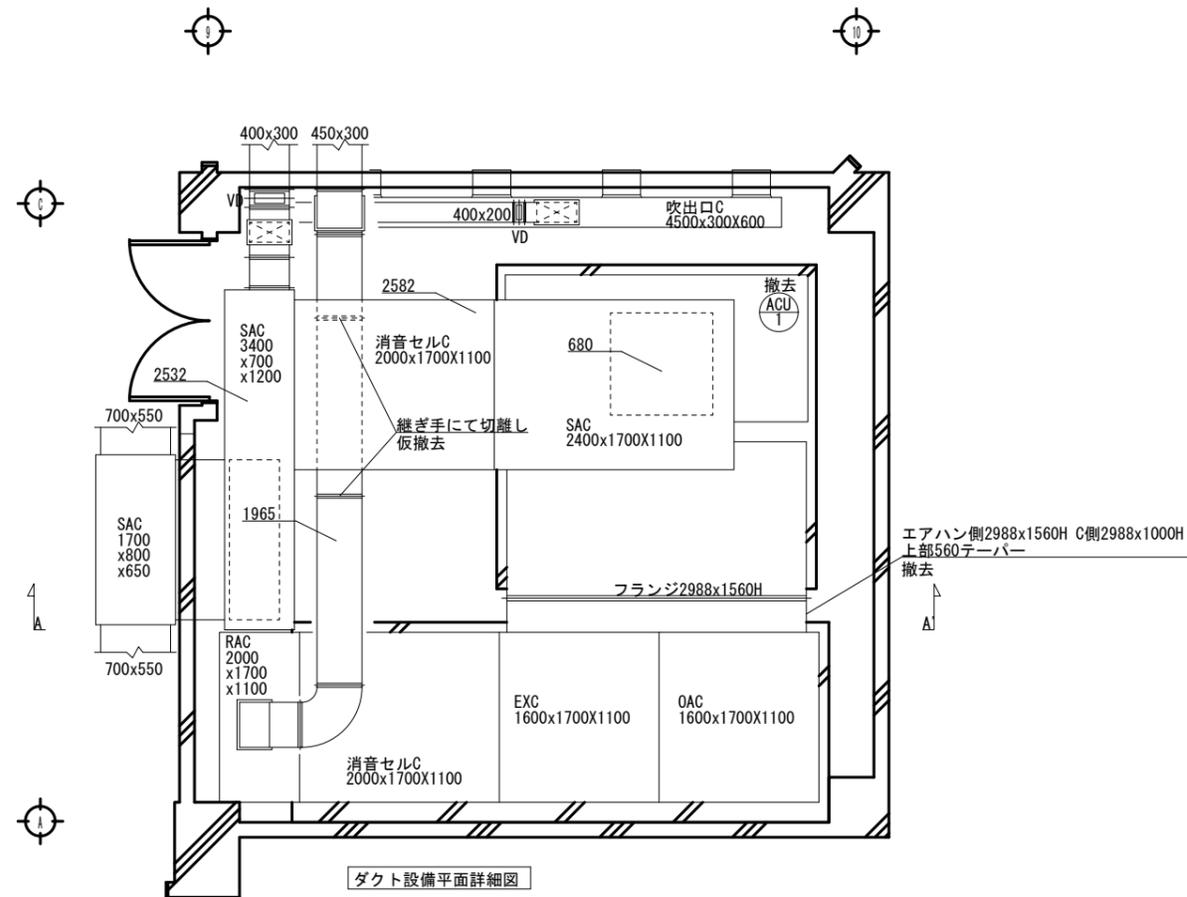
設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称: 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	M-08
訂正年月日				図面名称: 機械室詳細図 (改修後) SCALE 1/50	



注記  
 \*天井内冷媒配管については、本工事の障害となる部分についてのみ撤去とする。  
 \*特記無き屋外冷媒配管については、全撤去とする。  
 \*ドレン配管については既設利用とする。勾配・漏水等、排水機能について確認を行うこと。  
 ○ 既設管切離し、接続箇所を示す。

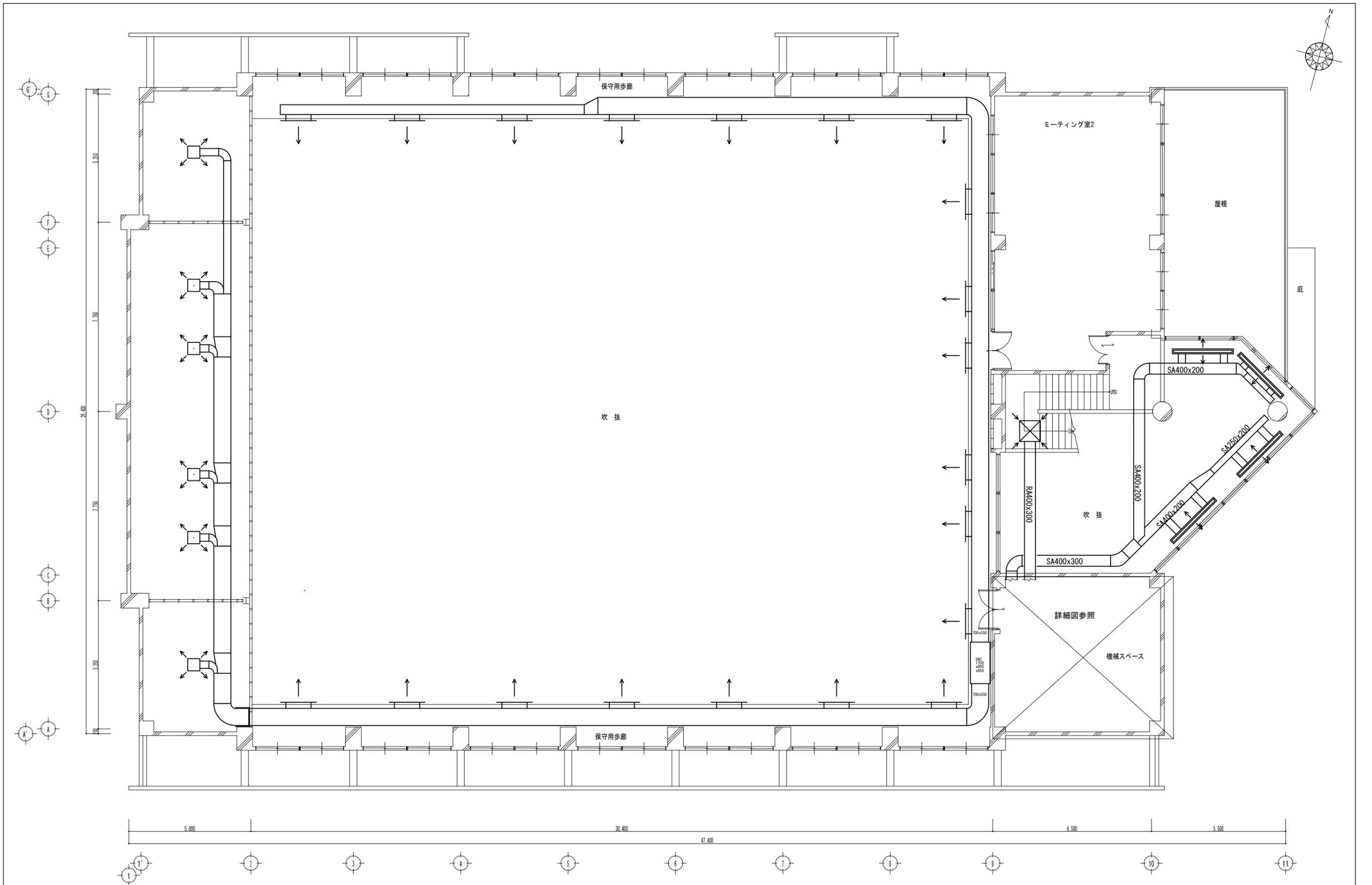
設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称 : 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	M-09
訂正年月日				図面名称 : 空調設備2階平面図 (改修前) SCALE 1/100	





注記  
\*特記無きドレン配管については既設利用とする。勾配・漏水等、排水機能について確認を行うこと。

			設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称 : 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	M-11
			訂正年月日				図面名称 : 機械室詳細図 (改修前) SCALE 1/50	



		設計年月日	承認	検図	P & D	工事名称 : 玉城町立田丸小学校講堂空調設備改修工事	M-12
		訂正年月日				図面名称 : 空調設備ダクト現況図 SCALE 1/100	